

第5回西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会次第

日 時 平成16年6月10日(木)
午後1時30分～
場 所 清洲町 町民センター2階

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

(1) 報告事項

報告第11号 新市の名称検討小委員会の協議状況(中間報告)について	— 1
報告第12号 新市の事務所の位置等検討小委員会の協議状況(中間報告) について	— 3
報告第13号 議会議員の定数等に関する検討小委員会の協議状況(中間報告) について	— 5

(2) 協議事項

協議第32号 公共的団体等の取扱いについて(継続協議)	— 7
協議第33号 補助金・交付金等の取扱いについて(継続協議)	— 18
協議第34号 使用料・手数料等の取扱いについて(継続協議)	— 28
協議第35号 行政区の取扱いについて(継続協議)	— 55
協議第36号 消防団の取扱いについて(継続協議)	— 64
協議第37号 慣行の取扱いについて(継続協議)	— 74
協議第38号 総務関係事業の取扱いについて(事前提案)	— 83
協議第39号 交通・防災関係事業の取扱いについて(事前提案)	— 92
協議第40号 財政関係事業の取扱いについて(事前提案)	— 107
協議第41号 管財関係事業の取扱いについて(事前提案)	— 115
協議第42号 企画広報関係事業の取扱いについて(事前提案)	— 131
協議第43号 税務関係事業の取扱いについて(事前提案)	— 140
協議第44号 議会関係事業の取扱いについて(事前提案)	— 146

協議第45号 住民関係事業の取扱いについて（事前提案）	－153
協議第46号 国民健康保険関係事業の取扱いについて（事前提案）	－161
(3) 新市建設計画について	－166
(4) 確認事項	
第6回西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会の開催日程について	－171
5 その他	
6 閉会	

報告第 1 1 号

新市の名称検討小委員会の協議状況（中間報告）について

本協議会が、新市の名称検討小委員会に付託した協定項目について、別紙のとおり審議経過等を報告する。

平成 1 6 年 6 月 1 0 日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会 長 加 藤 静 治

報告第11号 別紙

新市の名称検討小委員会の協議状況（中間報告）について

1 会議開催状況

開催回数	日 時	内 容									
第1回	5月20日(木)	役員選出									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>氏 名</th> <th>選出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>とみず すみえ 戸水 純江</td> <td>西枇杷島町</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>ふくた さだこ 福田 貞子</td> <td>清洲町</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	氏 名	選出町	委員長	とみず すみえ 戸水 純江	西枇杷島町	副委員長	ふくた さだこ 福田 貞子	清洲町
		職 名	氏 名	選出町							
		委員長	とみず すみえ 戸水 純江	西枇杷島町							
副委員長	ふくた さだこ 福田 貞子	清洲町									
小委員会運営スケジュール(案)について 新市の名称の選定方法について(報告) 応募状況について(報告)											
第2回	6月7日(月)	応募状況について(報告) 第1次名称候補選定									

2 第1次名称候補選定（検討結果）

新市の名称の選定方法（第1回協議会確認済）により、応募数上位3点の名称候補は次のとおりと確認し、その他の応募作品の中から新市にふさわしい名称候補3点から5点については、次回小委員会で協議することとした。

応募数上位3点

順位	新市名称候補	新市名称候補ふりがな	応募数
1	清洲	きよす	1,098
2	名西	めいせい	381
3	清須	きよす	261

その他、応募状況の概要は参考資料のとおりとする。

報告第 1 2 号

新市の事務所の位置等検討小委員会の協議状況（中間報告）について

本協議会が、新市の事務所の位置等検討小委員会に付託した協定項目について、別紙のとおり審議経過等を報告する。

平成 1 6 年 6 月 1 0 日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会
会 長 加 藤 静 治

報告第12号 別紙

新市の事務所の位置等検討小委員会の協議状況（中間報告）について

1 会議開催状況

開催回数	日 時	内 容									
第1回	4月20日(火)	役員選出									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>氏 名</th> <th>選出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>みずのひろし 水野 博</td> <td>清洲町</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>よしむらしげお 芳村 重夫</td> <td>新川町</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	氏 名	選出町	委員長	みずのひろし 水野 博	清洲町	副委員長	よしむらしげお 芳村 重夫	新川町
		職 名	氏 名	選出町							
		委員長	みずのひろし 水野 博	清洲町							
副委員長	よしむらしげお 芳村 重夫	新川町									
基本検討項目について 小委員会運営スケジュール(案)について 新市における事務組織・機構の整備方針について											
庁舎の利用の方式(機能)の検討											
第2回	5月13日(木)	3町の庁舎の視察 庁舎の利用の方式(機能)の検討									
第3回	5月28日(金)	庁舎の利用の方式(機能)の検討 新しい庁舎の建設の是非の検討									

2 庁舎の利用の方式(機能)及び新庁舎建設の是非について(検討結果)

新市の庁舎の利用の方式（機能）及び新庁舎建設の是非について（検討結果）

庁舎の利用の方式（機能）は本庁方式とする。新庁舎は新たに建設せず、3町のいずれかの現役場を使用し、必要な部分のみを増築する。

他の役場は、窓口業務に加え地域活動を支援する支所とする。

なお、経過的措置として増築部分完成までの間については、分庁方式とし、現在の3町の役場を活用する。

理 由

当小委員会に付託された「新市の事務所の位置及び庁舎の利用の方式（機能）」については、4月20日第1回小委員会を開催し、正副委員長を互選したのち、スケジュールや新市における事務組織・機構の整備方針、庁舎の利用の方式（機能）について協議を行い、5月13日の第2回小委員会で3町の現役場を視察。そして、5月28日に開催した第3回小委員会において、これまでの協議を踏まえ、まず庁舎の利用の方式（機能）及び新庁舎建設の是非を検討した。

以下、委員の意見を総合し、理由とする。

庁舎の利用の方式（機能）には、本庁方式、分庁方式、総合支所方式という選択肢が考えられ、一般的に、事務の効率化、定員管理の適正化など、合併の効果を考えた場合、本庁方式が最善であり、住民サービスの低下を招かないようにと考えた場合は、総合支所方式が適当と言われている。

そこで、第4回法定協議会で確認された「事務組織及び機構の取扱い」の整備方針を基に、本地域の現状や機能面、財政面も考慮し、庁舎の利用の方式（機能）及び新庁舎建設の有無について検討した。

参考（第4回法定協議会確認済）

【新市における事務組織・機構の整備方針】

- 1 現在の西枇杷島町、清洲町及び新川町の庁舎を有効活用し、住民サービスの充実強化を図るものとする。
- 2 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構とする。
- 3 緊急時に即応できる組織・機構とする。
- 4 簡素で効率的な組織・機構とする。
- 5 地方分権や行政課題に速やかに対応できる組織・機構とする。

まず始めに、本地域の現状を検証すると、東西約5 km、南北約5.5 kmで、面積は13.31 km²であり、自転車での行動も可能なこの狭い地域に現在の3つの役場機能をそのまま残し、総合支所方式とすることは、非常に不効率であり合理的ではない。

本地域は交通網・交通手段が発達しており、また今後情報化社会が一層進展することを考えれば、地域内を連結する道路の整備を図りながら、旧役場に支所機能を残すことにより、住民サービスの水準を維持することは、十分可能であると考えられる。

ただし、地域独自の文化や事業の継承や育成を考えた場合、窓口業務に加え地域活動を支援する支所とする必要があると考える。

次に、機能面から考えると、事務の効率化、指揮命令系統の確立からいえば本庁方式が最善である。

意思決定部門が分散する分庁方式や総合支所方式では、部門間の意思疎通が図りにくく、連絡体制や事務の効率化の面からみても問題が残る。

また、住民アンケートの結果からも明らかなように、住民が新市に求めている最重点施策は防災対策の充実である。72.5%という非常に高い数値であり、他の施策を引き離している。分庁方式や総合支所方式では、意思決定部門も分散され、的確な命令が出せない可能性があり、東海豪雨災害の経験からも危機管理能力に問題が残ると同時に緊急時に即応できる組織・機構にも反する。

次に、財政面から考えると、合併のメリットを最大限追及するのであれば、職員数が削減できる本庁方式がやはり最善である。総合支所方式では、職員数の削減がほとんどできず、合併のメリットを発揮しにくいほか、簡素で効率的な組織・機構に反する。

以上のことから、庁舎の利用の方式（機能）は本庁方式が最善と考えるが、新庁舎建設を前提とする本庁方式では、用地取得費及び建設費に莫大な資金を必要とし、後年度負担を考えると住民の理解が得られるとは思われない。

また、合併によって生じうる財政的な余力は、住民サービスの維持、充実の財源にという理念ともかけ離れてしまう。したがって、旧庁舎に必要な部分のみを増築し、本庁方式を採用するのが財政的にも最善の選択であると考えます。

よって、庁舎の利用の方式（機能）は本庁方式とする。新庁舎は新たに建設せず、3町のいずれかの現役場を使用し、必要な部分のみを増築する。他の役場は、窓口業務に加え地域活動を支援する支所とする。なお、経過的措置として増築部分完成までの間については、分庁方式とし、現在の3町の役場を活用する。

以上が当小委員会での検討結果である。

なお、次回の小委員会において、この結果を踏まえ、現在の3町の役場のなかから、新市の事務所の位置を選定する予定である。

報告第 1 3 号

議会議員の定数等に関する検討小委員会の協議状況（中間報告）について

本協議会が、議会議員の定数等に関する検討小委員会に付託した協定項目について、別紙のとおり審議経過等を報告する。

平成 1 6 年 6 月 1 0 日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会
会 長 加 藤 静 治

報告第13号 別紙

議会議員の定数等に関する検討小委員会の協議状況（中間報告）について

1 会議開催状況

開催回数	日 時	内 容		
第1回	6月7日(月)	役員選出		
		職 名	氏 名	選出町
		委員長	あ さい たいぞう 浅 井 泰 三	新 川 町
		副委員長	わ だ のりゆき 和 田 典 之	西 枇 杷 島 町
小委員会運営スケジュール(案)について 協議事項及び協議の進め方について				

協議第32号

公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

別紙のとおり提出する。

平成16年5月26日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静治

協議状況	
提案	平成16年 5月26日
協議	平成16年 6月10日
確認	平成 年 月 日

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いの確認について

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

- 1 3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

協議項目	1 8 公共的団体等の取扱い
調整の内容	<p>公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
<p>1 留意事項</p> <p>2 取扱いが法定されている団体</p>	<p>公共的団体等については、市町村の合併に際して<u>新市の一体性を速やかに確立するため、その総合調整を図るよう努める必要があります。</u>また、地方自治法上、普通地方公共団体の長は行政との適切な調和・協力のもとでよりよい地域を作るためにも公共的団体等を指揮監督することができることとされていることから、<u>公共的団体等のそれぞれ実情を尊重しながら、これらの団体への働きかけの基本方針について協議する必要があります。</u></p> <p>○公共的団体等 「公共的団体等」とは、農業協同組合、生活協同組合、商工会等の産業経済団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、婦人会、体育協会等の文化事業団体等、公共的活動を営むものは全て含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。(行政実例 昭和24年1月13日)</p> <p>なお、公共的団体等のうち次の団体については、その取扱いについて法律に規定がされています。</p> <p>○社会福祉協議会 社会福祉協議会は、地域住民が主体となり地域社会における社会福祉に関する問題を解決して、その改善向上を図るため、関係者の参加協力を得て、組織活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織です。社会福祉法第109条において、社会福祉協議会は1又は2以上の市町村に置かれると規定されていることから、合併に伴いその統合を行う必要があります。</p>

○シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の規定により市町村（必要と認められる場合は2以上の市町村）の区域ごとに一つを市町村が指定することとされていることから、民法上の公益法人に関する手続によりその統合を行う必要があります。なお、「市町村合併支援プラン」においてシルバー人材センターの統合に伴う国庫補助金の激変緩和措置が設けられています。

○商工会

商工会の地区は、原則として1つの町村の区域ですが、商工会法第8条に市町村の廃置分合に伴う地区の特例が規定されており、商工会の地区を廃置分合後の新しい市の区域とするための定款変更や解散までの間は、従前の区域とするものとされています。

したがって、その地域の実情等を考慮するならば、ただちに統合する必要はありませんが、新市の一体的な発展を図るため、できるだけ統合に向けた取組みに努めることが求められています。

○主な公共的団体

事務区分	西枇杷島町	清洲町	新川町
選挙	西枇杷島町明るい選挙推進協議会	清洲町明るい選挙推進協議会	新川町明るい選挙推進協議会
総務	西枇杷島町保護司会	清洲町保護司会	新川町保護司会
	西枇杷島町更生保護女性会	清洲町更生保護女性会	新川町更生保護女性会
	西枇杷島町人権擁護委員会	清洲町人権擁護委員会	新川町人権擁護委員会
交通安全	交通安全協会西枇杷島分会	清洲町交通安全協会	新川町交通安全協会
		清洲町交通少年団	新川町交通少年団

3 3町の現況

【参考資料】

事務区分	西枇杷島町	清洲町	新川町
防 犯	西枇杷島町防犯協会	清洲町防犯協会	新川町防犯協会
	西枇杷島町少年補導委員会	清洲町少年補導委員会	新川町少年補導委員会
国際交流		清洲町国際交流協会	
地域振興	西枇杷島町まつり振興会		新川まつり実行委員会
社会福祉	日本赤十字社愛知県支部西枇杷島町分区	日本赤十字社愛知県支部清洲町分区	日本赤十字社愛知県支部新川町分区
	西枇杷島町遺族会	清洲町遺族会	新川町遺族会
		清洲町傷痍軍人会	
	西枇杷島町母子寡婦福祉協会	清洲町母子寡婦福祉協会	新川町母子寡婦福祉協会
	西枇杷島町民生委員・児童委員協議会	清洲町民生委員・児童委員協議会	新川町民生委員・児童委員協議会
	(福)西枇杷島町社会福祉協議会	(福)清洲町社会福祉協議会	(福)新川町社会福祉協議会
	(社)西枇杷島町シルバー人材センター	(社)清洲町シルバー人材センター	(社)新川町シルバー人材センター
	西枇杷島町老人クラブ	清洲町寿会	新川町長寿会連合会
		清洲町ゲートボール協会	
	西枇杷島町心身障害者福祉協会	清洲町身体障害者福祉協会	新川町心身障害者福祉協会
西枇杷島町知的障害児(者)育成会	清洲町手をつなぐ育成会	親の会	

【参考資料】

事務区分	西枇杷島町	清洲町	新川町
児 童	西枇杷島町子ども会連絡協議会	清洲町子ども会連絡協議会	新川町子ども会（字単位）
	西枇杷島町立保育園保護者会	清洲町立保育園保護者会	新川町立保育園保護者会
農 業		清洲町水田農業構造改革対策推進協議会	
	西枇杷島町山西用水協議会		
	西枇杷島地区実行組合長会	清洲地区実行組合長会	新川地区実行組合長会
		清洲町花き園芸協会	新川町花卉園芸振興会
産 業	西枇杷島町商工会	清洲町商工会	新川町商工会
		清洲町観光協会	
	西枇杷島町みどりの少年団		新川町みどりの少年団
環境衛生			新川美化推進協議会
学校教育	西枇杷島町PTA	清洲町PTA	新川町PTA
社会教育	西枇杷島町文化協会	清洲町文化協会	新川町文化協会
		清洲町伝統芸能保存会	
	西枇杷島町山車保存会		
社会体育	西枇杷島町婦人会	清洲町婦人会	新川町女性友の会
	西枇杷島町体育協会	清洲町体育協会	新川町体育協会
	西枇杷島町レクリエーション協会		

【参考法令】

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（国、都道府県等の協力等）

第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2～6 略

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法（抄）

（公共的団体の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3以下 略

社会福祉法（抄）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の

市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2以下 略

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（抄）

（指定）

第41条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人（次項及び第44条第1項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第44条において同じ。）の区域（当該地域における臨時かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第1号及び第2号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する2以上の市町村の区域）ごとに1個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第44条第1項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第2項又は第4項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。）については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

- (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を

確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

(2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 略

商工会法（抄）

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

4 先進事例	新市名 合併期日	調整方針
	西東京市（東京都） 平成13年1月21日	<p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(4) 2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p>
	さぬき市（香川県） 平成14年4月1日	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。</p> <p>(2) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。土地開発公社については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>（土地開発公社の取扱い 略）</p>

新市名 合併期日	調整方針
山口市（岐阜県） 平成15年4月1日	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>① 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>② 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>③ 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>
周南市（山口県） 平成15年4月21日	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。</p>
下呂市（岐阜県） 平成16年3月1日	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 新市の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。</p>
伊豆市（静岡県） 平成16年4月1日	<p>4町それぞれに存在する公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合を促進する。</p>

協議第33号

補助金・交付金等の取扱いについて（継続協議）

別紙のとおり提出する。

平成16年5月26日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静 治

協 議 状 況	
提 案	平成16年 5月26日
協 議	平成16年 6月10日
確 認	平成 年 月 日

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いの確認について

各種団体への補助金、交付金等の取り扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。

- 1 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- 2 3町で独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- 3 整理統合できる補助金、交付金等については、整理統合するよう調整する。

協議項目	20 補助金・交付金等の取扱い
調整の内容	<p>各種団体への補助金、交付金等の取り扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新市において公共の必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 3町で独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3 整理統合できる補助金、交付金等については、整理統合するよう調整する。
留意事項	<p>市町村は、その地域の振興発展を図るための施策の一環として、地域内の各種団体に対して、当該団体が行う事業に対して補助金を交付する等財政的な援助措置を講じています。</p> <p>この補助金の交付対象事業は、それぞれの市町村の自然的、経済的、文化的、社会的諸条件、あるいは歴史的、伝統的諸条件等の相違により、その種類は必ずしも画一的ではなく、また補助金の交付条件等の態様もまちまちであり、しかも、市町村のそれぞれの財政事情等により交付しているところと交付していないところがあります。</p> <p>合併関係市町村がこの問題を協議するにあたっては、各種団体の動向の把握と将来への希望等を十分に把握したうえで、合併後の取扱いについて協議しておくことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金について <ul style="list-style-type: none"> ・補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの。 ・補助金には、単独補助によるものと国県補助を伴うものに分類される。

- (1) 単独補助によるもの
市町村が独自の判断によって補助するもの。
 - (2) 国県補助を伴うもの
国又は県の施策に基づき国（県）から補助を受け市町村を經由して補助するもの。
（市町村が、さらに上乘せ補助をする場合がある。）
2. 奨励金、助成金について
- ・名称を奨励金、助成金として使用しているが、実質、補助金として同様に取扱う。
3. 交付金について
- ・団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の報償として交付するもの。

1 各種団体への主な補助金、交付金等

【各種団体への主な補助金、交付金等】 補助金、交付金等の額は平成16年度当初予算額（単位：千円）

西枇杷島町		清洲町		新川町	
町内会連合会年間補助金	891	町政協力委員会活動費補助金	8,760	総代・区長・自治会長等協力費補助金	750
町内会連合会4委員補助金	1,669			各字組長補助金	4,896
自治推進活動費	7,716			各字自治振興費補助金	7,500
自治懇談費	1,686	町内コミュニティ活動補助金	8,760	コミュニティ活動助成金	4,350
リサイクル協力費	2,140				
地区行事補助金	2,456				

【参考資料】

西枇杷島町		清 洲 町		新 川 町	
集会場建設補助金	1	コミュニティ施設整備補助金	1	公民館整備費補助金	1,638
交通安全対策事業委託料	1,780	町交通安全協会補助金	1,000	町交通安全協会助成金	1,740
		交通少年団補助金	80		
		幼児交通安全クラブ補助金	400		
自主防災活動補助金	649				
自主防災会緊急救助・救護用資機材購入費補助金	100			消火器等維持費助成金	588
消防団員福利厚生助成金	1,280			団員福利厚生助成金	1,600
				各字分団助成金	450
				社明実施委員会助成金	380
町保護司事業委託料	374	町保護司会補助金	170	町保護司会助成金	200
		町更生保護婦人会補助金	30		
町人権擁護委員会事業委託料	100	町人権よう護委員会補助金	75	町人権擁護委員助成金	105
行政相談事業委託料	45	町行政相談員活動助成金	15	行政相談員助成金	35
		住民法律相談事業補助金	100		
町防犯協会事業委託料	1,305	町防犯協会補助金	600	町防犯協会助成金	1,300
		町少年補導委員会補助金	100	少年補導委員会助成金	100
				防犯灯維持修繕助成金	2,005
		町遺族会補助金	529		
		町傷痍軍人会補助金	84		

【参考資料】

西枇杷島町		清 洲 町		新 川 町	
		町母子寡婦福祉協会補助金	208		
シルバー人材センター補助金	16,502	シルバー人材センター運営費補助金	18,048	シルバー人材センター補助金	19,689
老人クラブ補助金	1,244	町寿会補助金	3,588	老人クラブ長寿会連合会支部助成金	4,350
		町ゲートボール協会補助金	400		
なすな作業所運営委託料	19,251	町身体障害者福祉協会補助金	504		
		町手をつなぐ育成会補助金	200		
子ども会活動助成金	527	町子ども会活動費補助金	1,600	各字子ども会支部活動助成金	375
		自然体験学習補助金	700		
				保育園保護者会補助金	250
				保育園保護者会合宿保育助成金	270
三師会補助金	200	町医師会補助金	400		
社会福祉協議会補助金	34,903	町社会福祉協議会補助金	28,622	社会福祉協議会補助金	34,097
		ボランティアセンター運営費補助金	450		
		町農業実行組合長会補助金	300	農業実行組合長事務委託補助金	169
				水稻種子更新補助金	105

【参考資料】

西枇杷島町		清 洲 町		新 川 町	
				農作物病虫害防除補助金	1,013
		町特産農業振興事業補助金	3,500		
				実行組合集落活動推進補助金	42
		町花き園芸協会補助金	400	花卉園芸振興会補助金	15
				みどりの少年団緑化活動事業補助金	100
商工会運営事業補助金	14,856	町商工会補助金	22,800	商工会補助金	10,000
		町法人会補助金	400		
		町観光協会補助金	2,000		
国民生活金融公庫小企業等経営改善利子補助金	20	中小企業等経営改善資金貸付利子補給助成金	125	小規模等経営改善資金利子補給補助金	286
				街路灯維持修繕工事費助成金	100
		街路灯等電灯料補助金	79	街路灯等電灯料補助金	2,278
尾張西枇杷島まつり委託料	10,500	ふるさとまつり事業補助金	5,000	新川まつり実行委員会補助金	10,000
				新川美化推進協議会補助金	1,200
				食品衛生協会師勝支部助成金	47
				P T A 助成金	1,213
		町国際交流協会補助金	450		

【参考資料】

西枇杷島町		清 洲 町		新 川 町	
		青少年育成補助金	1,760	ボーイスカウト町補助金	220
文化協会事業委託料	723	町文化協会補助金	3,000	文化協会補助金	1,910
体育協会事業委託料	1,282	町体育協会補助金	4,100	体育協会補助金	3,300
婦人会助成金	380	町婦人会補助金	1,390	女性友の会支部活動補助金	605
文化展事業委託料	768				
芸能発表会事業委託料	212				
レクリエーション協会事業委託料	529				
町体育祭委託料	1,000				
		信長サミット加盟市町村スポーツ交流補助金	350		
山車等指定文化財補助金等	991				
山車保存会運営補助金	55				
		町伝統芸能保存会補助金	850		

【参考法令】

地方自治法（抜粋）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 先進事例	【先進事例】	
	団体名	調整の内容
	さいたま市	<p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については、以下のとおりとする。</p> <p>4市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</p>
	西東京市	<p>2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。</p> <p>両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。</p> <p>一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績等を踏まえ新市において調整を図る。</p> <p>両市で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。</p> <p>一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績等を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。</p>
	篠山市	<p>各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において検討するものとする。</p> <p>各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p>

【参考資料】

団体名	調整の内容
山県市	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <p>(1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。</p>

協議第34号

使用料・手数料等の取扱いについて（継続協議）

別紙のとおり提出する。

平成16年5月26日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静 治

協 議 状 況	
提 案	平成16年 5月26日
協 議	平成16年 6月10日
確 認	平成 年 月 日

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いの確認について

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮して調整を図るものとする。
- 2 手数料については、これまでの手数料改定の経緯及び受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

協議項目	1 6 使用料・手数料等の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮して調整を図るものとする。2 手数料については、これまでの手数料改定の経緯及び受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。
留意事項	<p>使用料及び手数料等は、さまざまな行政サービスのうち、そのサービスを利用して利益を受ける特定の方（受益者）に、地方公共団体が支出する経費の一部又は全部を、その受益の範囲内で負担していただくものです。</p> <p>住民生活に関わりが深い使用料、手数料等については、負担の公平性の原則に基づき、行政格差を生じないように調整し、住民の一体性の確保を図る必要があります。また、受益者負担の原則を基本に、適正かつ応分の負担になるよう配慮する必要があります。</p>

【参考資料】

1 使用料 学校施設 使用料	調整の内容	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮して調整を図るものとする。								
	【学校施設使用料】 (単位：円)									
	西枇杷島町			清洲町			新川町			具体的な調整方針
	西枇杷島小学校・古城小学校・西枇杷島中学校			清洲小学校・東小学校・清洲中学校			新川小学校・星の宮小学校・桃栄小学校、新川中学校			校庭は現行のとおり無料とする。 清洲町の学校体育館は、新市において開放する。 学校体育館等の使用料は、受益者負担の原則から電気代相当分とし、西枇杷島町の例により調整する。 夜間照明施設の使用料は、現行のとおりとする。
	・校庭 無料			・校庭 無料			・校庭 無料			
	・体育館 下表のとおり			・体育館 開放していない			・体育館 無料			
	使用時間		使用料	開放日は日曜日、祝日等の学校の休業日。			開放日は日曜日、祝日等の学校の休業日。			
	9:00～12:00		360							
	13:00～17:00		500							
	18:00～21:00		360							
西枇杷島中学校屋外照明施設			清洲中学校・東小学校照明施設			新川町立新川中学校照明施設				
使用時間	使用料	貸出使用期間	使用時間	使用料	備考	使用時間	単位	使用料		
19:00～21:00	4,800	4月～10月	1時間	3,000	1時間を超える時は30分ごとに1,000円	19:00～21:00	1時間	2,620		

【参考資料】

西枇杷島町			清洲町	新川町	具体的な調整方針 現行のとおりとする。
第一・二幼稚園遊戯室					
使用時間	使用料	冷暖房費			
9:00～12:00	50	100			
13:00～17:00	60	130			
18:00～21:00	50	100			

スポーツ
施設使用
料

【体育館使用料】

(単位：円)

西枇杷島町	清洲町	新川町					具体的な調整方針 現行のとおりとする。
		新川体育会館 競技場 アマチュアスポーツに使用するとき					
		・入場無料の場合					
		区分	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	9:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00
		半面	1,570	1,570	3,150	7,350	10,500
		全面	3,150	3,150	6,300	9,450	15,750
		・入場有料の場合					
		半面	3,150	3,150	6,300	12,600	18,900
		全面	6,300	6,300	12,600	18,900	31,500
		スポーツ以外で営業又は利益を目的としないとき					
		・入場無料の場合					
		半面	3,670	3,670	7,350	13,650	21,000
		全面	7,350	7,350	14,700	21,000	35,700

【参考資料】

	西枇杷島町	清洲町	新川町					具体的な調整方針	
			入場有料の場合						
			区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	
			半面	7,350	7,350	14,700	21,000	35,700	
			全面	14,700	14,700	29,400	35,700	65,100	
			営業又は利益を目的とするとき						
			・入場無料の場合						
			半面	14,700	14,700	29,400	35,700	65,100	
			全面	29,400	29,400	58,800	65,100	123,900	
			・入場有料の場合						
			半面	29,400	29,400	58,800	65,100	123,900	
			全面	58,800	58,800	117,600	130,200	247,800	
			<p>昼間点灯 1 時間 1,400円 ダウンライト点灯 1 時間300円 暖房使用は 1 時間 7,500円を使用料に加算する。 上記 の使用について30分に満たない場合は30分とし、30分を超えた場合は 1 時間とする。 競技場を土・日曜日及び祝日に使用する場合は、当該使用料の 2 割に相当する額を加算する。</p>						
			<p>体育器具等バレーボール 1 式につき210円、卓球 1 台につき100円、バトミントン 1 式につき100円、テニス 1 式につき210円、ステージ 1 回につき3,780円ステージ照明器具 1 式につき3,780円、音響装置 1 式につき1,260円、その他 1 式につき100円 使用回数計算は午前 9 時から午後 5 時まで、午後 5 時から午後 9 時までをそれぞれ一回とする。</p>						

【参考資料】

【グラウンド・野球場・ソフトボール場等使用料】

(単位：円)

西枇杷島町			清洲町		新川町			具体的な調整方針
町営野球場			清洲町ソフトボール場		町営グラウンド			
使用時間	使用料	備考	使用時間	使用料	使用時間	使用料		
6:00～9:00	300	1月 ～ 12月	早朝～8:00	500		土曜日	日曜・祝日	現行のとおりとする。
9:00～12:00	400		8:00～10:00	500	学校休業日			
12:00～15:00	400		10:00～12:00	500	早朝～9:00		470	
15:00～18:00	400		12:00～14:00	500	9:00～12:00		470	
18:00～21:00	400		14:00～16:00	500	12:00～15:00	470	470	
1日又は2以上の 使用時間の使用	各使用時 間の合計額		16:00～日没	500	15:00～17:00	310	310	
夜間照明施設使用時は6,700円加算				17:00～日没	310	310		
19:00～21:00	上記による	4月～ 10月		庄内川新川町緑地				
町営子ども野球場・ソフトボール場					使用時間	使用料		
使用時間	使用料	備考				軟式 野球場	ソフト ボール場	
6:00～9:00	無料	1月 ～ 12月			早朝～9:00	940	940	470
9:00～12:00			9:00～12:00	940	940	470		
12:00～15:00			12:00～15:00	940	940	470		
15:00～日没			15:00～17:00	630	630	310		
				17:00～日没	630	630	310	

【参考資料】

【テニス場使用料】

(単位：円)

西枇杷島町			清洲町		新川町		具体的な調整方針
町営テニス場			清洲町テニスコート(第1・2)		庄内川新川町緑地内テニスコート		
使用時間	1面あたりの使用料	備考	使用時間	1面あたりの使用料	使用時間	1面あたりの使用料	
7:00～8:00	100	1日又は2 以上の使 用時間の 使用は各 使用時間 の合計額	早朝～8:00	200	早朝～9:00	310	
8:00～10:00	200		8:00～10:00	200	9:00～11:00	310	
10:00～12:00	200		10:00～12:00	200	11:00～13:00	310	
12:00～14:00	200		12:00～14:00	200	13:00～15:00	310	
14:00～16:00	200		14:00～16:00	200	15:00～17:00	310	
16:00～18:00	200		16:00～日没	200	17:00～日没	310	
18:00～日没	100						
にしびテニスハウス							
使用時間	1面あたりの使用料	備考					
早朝～8:00	100	1日又は2 以上の使 用時間の 使用は各 使用時間 の合計額					
8:00～10:00	200						
10:00～12:00	200						
12:00～14:00	200						
14:00～16:00	200						
16:00～18:00	200						
18:00～21:00	300						
夜間照明施設使用時は1面あたり1,200円加算							

清洲町テニスコート及び庄内川新川町緑地内テニスコートの使用時間と使用料については、西枇杷島町町営テニス場の例により調整する。

にしびテニスハウスについては、現行のとおりとする。

【参考資料】

【温水プール使用料】

(単位：円)

西枇杷島町				清洲町				新川町			具体的な調整方針	
西枇杷島町温水プール				勤労福祉会館(アルコ清洲)				地域文化広場(カルチバ新川)			現行のとお りとする。	
区分	使用料	回数券		区分	一回券	回数券	定期券	区分	大人	小人		
大人	300	12回分	3,200	個人	大人	500	5,000	6,500	1回券	310		150
		26回分	6,300		子供	200	2,000	2,500	スポーツクラブ料金			
		44回分	9,500		町老人	200	2,000	2,500	区分	大人		法人(一口)
小・中 学生	100	11回分	1,000		身障大人	200	2,000	2,500	月会費	3,060		20,390
		26回分	2,100		身障小人	無料(大人の付添いが必要)		備考	<ul style="list-style-type: none"> ・併設のアスレチックジム、エアロビックススタジオも同額。 ・小人とは、3才以上中学生以下をいう。 ・小人は、アスレチックジムの使用は出来ない。 ・スポーツクラブの個人及び法人の登録者は、温水プール・アスレチックジム・エアロビックススタジオを随時利用できる。又、法人登録の一口は10名以下とする。 			
		42回分	3,200	団体	大人	350	団体は20人以上					
幼児	無料			子供	150							
ロッカー	10			備考		回数券は12回、定期券は1ヶ月有効						
専用使用料	その都度町長の承認を得て教育委員会が定める額			備考		大人(高校生以上)						
備考	大人(義務教育終了以上) 幼児(小学校就学以前)			備考		子ども(中学生以下) 町老人(満65歳以上)						

【参考資料】

社会教育 施設使用 料	【社会教育等施設】											具体的な調整方法	
	西枇杷島町				清洲町			新川町					
	町民会館				清洲町町民センター			新川体育会館 会議室等					
区分	単位	使用料	冷暖房費	使用区分	単位	金額	区分	昼間			夜間	全日	
大会 議室	9:00～12:00	1,200	110	ホール	平日午前	6,000		区分	9:00～	13:00～	9:00～	17:00～	9:00～
	13:00～17:00	1,500	150		平日午後	8,000	13:00		17:00	17:00	21:00	21:00	
	18:00～21:00	1,200	110		平日夜間	10,000	和室	1,260	1,260	2,520	2,520	5,040	
会議 室	9:00～12:00	400	20		平日全日	24,000	大会 議室	半面	1,890	1,890	3,780	3,780	7,560
	13:00～17:00	500	30		平日時間外30分につき	1,000			全面	3,780	3,780	7,560	7,560
	18:00～21:00	400	20		土日祝午前	8,000	小会議室	1,260	1,260	2,520	2,520	5,040	
料理 室	9:00～12:00	600	20		土日祝午後	10,000	学習室	1,260	1,260	2,520	2,520	5,040	
	13:00～17:00	700	30		土日祝夜間	12,000	料理室 講習室	1,260	1,260	2,520	2,520	5,040	
	18:00～21:00	600	20		土日祝全日	30,000							
食堂	1月につき	115,000			土日祝時間外30分につき	1,500							
助成団 体常時 使用室	1月につき	21,000	1,500	視聴覚 室	午前	2,000							
					午後	3,000							
夜間	4,000												
全日	9,000												
時間外30分につき	400												
西枇杷島町に住所を有しない者又は住所 を有しない営業所等が使用する場合は使用 料は規定の額の3倍とする。 営利目的又は利益を直接目的とする場合 の使用料は、規定の額の5倍とする。 連続使用については、それぞれの合計額と する。				集会室	午前	3,000							
					午後	4,000							
					夜間	5,000							
					全日	12,000							
					時間外30分につき	500							

【参考資料】

西枇杷島町	清洲町						新川町	具体的な調整方法	
	実習室 (和室)	午前	1,000	研修室 (小)	午前	600			
		午後	1,500		午後	800			
		夜間	2,000		夜間	1,000			
		全日	4,500		全日	2,400			
		時間外30分につき	200		時間外30分につき	100			
	会議室 及び 研修室 (大)	午前	1,000	展示室	1日につき			2,000	
		午後	1,500	ホール等の付属設備使用料					
		夜間	2,000	投光器等特別照明装置		2,000			
		全日	4,500	音響、ビデオ、視聴覚関係付属設備、 ピアノ、電子オルガン、16ミリ映写機		1,000			
		時間外30分につき	200	午前、午後及び夜間の各1回、一式又は一点					
	清洲町公民館								
	使用区分	単位	金額	使用区分	単位	金額			
	ホール	平日午前	2,000	会議室 及び 実習室 (和室)	午前	400			
		平日午後	3,000		午後	600			
		平日夜間	4,000		夜間	900			
		平日全日	9,000		全日	1,900			
		平日時間外30分につき	300		時間外30分につき	100			
		土日祝午前	2,500						
		土日祝午後	3,500						
		土日祝夜間	4,500						
土日祝全日		10,500							
土日祝時間外30分につき		400							

【参考資料】

	西枇杷島町	清洲町					新川町	具体的な調整方法
	朝日公民館							
	使用区分	単位	金額	使用区分	単位	金額		
	ホール	午前	800	研修室	午前	200		
		午後	1,000		午後	300		
		夜間	1,200		夜間	400		
		全日	3,000		全日	900		
		時間外30分につき	150		時間外30分につき	50		
	会議室 (大)	午前	300	実習室 (和室大)	午前	400		
		午後	400		午後	600		
		夜間	500		夜間	800		
		全日	1,200		全日	1,800		
		時間外30分につき	50		時間外30分につき	100		
	会議室 (小)	午前	200	実習室 (和室小)	午前	300		
		午後	300		午後	500		
		夜間	400		夜間	700		
		全日	900		全日	1,500		
		時間外30分につき	50		時間外30分につき	50		
	<p>午前は午前9時から正午、午後は午後1時から午後4時30分、夜間は午後6時から午後9時30分、全日は午前9時から午後9時30分、1日は午前9時から午後4時30分、時間外は正午から午後1時までと午後4時30分から午後6時までをいう。</p> <p>冷暖房施設を使用する場合は、表に定める額に0.25を乗じて得た額を加算する。</p> <p>清洲町民以外が使用する場合は、表に定める額に0.5を乗じて得た額を加算する。</p>							

【参考資料】

その他の施設使用料	【その他の施設使用料】											具体的な調整方針	
	西枇杷島町				清洲町				新川町				
	西枇杷島町立福祉センター				勤労福祉会館（アルコ清洲）				地域文化広場（カルチバ新川）				現行のとおりとする。
	区分	区分	使用料	冷暖房費	部屋名等		1時間当たりの使用料	・ 入場料を徴収する					
	集会室	9:00～12:00	1,000	130	1階	サブアリーナ	全面	2,000	区分	使用料			
		13:00～17:00	1,300	170			半面	1,000		9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:00	
		18:00～21:00	1,000	130		会議室	1,000	ホール	15,290	15,290	15,290		
	遊戯室	9:00～12:00	1,000	150	1階	ミーティングルーム		500	会議室	4,580	4,580	4,580	
		13:00～17:00	1,300	200		審判員控室		300	・ 入場料を徴収しない				
		18:00～21:00	1,000	150		多目的ホール		全面	3,000(2,500)	区分 使用料			
	和室	9:00～12:00	450	60	2階	ホール	半面	1,500(1,250)	ホール	10,190	10,190	10,190	
		13:00～17:00	600	80			ミーティングルーム		500(400)	会議室	3,060	3,060	3,060
		18:00～21:00	450	60		会議室		1,000(800)	付属設備				
	西枇杷島町創造センター				3階	研修室		2,000(1,600)	A 2,040円 舞台設備備品・照明設備一式・会議室機器類設備				
	区分	区分	利用料	冷暖房費		会議室		1,000(800)	B 3,060円 舞台設備備品・照明設備一式・舞台音響備品一式・舞台照明設備一式				
	2階集会室	9:00～12:00	900	30		和室		1,000	C 5,100円 舞台設備備品・照明設備一式・舞台音響備品一式・舞台照明設備一式・舞台器材一式				
		13:00～17:00	200	40	特別和室		2,000	舞台設備備品とは、マイク、音響卓及び袖卓、金					
	3階ホール	9:00～12:00	1,600	100	4階	弓道場	全射場	1,000	OHP一式、スライド映写機一式などをいう。				
		13:00～17:00	2,200	130			1射場		150				
		18:00～21:00	1,600	100		回数券[12回]		1,500					
	()内は勤労者等が利用した場合の使用												

【参考資料】

西枇杷島町				清洲町			新川町			具体的な調整方針																																
区分	区分	利用料	冷暖房費	<p>料。</p> <p>清洲町民以外が使用する場合は、表に定める額に0.5を乗じて得た額を加算する。</p> <p>営利目的とする場合の使用料は、使用料の額に5を乗じて得た額を加算する。</p> <p>入場料等を徴収し興行等を行う場合は、使用料の額に10を乗じて得た額を加算する。</p> <p>文化広場（清洲城）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>入場料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ふれあい郷土館</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>大人</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">芸能文化館</td> <td rowspan="2">芸能の間</td> <td>午前</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">黒木書院</td> <td>午前</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">はなのき広場</td> <td rowspan="2">多目的広場</td> <td>午前・午後</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>夜間1時間につき</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>小人とは、中学生生徒及び小学校児童をいう。</p> <p>団体は30人以上をいう。</p>			区分		単位	入場料	ふれあい郷土館	個人	大人	300	小人	150	団体	大人	250	小人	100	芸能文化館	芸能の間	午前	5,000	午後	5,000	黒木書院	午前	3,000	午後	3,000	はなのき広場	多目的広場	午前・午後	無料	夜間1時間につき	500	<p>照明設備一式とは、舞台照明、フットライト、ホリゾントライト、サスペンションライト、アッパーホリゾントライト、フロントサイドライト、シーリングライトなどをいう。</p> <p>舞台音響備品一式とは、カラオケモニターテレビ、袖用モニターテレビ、マルチレーザーディスクプレーヤー、デジタルコンパクトカセットデッキ、CDプレーヤー、カセットデッキ、めくり台、指揮者台、合唱台、指揮者用譜面台、カラオケ用譜面台、ピアノ式、譜面台などをいう。</p> <p>舞台照明設備一式とは、吊下フレネルレンズスポットライト、吊下平凸レンズスポットライト、ミラーボール式、エフェクトスポットライトなどをいう。</p> <p>舞台器材一式とは、平台、所作台、長座布団、毛せん、上敷、開丁場、化粧けこみ、籍馬、開脚、人形立、鳥屋囲い、松羽目、竹羽目などをいう。</p>			
区分		単位	入場料																																							
ふれあい郷土館	個人	大人	300																																							
		小人	150																																							
	団体	大人	250																																							
		小人	100																																							
芸能文化館	芸能の間	午前	5,000																																							
		午後	5,000																																							
	黒木書院	午前	3,000																																							
		午後	3,000																																							
はなのき広場	多目的広場	午前・午後	無料																																							
		夜間1時間につき	500																																							
4階	9:00～12:00	600	20																																							
多目	13:00～17:00	900	30																																							
的室	18:00～21:00	600	20																																							
<p>西枇杷島町に住所を有しない者又は住所を有しない営業所等が使用する場合は使用料は規定の額の3倍とする。</p> <p>営利目的又は利益を直接目的とする場合の使用料は、規定の額の5倍とする。</p> <p>連続使用については、それぞれの合計額とする。</p>																																										
				使用区分		区分	一回券																																			
				アスレチックジム		大人	310																																			
						小人																																				
				エアロビクススタジオ		大人	310																																			
						小人	150																																			
				小人とは、3歳以上中学生以下をいう。																																						

【参考資料】

	西枇杷島町	清洲町			新川町			具体的な調整方針	
		清洲町総合福祉センター			新川町立福祉センター				
		使用料の額			室数	単位	金額		
		午前	午後	全日	1室	1時間	1,000(1,500)		
		9:00~ 12:00	13:00~ 16:00	9:00~ 16:00	備考 福祉センター開館日の午後5時以降 午後9時まで延長して利用する場合。 ()内は冷暖房使用時の使用料。				
		第1会議室	3,000	3,000				6,000	
		第2会議室	900	900	1,800	新川東部ふれあい防災センター			
		第3会議室	600	600	1,200	区分	屋内2階	屋外	
		調理実習室	1,200	1,200	2,400		多目的集会室	多目的広場	
						9:00~13:00	2,100	520	
						13:00~17:00	2,100	520	
						9:00~17:00	4,200	1,050	
						17:00~21:00	4,200		
						9:00~21:00	8,400		
		備考 この表に規定する使用時間に連続する1時間について使用の許可を受けた場合のその1時間にかかる使用料は、午前の使用料の額の1時間当たりの額とする。							

【参考資料】

都市公園 の使用料	【都市公園の使用料】							(単位：円)
	西枇杷島町			清洲町	新川町			具体的な 調整方針
	区分	単位	金額		区分	単位	金額	西枇杷島 町及び新川 町の例によ り、合併時に 再編する。
	公園施設を設置する 場合	1平方メートル 1年につき	174		公園施設を設ける場 合	1平方メートル 1年につき	3,600	
	公園施設を管理する 場合	1平方メートル 1年につき	174		公園施設を管理する 場合	1平方メートル 1年につき	5,500	
	電柱、その他これらに類 するものを設置する場合	1本1年 につき	579		電柱、その他これらに類 するものを設ける場合	1本1年 につき	1,700	
	架空線、地下埋設物を 設置する場合	1メートル1 年につき	109		変圧塔その他これら に類するもの及び公 衆電話を設ける場合	1基1年 につき	1,500	
				水道管、下水道管、ガス管 その他これ らに類する ものを埋設 する場合	外径20cm 未満のも の	1メートル1 年につき	110	
					外径20cm 以上のも の	1メートル1 年につき	220	
	物品の販売・募金その 他これらに類する行 為をすること	1人1日 につき	61		行商、募金その他これらに 類する行為又は、業として 写真の撮影を行う場合	1日 につき	710	
	展示会・その他これらに 類する催しを行う場合	1平方メートル 1年につき	6		興行を行う場合	1平方メートル 1ヶ月につき	260	
				展示会その他これらに 類する催しを行う場合	1平方メートル 1日につき	10		

【参考資料】

(単位：円)

公共用物の
の使用料

【公共用物の使用料】

区分		単位	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
柱類を設置する場合	電柱	1年1本	1,700	同左	同左	西枇杷島町の例を基本に調整し、合併時に統一する。
	電話柱	1年1本	970	同左	同左	
	その他の柱類	1年1本	75	同左	同左	
	共架電線その他、上空に設ける線類	長さ1m1年	10	同左	同左	
	地下電線その他、地下に設ける線類	長さ1m1年	5	同左	同左	
	その他のもの	使用面積1㎡1年	1,500		1,500	
管類を設置する場合	外径が0.1m未満のもの	長さ1m1年	50	同左	同左	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1m1年	75	同左	同左	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1m1年	100	同左	同左	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1m1年	200	同左	同左	
	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1m1年	500	同左	同左	
	外径が1m以上のもの	長さ1m1年	1,000	同左	同左	
工施用施設及び工施用材料		使用面積1㎡1月		140		
その他公共用物を使用する場合		使用面積1㎡1年	1,500	1,800 (1月150円)	Aに0.016を 乗じて得た額	
<p>Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。 公共用物とは、次の各号に定めるものをいう。 河川 河川法の適用又は準用を受けない水系のうち町長が指定したもの 水路 前号以外の水路及び溝きよ 堤とう 河川又は水路を伴わない堤防 ため池 前各号以外の池および沼 道路 道路法により、町道に認定された道路以外のもので国及び町の所有にあるもの</p>						

【参考資料】

2 手数料	調整の内容	手数料については、これまでの手数料改定の経緯及び受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。																																													
	戸籍手数料	<p>【戸籍手数料】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>西枇杷島町</th> <th>清洲町</th> <th>新川町</th> <th>具体的な調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付</td> <td>1通</td> <td>450</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td rowspan="7">3町の制度に相違がないため、現行のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>戸籍記載事項証明書の交付</td> <td>1件</td> <td>350</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>除籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付</td> <td>1通</td> <td>750</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>除籍記載事項証明書の交付</td> <td>1件</td> <td>450</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>戸籍の届出、申請の受理又は届書その他の記載事項の証明書の交付</td> <td>1通</td> <td>350</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>同上 法務省令で定める様式による上質紙の場合</td> <td>1通</td> <td>1,400</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>戸籍の届書その他書類の閲覧</td> <td>1件</td> <td>350</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針	戸籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付	1通	450	同左	同左	3町の制度に相違がないため、現行のとおりとする。	戸籍記載事項証明書の交付	1件	350	同左	同左	除籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付	1通	750	同左	同左	除籍記載事項証明書の交付	1件	450	同左	同左	戸籍の届出、申請の受理又は届書その他の記載事項の証明書の交付	1通	350	同左	同左	同上 法務省令で定める様式による上質紙の場合	1通	1,400	同左	同左	戸籍の届書その他書類の閲覧	1件	350	同左
区分	単位	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針																																										
戸籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付	1通	450	同左	同左	3町の制度に相違がないため、現行のとおりとする。																																										
戸籍記載事項証明書の交付	1件	350	同左	同左																																											
除籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付	1通	750	同左	同左																																											
除籍記載事項証明書の交付	1件	450	同左	同左																																											
戸籍の届出、申請の受理又は届書その他の記載事項の証明書の交付	1通	350	同左	同左																																											
同上 法務省令で定める様式による上質紙の場合	1通	1,400	同左	同左																																											
戸籍の届書その他書類の閲覧	1件	350	同左	同左																																											
狂犬病予防関係手数料	<p>【狂犬病予防関係手数料】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>西枇杷島町</th> <th>清洲町</th> <th>新川町</th> <th>具体的な調整方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬の登録</td> <td>1頭</td> <td>3,000</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td rowspan="4">3町の制度に相違がないため、現行のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射票の交付</td> <td>1件</td> <td>550</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>犬の鑑札の再交付</td> <td>1件</td> <td>1,600</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済票の再交付</td> <td>1件</td> <td>340</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方法	犬の登録	1頭	3,000	同左	同左	3町の制度に相違がないため、現行のとおりとする。	狂犬病予防注射票の交付	1件	550	同左	同左	犬の鑑札の再交付	1件	1,600	同左	同左	狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340	同左	同左															
区分	単位	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方法																																										
犬の登録	1頭	3,000	同左	同左	3町の制度に相違がないため、現行のとおりとする。																																										
狂犬病予防注射票の交付	1件	550	同左	同左																																											
犬の鑑札の再交付	1件	1,600	同左	同左																																											
狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340	同左	同左																																											

【参考資料】

道路運送
車両法関
係手数料

【道路運送車両法関係手数料】

(単位：円)

区分	単位	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
臨時運行許可申請	1件	750	同左		西枇杷島町及び清洲町の例によるものとする。

租税特別
措置法関
係手数料

【租税特別措置法関係手数料】

(単位：円)

区分	単位	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針	
優良宅地造成認定申請手数料	1件	92,000	86,000	92,000	西枇杷島町及び新川町の例によるものとする。	
優良住宅 新築認定 申請	新築住宅の床面積の合計が100㎡以下	1件	6,300	6,200		6,300
	同100㎡を超え500㎡以下	1件	9,200	8,600		9,200
	同500㎡を超え2,000㎡以下	1件	14,000	13,000		14,000
	同2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	37,000	35,000		37,000
	同10,000㎡を超えるとき	1件	46,000	43,000		46,000
良質住宅 新築認定 申請	新築住宅の床面積の合計が100㎡以下	1件	6,300	6,200		6,300
	同100㎡を超え500㎡以下	1件	9,200	8,600		9,200
	同500㎡を超え2,000㎡以下	1件	14,000	13,000		14,000
	同2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	37,000	35,000		37,000
	同10,000㎡を超えるとき	1件	46,000	43,000		46,000
住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300	同左	同左		

【参考資料】

屋外広告物許可手数料	【屋外広告物許可手数料】						具体的な調整方針	
	区分		単位	西枇杷島町	清洲町	新川町		
	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	許可期限が1年以内のもの	広告表示面積5㎡ごと	900	同左	3町の制度に相違がないため、現行のとおりとする。	
		ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期限が1年を超えるもの	広告表示面積5㎡ごと	1,300	同左		
			許可期限が1年以内のもの	広告表示面積5㎡ごと	1,200	同左		
		電柱又は街灯柱を利用する広告		許可期限が1年以内のもの	1個	200		同左
	許可期限が1年を超えるもの			1個	300	同左		
	立看板		1枚	100	同左	同左		
	張り紙		100枚ごと	400	同左	同左		
	張り札		1枚	40	同左	同左		
	広告幕又は広告網		1枚	400	同左	同左		
	アドバルーン		1個	700	同左	同左		
	その他の広告物		許可期限が1年以内のもの	1個	100	同左		同左
			許可期限が1年を超えるもの	1個	160	同左		同左

【参考資料】

住民票交付・閲覧・各種証明手数料

【住民票交付・閲覧・各種証明手数料】

(単位：円)

名称	単位	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方法
納税証明書交付	1件・通	200	同左	同左	3町の制度に相違がないため、現行のとおりとする。
課税に関する証明	1件・通	200	同左	同左	
資産に関する証明	1件・通	200	同左	同左	
固定資産課税台帳の閲覧	1件	200	同左	同左	
固定資産課税台帳記載事項証明書交付	1件	200	同左	同左	
公図・地籍図等の写し交付	1件	200	同左	同左	
外国人登録原票記載事項証明書交付	1件・通	200	同左	同左	
住民票の写し交付	1件・通	200	同左	同左	
戸籍の附票の写し交付	1件・通	200	同左	同左	
住民票記載事項証明書交付	1件・通	200	同左	同左	
住民基本台帳の一部の写し閲覧	1件(人)	200	同左	同左	
住民基本台帳カードの交付	1件・通	500	同左	同左	
住民票の写し広域交付	1件・通	200	同左	同左	
印鑑登録証明書交付	1件・通	200	同左	同左	
身分(元)証明	1件・通	200	同左	同左	
営業・事業所証明	1件・通	200	同左	同左	
その他諸証明	1件・通	200	同左	同左	
土地、家屋、公図等に関する閲覧	1件	200	同左	同左	
印鑑登録	1件		200	同左	

【参考資料】

廃棄物の
処理手数料

【廃棄物の処理手数料】

(単位：円)

区分	西枇杷島町			清洲町			新川町			具体的な調整方法
	仕様	単位	金額	仕様	単位	金額	仕様	単位	金額	
可燃ごみ	ごみ袋(大) 45ℓ	1枚	8	一般家庭用 45ℓ	1枚	10	ごみ袋(大) 45ℓ	1枚	9	新川町の例 によるものとする。
	ごみ袋(中) 30ℓ	1枚 (30枚)	約5.3 (160円)	個人営業用 (飲食店等)	1枚	100	ごみ袋(中) 30ℓ	1枚	7	
				一般家庭で基準数 量を超える場合	1枚	50	ごみ袋(小) 10ℓ	1枚	5	
不燃ごみ	指定なし			空き缶・金 物	1枚 (12枚)	約6.7 (80円)	ごみ袋(大)	1枚	11	新川町の例 によるものとする。ただし、 空き缶・金物 類の袋を合併 時に別途設け る。
				空き缶・金物 を除くその他 の分別ごみ	指定日に集 積所へ搬出 されたもの	指定なし				
				空き缶・金物 用で基準数値 を超える場合	1枚	50				
粗大ごみ	1個		200	戸別に収集 されたもの	1個	500	戸別に収集 されたもの	1個	300	新川町の例 によるものとする。
し尿	36リットル		150	36リットル		170	36リットル		180	西枇杷島町 の例によるものとする。

【参考資料】

廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料

【廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料】

(単位：円)

区 分	西枇杷島町	清洲町	新川町	調整内容
一般廃棄物収集運搬行許可申請	5,000	同左	同左	西枇杷島町及び新川町の例によるものとする。
一般廃棄物収集運搬行許可更新申請	5,000		5,000	
一般廃棄物収集運搬行変更許可申請	5,000	同左	同左	
一般廃棄物処分業許可申請	5,000		5,000	
一般廃棄物処分業許可更新申請	5,000		5,000	
一般廃棄物処分業変更許可申請	5,000		5,000	
浄化槽清掃業許可申請	5,000	同左	同左	
許可証の再交付	1,000		1,000	

情報公開文書開示手数料

【情報公開文書開示手数料】

行政文書の区分	西枇杷島町		清洲町		新川町		具体的な調整方針		
	開示の実施方法	手数料の額	開示の実施方法	手数料の額	開示の実施方法	手数料の額			
文書又は図面	複写機により複写したものの交付	A4の用紙 1枚20円	複写機により複写したものの交付	A3判まで用紙 1枚10円	電子複写機により作成したもの	A3まで 1枚10円	清洲町の例によるものとする。		
		A3の用紙 1枚30円		A2判用紙 1枚60円		その他は作成時に要する実費			
マイクロフィルム	専用機器により映写したものの閲覧	1シートにつき300円	撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したものの交付	A1判用紙 1枚110円				1枚につき130円に12までごとに750円を加算した額(縦203mm、横254mmのものについては、530円)	
		用紙 1枚につき70円(A3判については130円)		専用機器により映写したものの閲覧		1巻につき300円			
	用紙に印刷したものの交付			用紙に印刷したものの交付		B4判までのもの 1枚70円			
						A3判のもの 1枚130円			
				A2判のもの 1枚250円					
				A1判のもの 1枚510円					

【参考資料】

行政文書の区分	西枇杷島町		清洲町		新川町		具体的な調整方針
	開示の実施方法	手数料の額	開示の実施方法	手数料の額	開示の実施方法	手数料の額	
写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm、横254mmのものについては440円）		同左			
スライド	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円		同左			
	印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203mm、横254mmのものについては、1,500円）		同左			
録音テープ又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円		同左			
	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき600円		同左			
ビデオテープ又はビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき300円		同左			
	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき700円		同左			
電磁的記録	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでごとに550円		同左			
	用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円（A3判については30円）	用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円			
	磁気ディスクに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額			
	光ディスクに複写したものの交付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額		同左			
	幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額		同左			

【参考資料】

行政文書の区分	西枇杷島町		清洲町		新川町		具体的な調整方針
	開示の実施方法	手数料の額	開示の実施方法	手数料の額	開示の実施方法	手数料の額	
電磁的記録			幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,900円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円、9,800円又は16,800円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額			
			幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,250円（日本工業規格X6142に適合するものについてはそれぞれ2,450円、国際規格15757に適合するものについては13,400円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額			
	幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき980円（日本工業規格X6129、X6130又は6137に適合するものについてはそれぞれ2,000円、4,500円又は6,000円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額	同左				
映画フィルム			専用機器により映写したものの視聴	1巻につき400円			
			ビデオカセットテープに複写したものの交付	3,300円（16mm映画フィルムについては12,300円、35mm映画フィルムについては14,000円）に記録時間10分までごとに1,550円（16mm映画フィルムについては3,650円、35mm映画フィルムについては4,450円）を加えた額			
スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープ			専用機器により再生したものの視聴	1巻につき700円			
			ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）			
その他	両面印刷時は片面を1枚として額を算定		同左				

【参考法令】

地方自治法（抜粋）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 先進事例	市町村名	合併期日	調整の内容
	さいたま市 (埼玉県)	平成13年5月1日	<p>使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担を決定し、合併時に統一するものとする。</p>
	さぬき市 (香川県)	平成14年4月1日	<p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p>
	山県市 (岐阜県)	平成15年4月1日	<p>(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。</p>
	いなべ市 (三重県)	平成15年12月1日	<p>1 4町で差異のない使用料及び手数料等については、現行のとおりとする。</p> <p>2 4町で差異のある使用料及び手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について検討し調整する。</p> <p>なお、調整は合併後10年以内の早期に調整を図るものとする。</p>

協議第35号

行政区の取扱いについて（継続協議）

別紙のとおり提出する。

平成16年5月26日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静治

協議状況	
提案	平成16年 5月26日
協議	平成16年 6月10日
確認	平成 年 月 日

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いの確認について

- 1 行政区（自治会等の行政連絡機構）の区域及び組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、そのあり方を含め新市において調整するものとする。
- 2 行政連絡機構としての業務及び報酬については、合併時まで調整するものとする。

協議項目	1 5 行政区の取扱い
調整の内容	<p>1 行政区（自治会等の行政連絡機構）の区域及び組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、そのあり方を含め新市において調整するものとする。</p> <p>2 行政連絡機構としての業務及び報酬については、合併時まで調整するものとする。</p>
留意事項	<p>行政区、自治会等はその規模、地域における役割、歴史的背景など多様であり、一律に考えることは難しい課題であります。また、地域住民に最も身近な組織として自主的に運営されており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものであるため、地域の特色に応じた自立的な取り組みを促すことが重要です。</p> <p><u>行政区、自治会等の役割のうち、住民と行政とを結ぶ行政連絡機構について、合併により混乱が生じないように、合併後のあり方を協議する必要があります。</u></p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>

1 組織、区域	調整の内容	1 行政区（自治会等の行政連絡機構）の区域及び組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、そのあり方を含め新市において調整するものとする。		
	【3町の現況】		平成16年4月1日現在	
	西枇杷島町		清洲町	新川町
	(名称) 西枇杷島町自治推進委員		(名称) 清洲町政協力委員会	(名称) 新川町役場駐在所
	(目的) 町行政の円滑な推進を図るため、西枇杷島町内に存する町内会（自治会若しくはこれに類するものを含む。）ごとに自治推進委員を置く。		(目的) 潤いと活力ある清洲町政の推進と、地域住民の声を反映できる住民本位の行政運営を目的として、清洲町政協力委員会を設置する。	(目的) 新川町役場事務の円滑を期するため、適当なる区域に駐在所を設け、各駐在所には駐在員を委嘱し、役場事務を掌るものとする。
	(委員の名称) 自治推進委員		(委員の名称) 町政協力委員会代表委員	(委員の名称) 駐在員
	(委嘱) 委員は、地区の住民により選出された地区を代表するものに、町長が委嘱する。		(委嘱) 町政協力委員会代表委員は、区域住民から推せんされた者を、町長が委嘱を行う。	(委嘱) 駐在員は、その担当区域内における選挙または代表者の合議により推薦ありたるものについて、町長が委嘱する。
	(任期) 1年（再任を妨げない）		(任期) 1年（再任を妨げない）	(任期) 1年（再任を妨げない）

【参考資料】

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町
(行政区数) 5 6 地区	(行政区数) 2 8 地区	(行政区数) 1 5 地区
(行政区名) 郷 1、郷 2、郷 3-1、郷 3-2、郷 3-3、郷 3-4、郷 3-5、グランドメゾン小田井、十軒町、新十軒町、橋詰町、問屋町、ネオハイツびわじま、北問東、北問西、砂入町、上砂入、サンコート西枇杷島、大和東 1、大和東 2、大和中部、大和西部、城並 1、日の出東、日の出西、ジャルダン、弁天町、池端町、東六軒町、西六軒町、南六軒町、北六軒町、西川口、四軒家、松原東部、松原西部、松原北部、杵東、杵西、北二ツ杵、笹原町、旭町、富士岳、三菱住宅、小場塚東、小場塚西、小場塚南、地領、養和町、県営宮前住宅、花咲町、西枇公団、城並 2、城並 3、古城 2、宝マンション小田井	(行政区名) 丸の内、下本町、中本町、竹屋町、上本町、田中町、弁天、西田中、朝日、鍛冶屋町、桑名町、大津町、伊勢町、西市場 1 丁目、西市場 2・3 丁目、西市場 4・5 丁目、西市場住宅、廻間、永安寺、神明町、西清洲、土田、上条、土田住宅、上条住宅、新清洲 1・2・3 丁目、新清洲 4 丁目、新清洲 5・6 丁目	(行政区名) 坂町、東町、中河原、下河原、西町、横町、旗本、西堀江、下堀江、外町、寺野、鍋片、助七、阿原、豊町 ※ただし、行政連絡機構としては、概ね 1 0 0 世帯となるように、5 3 地区に細区分。

【参考資料】

西枇杷島町	清洲町	新川町
(1地区の最小世帯数) 18世帯	(1地区の最小世帯数) 46世帯	(1地区の最小世帯数) 54世帯
(1地区の最大世帯数) 376世帯	(1地区の最大世帯数) 505世帯	(1地区の最大世帯数) 294世帯
(1地区の平均世帯数) 115世帯	(1地区の平均世帯数) 260世帯	(1地区の平均世帯数) 133世帯
(委員数) 56地区から各1名。 合計 56名	(委員数) 28地区から各1名。ただし、250世帯を超える地区は、町長が特に必要と認めたときは1名増員できる。 合計 43名	(委員数) 15地区を概ね世帯数100世帯となるよう53地区に細区分し、各1名。 合計 53名
(連合組織) 56地区を12地区に集約した、連合組織あり。		

2 業務及び報酬	調整の内容	2 行政連絡機構としての業務及び報酬については、合併時までには調整するものとする。		
	【3町の現況】			
	西枇杷島町	清洲町	新川町	
(業務) 町行政と地区の住民との好ましい自治活動の推進	(業務) 町長の指示及び要請に基づき、町政に協力して必要な事項を行うため、町政協力委員会の組織を指揮統括する。	(業務)		
(1) 町からの配布物等の地区住民への配布	(1) 広報、回覧等の配布	(1) 役場よりの広報に関する事項		
(2) 町と地区相互の情報の提供、連絡、調整	(2) 行政との連絡調整	(2) 役場よりの調査報告に関する事項		
(3) 地区の清潔な保持のための協力		(3) 衛生事務に関する事項		
(4) 災害時における調査、情報の提供		(4) その他役場事務の協力に関する事項		

【参考資料】

※金額は、平成16年度当初予算額

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町
(報酬) 自治推進委員報酬 年額 37,000円 (16年度予算額) 2,072,000円	(報酬) 町政協力委員会代表委員報酬 均等割 年額 360,000円 世帯割 年額 360円 (16年度予算額) 18,108,000円	(報酬) 駐在員報酬 世帯割 年額 840円 (16年度予算額) 5,712,000円 (報償費) 駐在員年末謝礼 1 駐在員当たり 5,000円

3 先進事例	新市名 合併期日	調整方針
	さぬき市（香川県） 平成14年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。
	山口市（岐阜県） 平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。 ・自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く（高富地域5、伊自良地域2、美山地域7）。 ・自治会連合会事業については新市において調整する。
	南アルプス市 （山梨県） 平成15年4月1日	<p>行政連絡機構の取扱いに関すること</p> <p>行政連絡機構の取扱いについては、現状のまま移行し、必要に応じて中間的な連絡組織を設ける。</p>
	下呂市（岐阜県） 平成16年3月1日	<p>自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。自治会の連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、18の地区自治会連合会を置く。（萩原地域4、小坂地域3、下呂地域4、金山地域4、馬瀬地域3）</p>
	伊豆市（静岡県） 平成16年4月1日	<p>自治会・行政連絡機構については、現状のまま移行し、旧町の総合調整を行う組織を合併時まで検討する。なお、区長報償等は、合併時に統一する。</p>

協議第36号

消防団の取扱いについて（継続協議）

別紙のとおり提出する。

平成16年5月26日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静治

協議状況	
提案	平成16年 5月26日
協議	平成16年 6月10日
確認	平成 年 月 日

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いの確認について

- 1 消防団については、現行の西枇杷島町消防団、清洲町消防団及び新川町消防団を新市に引き継ぎ、連合組織とし、3団を統括する連合消防団長を設けるものとする。ただし、平成19年度に、消防団を1団に統合するものとする。
- 2 定員、任用、階級及び報酬については、現行のとおりとする。
- 3 費用弁償については、西枇杷島町の例により調整するものとする。
- 4 退職報償金については、西枇杷島町及び清洲町の例によるものとする。
- 5 消防車両など設備、資材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議項目	19 消防団の取扱い
調整の内容	<p>1 消防団については、現行の西枇杷島町消防団、清洲町消防団及び新川町消防団を新市に引き継ぎ、連合組織とし、3団を統括する連合消防団長を設けるものとする。ただし、平成19年度に、消防団を1団に統合するものとする。</p> <p>2 定員、任用、階級及び報酬については、現行のとおりとする。</p> <p>3 費用弁償については、西枇杷島町の例により調整するものとする。</p> <p>4 退職報償金については、西枇杷島町及び清洲町の例によるものとする。</p> <p>5 消防車両など設備、資材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
留意事項	<p><u>消防団は、地域への密着性、災害への即時対応力を有していることから、地域の安全確保のために大きな役割を果たしており、特に大規模災害時の対応には地域社会から大きな期待がよせられています。</u></p> <p>現在、消防団を取り巻く社会環境の変化は著しく、団員のサラリーマン化などの課題に直面しています。さらには、市町村合併において、地域防災力の要である消防団の充実強化に係る議論が十分行われない場合もあります。については、市町村合併に伴う消防団の取扱いに関して、下記事項に留意する必要があります。</p> <p><u>市町村合併に伴う消防団の取扱いについて（抄）</u>（平成15年10月消防庁消防課長通知）</p> <p>1 市町村合併に伴い、旧市町村の消防団を統合し、新たに条例で、新市町村の消防団を設け、団員定数を定める場合には、消防団が地域の防災体制の確立に果たす役割が大きく、今後、大規模災害の発生等が懸念される中、その役割を充実強化することが必要であることにかんがみ、地域の消防・防災力を向上させるための団員数を確保する方向で、十分な検討・考慮を行うこと。</p> <p>また、旧市町村間で調整の上、消防団員の処遇を定める際には、現場で活動する団員の旺盛な士気が確保されるよう、十分な検討・考慮を行うこと。</p>

1 組織	<p>2 市町村合併が行われた際における消防団の組織統合の要否については、地域に密着した消防団活動の特性の保持と、市町村の区域における消防防災活動の一体性の保持の両者に対する配慮が必要であること。</p> <p><u>このため、市町村合併の際に従来の消防団を統合しないことが適切な場合もあること。この場合、市町村区域内に複数消防団が存在することになるが、一体的な運用を図るため、連絡調整の役割を担う連合消防団長等を適宜指名することが望まれること。</u></p>																							
	<p>3 略</p>																							
	調整の内容	<p>1 消防団については、現行の西枇杷島町消防団、清洲町消防団及び新川町消防団を新市に引き継ぎ、連合組織とし、3団を統括する連合消防団長を設けるものとする。ただし、平成19年度に、消防団を1団に統合するものとする。</p>																						
	<p>西枇杷島町、清洲町及び新川町の消防団については、消防活動、水防活動などを通じて地域の安全確保のため大きな役割を果たしています。合併時に指揮命令系統が混乱しないよう、当面の間は、現在の体制を維持し、消防団間の連絡調整のために、消防団長の互選による連合消防団長を設けることとします。</p> <p>なお、新市においては、現在の機能を損なうことなく、一体的に運用されるよう十分に検討し、一定期間に1団に統合するものです。</p>																							
	<p>【3町の現況】 平成16年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">西枇杷島町</th> <th style="width: 20%;">清 洲 町</th> <th style="width: 20%;">新 川 町</th> <th style="width: 30%;">具体的な調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>西枇杷島町消防団</td> <td>清洲町消防団</td> <td>新川町消防団</td> <td rowspan="4">名称、区域、組織は現行のとおりとし、3団の連絡調整のために連合消防団長を設ける。ただし、平成19年度に、消防団を1団に統合する。</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>西枇杷島町全域</td> <td>清洲町全域</td> <td>新川町全域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組 織</td> <td>①消防本部</td> <td>①消防本部</td> <td>①消防本部</td> </tr> <tr> <td>②第1分団 ③第2分団 ④第3分団</td> <td>②第1分団 ③第2分団 ④第3分団</td> <td>②第1分団 ③第2分団 ④第3分団 ⑤第4分団</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針	名 称	西枇杷島町消防団	清洲町消防団	新川町消防団	名称、区域、組織は現行のとおりとし、3団の連絡調整のために連合消防団長を設ける。ただし、平成19年度に、消防団を1団に統合する。	区 域	西枇杷島町全域	清洲町全域	新川町全域	組 織	①消防本部	①消防本部	①消防本部	②第1分団 ③第2分団 ④第3分団	②第1分団 ③第2分団 ④第3分団
項 目	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針																				
名 称	西枇杷島町消防団	清洲町消防団	新川町消防団	名称、区域、組織は現行のとおりとし、3団の連絡調整のために連合消防団長を設ける。ただし、平成19年度に、消防団を1団に統合する。																				
区 域	西枇杷島町全域	清洲町全域	新川町全域																					
組 織	①消防本部	①消防本部	①消防本部																					
	②第1分団 ③第2分団 ④第3分団	②第1分団 ③第2分団 ④第3分団	②第1分団 ③第2分団 ④第3分団 ⑤第4分団																					

2 定員等

調整の内容	2 定員、任用、階級及び報酬については、現行のとおりとする。
-------	--------------------------------

【3町の現況】

平成16年4月1日現在

項目	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
定員	83名	68名	90名	連合組織のため、現行のとおりとする。
現員	81名	68名	88名	
うち役場職員	0名	12名	8名	
任用要件	①当該消防団の区域内に居住する者又は勤務する者 ②年齢18歳以上の者 ③志操堅固で身体強健な者	同左	同左	
階級（人員）	団長（1人）	団長（1人）	団長（1人）	
	副団長（2人）	副団長（2人）	副団長（1人）	
	分団長（3人）	分団長（4人）	分団長（4人）	
	副分団長（3人）	副分団長（4人）	副分団長（4人）	
	部長（3人）	部長（7人）	部長（8人）	
	班長（9人）	班長（13人）	班長（16人）	
	団員（62人）	団員（37人）	団員（56人）	

3 費用弁償	【報酬額（年額）】				
	区 分	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
	団 長	110,000円	同 左	同 左	3町に相違がないため、現行のとおりとする。
	副 団 長	100,000円			
分 団 長	80,000円				
副分団長	70,000円				
部 長	50,000円				
班 長	45,000円				
団 員	40,000円				
	調整の内容	3 費用弁償については、西枇杷島町の例により調整するものとする。			
	【費用弁償】				
	団員が職務に従事するときは、次の費用弁償を支給する。			単位：円	
	職務内容	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
	水火災等の鎮 圧、警戒、教 育、訓練	1回につき 3,500円以内	1回につき 2,000円以内	1回につき 500円以上 3,000円以内	費用弁償については、西枇杷島町の例により調整するものとする。

【参考資料】

4 退職報償金	調整の内容	4 退職報償金については、西枇杷島町及び清洲町の例によるものとする。			
	【退職報償金】	単位：円			
	項目	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
	支給対象者	5年以上勤務して退職した者	同左	1年以上勤務して退職した者	西枇杷島町及び清洲町の例により、5年以上勤務して退職した者のみに支給するものとする。
	支給額 1年以上 5年未満の者	支給対象外	同左	職務報酬の1/3の額に勤務年数を乗じた額	
5年以上の者	法に基づく基準額	同左	同左		
5 設備、資材	調整の内容	5 消防車両など設備、資材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
	【3町の現況】	平成16年4月1日現在			
	項目	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
	消防ポンプ自動車	3台	3台	2台	現行の消防車両などの設備、資材を新市に引き継ぎ活用するものとする。
	積載車	—	2台 (手押し用)	2台	
指令車	1台	1台	2台 (広報車含む)		
小型動力ポンプ	3台	2台	2台		

【参考法令】

消防組織法（抄）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

6 先進事例	新市名 合併期日	調整方針
	西東京市（東京都） 平成13年1月21日	消防団は、合併後に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
	さぬき市（香川県） 平成14年4月1日	消防団は、合併時に統合する。分団の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。
	山県市（岐阜県） 平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団については、合併時に統合する。 ・高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。 ・組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。 ・任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。
	周南市（山口県） 平成15年4月21日	消防団組織については、新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する。消防団員の定員、任期、定年については新市に移行後、速やかに調整する。
	瑞穂市（岐阜県） 平成15年5月1日	2町の消防団は、合併時において統合を図り、1団体制とする。各団の設備等の配置については、現行のとおりとする。活動服については新市で統一する。消防協会については、新市で設置の方向で調整を図る。
	いなべ市（三重県） 平成15年12月1日	消防団については、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において調整する。

新市名 合併期日	調整方針
下呂市（岐阜県） 平成16年3月1日	<p>消防団の組織については、現行の5団のまま新市に引き継ぎ、合併後3年をもって1団とし、合併時には3年後の新体制の組織・編成等を明確にする。</p> <p>(1) 5町村の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 階級、定員、訓練、礼式及び服装については、調整し新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。</p>
伊豆市（静岡県） 平成16年4月1日	<p>消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。</p> <p>新市の消防団の組織体制、報酬手当等は合併時まで調整する。</p>

協議第 37 号

慣行の取扱いについて（継続協議）

別紙のとおり提出する。

平成 16 年 5 月 26 日提出










西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会 長 加 藤 静 治

協 議 状 況	
提 案	平成 16 年 5 月 26 日
協 議	平成 16 年 6 月 10 日
確 認	平成 年 月 日

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いの確認について
<ol style="list-style-type: none">1 市章は、合併時に制定するものとする。2 市の花、木は、新市において定めるものとする。3 市民憲章、各種宣言は、新市において定めるものとする。4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

協議項目	2 3 慣行の取扱い										
調整の内容	1 市章は、合併時に制定するものとする。 2 市の花、木は、新市において定めるものとする。 3 市民憲章、各種宣言は、新市において定めるものとする。 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。										
1 市章	基本的事項 慣行とは、①以前からのならわしとして行われること。②常に行うこと。という意味があるとされています。具体的には、各町で定められている町章、花、木、町民憲章、各種宣言や各町の功労者に対する表彰制度を指します。これらについては、新市の一体性の象徴であるため、新市の市民の声を反映させて策定する必要があります。										
	調整の内容	1 市章は、合併時に制定するものとする。									
	○市章は、市をイメージしたシンボルマークです。 ○新市の一体性の象徴として合併時から使用する必要があります。 【3町の現況】										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="474 927 943 979">西枇杷島町</th> <th data-bbox="943 927 1395 979">清 洲 町</th> <th data-bbox="1395 927 1848 979">新 川 町</th> <th data-bbox="1848 927 2119 979">具体的な調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="474 979 943 1366">  町章 (昭和44年10月1日) </td> <td data-bbox="943 979 1395 1366">  町章 (昭和47年9月18日) </td> <td data-bbox="1395 979 1848 1366">  町章 (昭和39年10月1日) </td> <td data-bbox="1848 979 2119 1366"> 合併時に制定する。 </td> </tr> </tbody> </table>	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針	 町章 (昭和44年10月1日)	 町章 (昭和47年9月18日)	 町章 (昭和39年10月1日)	合併時に制定する。			
西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針								
 町章 (昭和44年10月1日)	 町章 (昭和47年9月18日)	 町章 (昭和39年10月1日)	合併時に制定する。								

2 市の花、木

調整の内容	2 市の花、木は、新市において定めるものとする。
-------	--------------------------

○市の花、木は、市を象徴し、市をイメージしたものです。

【3町の現況】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
「町の花」「町の木」 町の花 サツキ (昭和50年8月) 町の木 クスノキ (昭和50年8月)	「町の花」「町の木」 町の花 さくら (昭和52年12月) 町の木 きんもくせい (昭和52年12月)	「町の花」「町の木」 町の花 サツキ (昭和51年8月) 町の木 ゲッケイジュ (昭和51年8月)	新市において、新たに定める。

3 市民憲章、
各種宣言

調整の内容	3 市民憲章、各種宣言は、新市において定めるものとする。
-------	------------------------------

- 市民憲章は、市の基本方針やまちづくりの目標です。
- 各種宣言は、議会、行政の意思を内外に表明するための決議です。

【3町の現況】

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
<p>町民憲章 (昭和54年10月1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 からだをきたえ教養を深め心豊かな人になりましょう 1 お互いに理解しあいあたたかい家庭をつくりましょう 1 働くことに喜びをもち楽しい生活をおくりましょう 1 社会のきまりを守り心のかよいあう近隣づくりをしましょう 1 緑と花があふれ清潔で美しい町にしましょう 	<p>町民憲章 (未制定)</p>	<p>町民憲章 (昭和61年3月7日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 心とからだをきたえ思いやりのある人になりましょう 1 感謝と笑顔で話し合い明るい家庭をつくりましょう 1 きれいな川と緑豊かな住みよいまちをつくりましょう 	<p>新市において、新たに定める。</p>

【参考資料】

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
<p>宣言 保健衛生の町宣言 (昭和37年3月)</p> <p>交通安全都市宣言 (昭和37年6月)</p> <p>西枇杷島町平和都市宣言 (平成7年11月)</p>	<p>宣言 やすらぎのあるまちづくり宣言 (昭和54年12月)</p> <p>非核・平和都市宣言 (昭和60年9月)</p>	<p>宣言 あかるい青少年の町宣言 (昭和41年6月)</p> <p>新川町非核平和宣言 (昭和61年3月)</p> <p>新川美化宣言 (昭和61年10月)</p> <p>交通安全推進の町宣言 (平成5年6月)</p>	<p>新市において、新たに定める。</p>

4 表彰制度

調整の内容

4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

○表彰制度は、行政等に対して功労のあった者に対して、その功績を称えるものです。

【3町の現況】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
<p>名誉町民 【推挙基準】 本町の町民あるいは町民であったもの又は、本町に極めて深い由縁をもつもので政治、経済、文化、その他を通じ広く社会の進歩発展のため卓絶した功績を残すとともに人格、識見が優れ、町民の尊敬を受けるもの</p> <p>現在の対象者 該当者なし</p>	<p>名誉町民 【推挙基準】 本町の町民又は本町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は政治、産業若しくは学術技芸の進展に寄与し、ひろく社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬を受ける者</p> <p>現在の対象者 同左</p>	<p>名誉町民 【推挙基準】 多年本町の発展に貢献し、その功績が卓絶で町民の尊敬する者</p> <p>現在の対象者 同左</p>	<p>新市において、新たに制度を定める。</p>

【参考資料】

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
<p>町政功労者（功労表彰） 【基準】 町行政並びに住民福祉等に貢献し、その功績が顕著であった者 【表彰の時期】 毎年11月 【15年度表彰実績】 なし 現在の対象者 20名</p>	<p>町政功労者 【基準】 町長として通算8年以上、町議会議員として通算16年以上在職し、議会の同意を得た者 現在の対象者 7名</p>	<p>町政功労者 【基準】 町長として通算8年以上、町議会議員として通算12年以上、その他多年にわたり本町の発展に貢献し、その功績が顕著であった者 現在の対象者 51名</p>	<p>新市において、新たに制度を定める。 なお、現に推挙されている者は新市において、礼遇するよう調整する。</p>
	<p>一般表彰（功労表彰） 【表彰基準】 町の福祉に貢献し、その功績顕著なるものの表彰 【表彰の時期】 毎年11月3日 【15年度表彰実績】 14名</p>	<p>一般表彰（功労表彰） 【表彰基準】 町の福祉に貢献し、その功績顕著なるものの表彰 【表彰の時期】 毎年11月3日 【15年度表彰実績】 15名</p>	<p>新市において、新たに制度を定める。</p>

5 先進事例	新市名 合併期日	調整方針
	西東京市（東京都） 平成13年1月21日	(1) 市章は、新市において調整する。 (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。 (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。
	さぬき市（香川県） 平成14年4月1日	1 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。 2 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
	周南市（山口県） 平成15年4月21日	1 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。 2 市の花、木は、新市において調整する。 3 都市宣言は、新市において調整する。
	下呂市（岐阜県） 平成16年3月1日	市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言等は、新市において調整する。
	伊豆市（静岡県） 平成16年4月1日	(1) 市章は、新市において新たに定める。 (2) 市の木、花、鳥は、新市において新たに定める。 (3) 市民憲章、宣言については、新市において新たに定める。

協議第38号

総務関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静治

協議状況	
提案	平成16年 6月10日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

総務関係事業の取扱いについて

総務関係事業の取扱いの確認について

- 1 行政改革大綱については、新市において新たに策定するものとする。
- 2 情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に再編するものとする。
- 3 選挙事務のうち、投票事務については現行のとおりとし、開票事務については新市において調整するものとする。

協議項目	24-1 総務関係事業の取扱い			
調整の内容	<p>1 行政改革大綱については、新市において新たに策定するものとする。</p> <p>2 情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に再編するものとする。</p> <p>3 選挙事務のうち、投票事務については現行のとおりとし、開票事務については新市において調整するものとする。</p>			
留意事項	<p>総務関係事業においては、行政改革、情報公開制度及び情報保護制度、選挙事務並びに自治会に対する補助制度などの事務事業の調整を行う必要があります。</p> <p>それぞれの町の地域性、独自性が盛り込まれ、その内容や水準に違いがありますが、新市における一体性の確保や健全な財政運営を考慮し、事務事業の適正化を図る必要があります。</p>			
1 行政改革	調整の内容	1 行政改革大綱については、新市において新たに策定するものとする。		
<p>行政改革大綱とは、行政改革を進めるうえで、基本指針となるものです。3町では、これまでも行政改革の推進に積極的に努めてきたところですが、新市においては、より一層行政改革に取り組み、多様化する住民ニーズにこたえて住民サービスを向上させる必要があります。</p>				
【3町の現況】				
西枇杷島町		清洲町	新川町	具体的な調整方針
<p>(1) 西枇杷島町新行政改革大綱（平成9年度～）</p> <p>①主な内容 事務事業及び組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進等</p>		<p>(1) 第3次清洲町行政改革大綱（平成14年度～）</p> <p>①主な内容 同左</p>	<p>(1) 第3次新川町行政改革大綱（平成12年度～）</p> <p>①主な内容 同左</p>	<p>新市において、新たに策定する。</p>

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
(2) 西枇杷島町行政改革推進委員会 ①任務 町長の諮問に応じて、町行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。 ②委員数 12人以内	(2) 清洲町行政改革推進委員会 ①任務 同左 ②委員数 15人以内	(2) 新川町行政改革推進委員会 ①任務 同左 ②委員数 同左	新市において、新たに設置する。
(3) 西枇杷島町行政改革推進本部 ①所掌事務 行政改革大綱の策定及び実施に関すること等 ②組織 町長を本部長とし、幹部職員が本部員	(3) 清洲町行政改革推進本部 ①所掌事務 同左 ②組織 同左	(3) 新川町行政改革推進本部 ①所掌事務 同左 ②組織 同左	新市において、新たに設置する。

2 情報公開制度等

調整の内容 2 情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に再編するものとする。

新市の市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い行政を推進するため、情報公開制度を充実する必要があります。

新市が保有する個人情報の開示や訂正、削除を請求する権利を保障し、新市が取り扱う個人情報に関する保護措置を講じることによって、個人のプライバシーなどの基本的人権を擁護するため、個人情報保護制度を充実する必要があります。

【3町の現況】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
(1) 西枇杷島町情報公開条例 ①実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、及び固定資産評価審査委員会 ②開示対象文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録等 ③平成15年度開示請求5件	(1) 清洲町情報公開条例 ①実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会 ②開示対象文書 同左 ③平成15年度開示請求該当なし	(1) 新川町情報公開条例 ①実施機関 同左 ②開示対象文書 同左 ③平成15年度開示請求4件	合併時に再編する。ただし、合併前の各町の情報の公開については、旧町の従前の情報公開の制度の例による。

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
<p>(2) 西枇杷島町個人情報保護条例</p> <p>①実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、及び固定資産評価審査委員会</p> <p>②実施機関の責務 個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。</p> <p>③町民の責務 自己に関する個人情報の保護に自ら努めること 他人の権利利益を侵害しないよう努めること</p>	<p>(2) 清洲町個人情報保護条例</p> <p>①実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会</p> <p>②実施機関の責務 同左</p> <p>③町民の責務 同左</p>	<p>(2) 条例は未制定であるが、個人の情報の保護に関し必要な施策が講じられている。</p>	<p>合併時に再編する。</p>

3 選挙事務	調整の内容	3 選挙事務のうち、投票事務については現行のとおりとし、開票事務については新市において調整するものとする。		
	選挙事務に関しては、選挙人が混乱しないよう十分に配慮し、周知を図る必要があります。			
	【3町の現況】			
		西枇杷島町	清洲町	新川町
(1) 投票区数 5投票区 ①選挙人名簿登録者数 (平成16年3月定時登録) 13,272人 ②最小の投票区の選挙人数 1,099人 ③最大の投票区の選挙人数 4,208人	(1) 投票区数 8投票区 ①選挙人名簿登録者数 (平成16年3月定時登録) 15,500人 ②最小の投票区の選挙人数 1,187人 ③最大の投票区の選挙人数 3,764人	(1) 投票区数 9投票区 ①選挙人名簿登録者数 (平成16年3月定時登録) 15,006人 ②最小の投票区の選挙人数 672人 ③最大の投票区の選挙人数 2,311人	現行のとおりとする。	
(2) 期日前投票所 西枇杷島町役場 ①不在者投票者数 1,039人 ※平成15年11月衆議院議員総選挙時	(2) 期日前投票所 清洲町役場 ①不在者投票者数 983人 ※平成15年11月衆議院議員総選挙時	(2) 期日前投票所 新川町役場 ①不在者投票者数 758人 ※平成15年11月衆議院議員総選挙時	当面は、現行のとおりとする。	
(3) 開票所 西枇杷島町民会館	(3) 開票所 東小学校体育館	(3) 開票所 新川体育会館	新市において調整する。	

【参考法令】

公職選挙法（抄）

（投票区）

第17条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 略

（開票区）

第18条 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が二以上の選挙区に分かれているとき又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

2 略

（期日前投票）

第48条の2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第44条第1項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

期日前投票制度のあらまし（総務省ホームページより抜粋）

- 投票を行うことができる者 選挙期日に、仕事や旅行、レジャー冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由
- 投票場所 期日前投票所
- 投票期間 選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで
- 投票時間 午前8時30分から午後8時まで
- 投票手続 基本的に選挙期日の投票所における投票の手続と同じです。

先進事例	新市名 合併期日	調整方針
	西東京市（東京都） 平成13年1月21日	<p>【行政改革大綱】 新市に移行後、一本化を図り、継続して促進する。</p> <p>【選挙事務】 投票区域については、当面現行のまま継続する。ただし、極力速やかに人口分布及び地域を考慮し検討する。</p>
	桑名市（三重県） 平成16年12月6日 合併予定	<p>【情報公開制度】 情報公開制度については、合併前に調整し合併時から適用する。ただし、合併前の各市町の情報の公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。</p>
	薩摩川内市 （鹿児島県） 平成16年10月12日 合併予定	<p>【選挙事務】</p> <p>(1) 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(2) 開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整する。</p>

協議第39号

交通・防災関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静治

協議状況	
提案	平成16年 6月10日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

交通・防災関係事業の取扱いについて

交通・防災関係事業の取扱いの確認について

- 1 地域防災計画及び水防計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用するものとする。
- 2 避難場所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する地域防災計画に基づき、整備調整するものとする。
- 3 自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、そのあり方を調整するものとする。
- 4 防災行政無線については、現行のとおりとし、関係機関と協議のうえ現設備を連動させたうえで暫定運用を行い、合併後3年以内に周波数を統一し整備するものとする。
- 5 交通安全対策事業については、合併時に再編するものとする。
- 6 放置自動車及び放置自転車対策については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 防犯対策事業については、合併時まで調整するものとする。

協議項目	24-2 交通・防災関係事業の取扱い	
調整の内容	<p>1 地域防災計画及び水防計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用するものとする。</p> <p>2 避難場所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する地域防災計画に基づき、整備調整するものとする。</p> <p>3 自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、そのあり方を調整するものとする。</p> <p>4 防災行政無線については、現行のとおりとし、関係機関と協議のうえ現設備を連動させたうえで暫定運用を行い、合併後3年以内に周波数を統一し整備するものとする。</p> <p>5 交通安全対策事業については、合併時に再編するものとする。</p> <p>6 放置自動車及び放置自転車対策については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 防犯対策事業については、合併時まで調整するものとする。</p>	
留意事項	<p>交通・防災関係事業については、住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちを実現するには、欠かすことのできない事業です。住民意識調査においても、「防災対策の充実」を最も強く要望されており、また「交通安全・防犯対策の充実」についても強い要望があるため、新市においては重点施策として取り組む必要があります。</p>	
1 地域防災計画、水防計画	調整の内容	<p>1 地域防災計画及び水防計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用するものとする。</p> <p>○地域防災計画とは、災害対策基本法に基づき、地域に係る防災対策に関し、効果的な実施及び災害による被害を軽減することを目的として定めたものです。</p> <p>○水防計画とは、水防法の規定に基づき、地域に係る河川の洪水等の水災を警戒し、防御し、その被害を軽減することを目的として定めたものです。</p>

【参考資料】

【3町の現況】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
<p>(1) 西枇杷島町地域防災計画 ・平成16年2月一部改定</p> <p>○計画構成 風水害・地震災害対策 ・災害予防計画 ・災害応急対策計画 ・災害復旧計画</p>	<p>(1) 清洲町地域防災計画 ・平成15年5月全面改定</p> <p>○計画構成 同左</p>	<p>(1) 新川町地域防災計画 ・平成13年1月一部改定</p> <p>○計画構成 同左</p>	<p>合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用する。</p>
<p>(2) 西枇杷島町水防計画 策定済</p>	<p>未策定</p>	<p>(2) 新川町水防計画 策定済</p>	
<p>(3) 西枇杷島町防災会議</p> <p>○目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集、水防計画の調査審議等</p> <p>○構成員 ①会長 町長 ②委員 警察官、町職員、教育長、消防機関の長等 (15名以内)</p>	<p>(3) 清洲町防災会議</p> <p>○目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集等</p> <p>○構成員 ①会長 町長 ②委員 警察官、町職員、教育長、消防機関の長、指定地方公共機関の職員等 (15名以内)</p>	<p>(3) 新川町防災会議</p> <p>○目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集、水防計画の調査審議等</p> <p>○構成員 ①会長 町長 ②委員 警察官、県職員、教育長、消防機関の長、消防長、農業委員会会長等 (10名)</p>	<p>合併時に新たに設置する。</p>

2 避難場所	調整の内容	2 避難場所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する地域防災計画に基づき、整備調整するものとする。		
	【3町の現況】			
	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
<p>(1) 町指定避難所（6か所） 西枇杷島中学校、西枇杷島小学校、古城小学校、福祉センター、にしび創造センター、町民会館</p> <p>(2) 広域避難場所（12か所） 枇杷島公園、城跡公園、前並公園、上新公園、花咲公園、宮前公園、地領公園、芳野公園、リバーランド、六の条公園、瀬部田公園、二ツ杵広場</p>	<p>(1) 町指定避難所（12か所） 清洲小学校、清洲中学校、清洲町役場、南部保育園、西田中公民館、廻間公民館、新清洲保育園、町民センター、朝日公民館、アルコ清洲、コミュニティセンター、五条高校（市町村相互応援協定による指定避難所）</p> <p>(2) 広域避難場所（5か所） 清洲小学校運動場、東小学校運動場、清洲中学校運動場、清洲文化広場、新清洲公園</p>	<p>(1) 町指定避難所（5か所） 新川小学校屋内運動場、星の宮小学校屋内運動場、桃栄小学校屋内運動場、新川中学校屋内運動場、新川体育会館競技場</p> <p>(2) 広域避難場所（4か所） 新川高校並びに周辺空地、新川緑地公園、桃栄小学校並びに周辺空地、新幹線高架区間沿道空地</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する地域防災計画に基づき、整備調整するものとする。</p>	

3 自主防災組織	調整の内容	3 自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、そのあり方を調整するものとする。		
	<p>自主防災組織は、大規模な災害が発生した場合、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行います。また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。</p> <p>合併後の自主防災組織のあり方については、組織が充実強化されるよう調整する必要があります。</p> <p>【3町の現況】</p>			
	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
(1) 組織 行政区が自主防災組織を兼ねる。(56組織) (2) 主な平常時の活動内容 ①防災知識の普及 ②防災訓練の実施 ③防災資機材等の整備点検 (3) 活動育成事業 防災用資機材の貸与及び活動に対する補助制度	(1) 組織 行政区が自主防災組織を兼ねる。(26組織) (2) 主な平常時の活動内容 同左 (3) 活動育成事業 同左	(1) 組織 行政区が自主防災組織を兼ねる。(15組織) (2) 主な平常時の活動内容 同左 (3) 活動育成事業 同左	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、そのあり方を調整するものとする。	

4 防災行政無線

調整の内容

4 防災行政無線については、現行のとおりとし、関係機関と協議のうえ現設備を連動させたいうで暫定運用を行い、合併後3年以内に周波数を統一し整備するものとする。

防災行政無線（同報系）とは、大雨や台風、地震などの防災に関する情報を、住民の皆さんに対して無線放送でお知らせし、いち早く確実に伝達するシステムです。

防災行政無線（移動系）とは、災害時において現場から災害情報を役所（災害対策本部）に伝えたり、役所からの指示を現場に伝えたりする携帯用の移動系無線局との間で通信を行うシステムです。

防災行政無線は、1市町村1周波数が原則であるため、周波数を統合する必要があります。

無線設備の変更については、事業計画を作成し、東海総合通信局及び愛知県に提出し協議する必要もあります。

【3町の現況】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
(1) 同報系無線 ①開設年 平成13年 ②屋外拡声子局数 26局 ③戸別受信機 10か所 (公共施設のみ) ④テスト放送 毎日夕方6時の1回のみ (2) 移動系無線 ①車載型無線装置 4台 ②携帯型無線装置 18台	(1) 同報系無線 ①開設年 平成15年 ②屋外拡声子局数 31局 ③戸別受信機 64か所 (自主防災組織等) ④テスト放送 毎日夕方6時の1回のみ (2) 移動系無線 ①車載型無線装置 12台 ②携帯型無線装置 16台	(1) 同報系無線 ①開設年 昭和63年 ②屋外拡声子局数 25局 ③戸別受信機 80か所 (自主防災組織等) ④テスト放送 毎日朝7時、夕方6時の2回 (2) 移動系無線 ①車載型無線装置 7台 ②携帯型無線装置 20台	関係機関と協議のうえ現設備を連動させたいうで暫定運用を行い、合併後3年以内に周波数を統一し整備する。テスト放送については、夕方6時の1回のみとする。

5 交通安全対策

調整の内容	5 交通安全対策事業については、合併時に再編するものとする。
-------	--------------------------------

交通安全対策基本法において、地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとされています。

【3町の現況】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
(1) 西枇杷島町交通安全条例 平成13年制定 ○目的 交通安全の確保に関する理念と施策の基本を定める。	(1) 清洲町交通安全条例 平成13年制定 ○目的 同左	(1) 新川町交通安全条例 平成13年制定 ○目的 同左	新市において新たに制定する。
(2) 第7次西枇杷島町交通安全計画 ○計画期間 平成13年度～17年度 ○計画内容 交通安全思想の普及と徹底、交通環境の整備、救急計画	(2) 第7次清洲町交通安全計画 ○計画期間 同左 ○計画内容 同左	(2) 第7次新川町交通安全計画 ○計画期間 同左 ○計画内容 同左	合併後、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用する。
(3) 交通安全対策施設整備 道路反射鏡、ガードレール、区画線、標識等の設置・管理	(3) 交通安全対策施設整備 同左	(3) 交通安全対策施設整備 同左	現行のとおり新市に引き継ぐ。

【参考資料】

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
<p>(4) 交通安全啓発事業</p> <p>①実施主体 交通安全協会西枇杷島分会</p> <p>②内容 交通安全運動期間中及び毎月0の日を中心とした街頭啓発、交通安全教室の実施、各種啓発用品の配布、のぼり及び横断幕の掲出等</p>	<p>(4) 交通安全啓発事業</p> <p>①実施主体 清洲町交通安全協会</p> <p>②内容 同左</p>	<p>(4) 交通安全啓発事業</p> <p>①実施主体 新川町交通安全協会</p> <p>②内容 同左</p>	<p>関係団体と協議の上、合併時までに調整する。</p>
<p>(5) 交通指導員</p> <p>①目的 児童の登下校時における交通指導等</p> <p>②人数 3名</p>	<p>(5) 交通指導員</p> <p>①目的 同左</p> <p>②人数 4名</p>	<p>(5) 交通指導員 未設置</p>	<p>合併時に再編し、新市全域で交通指導員を設置する。</p>

【参考資料】

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
<p>(6) チャイルドシート購入費補助制度 実施なし</p>	<p>(6) チャイルドシート購入費補助制度</p> <p>①目的 乳幼児を交通事故から守ること。</p> <p>②対象者 就学前の乳幼児がいる世帯の保護者</p> <p>③補助金の額 購入金額が7,000円未満の場合はその額。 購入金額が7,000円以上の場合は7,000円</p> <p>④平成15年度補助金 交付件数 52件</p>	<p>(6) チャイルドシート購入費補助制度</p> <p>①目的 少子化対策の推進</p> <p>②対象者 第3子以降の就学前の乳幼児がいる世帯の保護者</p> <p>③補助金の額 購入金額の1/2 限度額は、1万円。 ただし、購入金額が1万円未満の場合はその額</p> <p>④平成15年度補助金 交付件数 2件</p>	<p>清洲町の例により調整する。</p>

6 放置自動車、放置自転車

調整の内容

6 放置自動車及び放置自転車対策については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

放置自動車及び放置自転車は、街の景観を損なうばかりでなく交通の障害や災害時の障害となるなど様々な悪影響を及ぼしています。

発生の防止のための啓発活動を行うとともに、放置車両の障害を適正に処理することにより、住民の快適な生活と安全を確保し、良好な都市環境を確保する必要があります。

【3町の現況】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
(1) 放置自動車対策 ①根拠条例 西枇杷島町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ②発生の防止 啓発及びパトロール ③発生時の処理 ・調書、記録簿の作成 ・警察等への照会 所有者判明時 ・撤去の指導 所有者不明時 ・判定会を経て、廃物処理	(1) 放置自動車対策 ①根拠条例 清洲町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ②発生の防止 同左 ③発生時の処理 同左	(1) 放置自動車対策 ①根拠条例 新川町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ②発生の防止 同左 ③発生時の処理 同左	3町に相違がないため、新市に引き継ぐ。

【参考資料】

西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
(2) 放置自転車対策 ①駐輪場の設置 5か所 ②駐輪場の管理 シルバー人材センターに委託 ③発生の防止 啓発及びパトロール ④発生時の処理 ・所有者の確認 ・警告及び引取通知 ・一定期間経過後処分	(2) 放置自転車対策 ①駐輪場の設置 4か所 ②駐輪場の管理 同左 ③発生の防止 同左 ④発生時の処理 同左	(2) 放置自転車対策 ①駐輪場の設置 2か所 ②駐輪場の管理 同左 ③発生の防止 同左 ④発生時の処理 同左	現行のとおり 新市に引き継ぐ。

7 防犯対策	調整の内容 7 防犯対策事業については、合併時まで調整するものとする。			
	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
	(1) 防犯対策事業 ①実施主体 西枇杷島町防犯協会 ②内容 ・防犯教室の実施 ・街頭パトロール ・防犯キャンペーン ・防犯啓発看板等の設置	(1) 防犯対策事業 ①実施主体 清洲町防犯協会 ②内容 同左	(1) 防犯対策事業 ①実施主体 新川町防犯協会 ②内容 同左	関係団体と協議の上、合併時まで調整する。

【参考法令】

災害対策基本法（抄）

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 略

3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4以下 略

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

電波法（抄）

（免許の承継）

第20条 略

2 免許人（第5項及び第6項に規定する無線局の免許人を除く。以下この項及び次項において同じ。）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3以下 略

先進事例	新市名 合併期日	調整方針
	西東京市（東京都） 平成13年1月21日	<p>【地域防災計画】 新市において新たに策定する。</p> <p>【放置自転車対策】 合併後も現行の内容を継続して実施する。ただし、撤去自転車の保管料については、田無市の例により調整する。</p>
	山口市（岐阜県） 平成15年4月1日	<p>【地域防災計画】 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。</p> <p>【防災行政無線】 伊自良村及び美山町の防災行政無線（同報系）の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。</p> <p>防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。</p>
	掛川市（静岡県） 平成17年3月28日 合併予定	<p>【自主防災関係】 災害対策本部については、合併時まで新たな体制を構築する。自主防災組織については、現行の組織を存続する。</p> <p>【交通安全対策】 交通安全対策協議会及び交通指導隊については、合併時に統合する。</p>

協議第40号

財政関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会 長 加 藤 静 治

協 議 状 況	
提 案	平成16年 6月10日
協 議	平成 年 月 日
確 認	平成 年 月 日

財政関係事業の取扱いについて

財政関係事業の取扱いの確認について

- 1 新市の会計は、一般会計と特別会計とする。
- 2 財政状況の公表は、地方自治法の規定に基づき実施するものとする。
- 3 指定金融機関は、現行の金融機関を基本に合併時までに調整する。なお、指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、住民の利便性に配慮して合併時までに調整するものとする。

協議項目	24 - 3 財政関係事業の取扱い																																																																																							
調整の内容	<p>1 新市の会計は、一般会計と特別会計とする。</p> <p>2 財政状況の公表は、地方自治法の規定に基づき実施するものとする。</p> <p>3 指定金融機関は、現行の金融機関を基本に合併時まで調整する。なお、指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、住民の利便性に配慮して合併時まで調整するものとする。</p>																																																																																							
1 会計の区分	<table border="1" data-bbox="510 624 2110 687"> <tr> <td data-bbox="510 624 714 687">調整の内容</td> <td colspan="3" data-bbox="714 624 2110 687">新市の会計は、一般会計と特別会計とする。</td> </tr> </table> <p data-bbox="510 695 763 730">【会計の設置状況】</p> <p data-bbox="1733 695 2085 730" style="text-align: right;">平成16年度当初予算額</p> <table border="1" data-bbox="510 738 2110 1431"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="510 738 954 786">西枇杷島町</th> <th colspan="2" data-bbox="954 738 1397 786">清洲町</th> <th colspan="2" data-bbox="1397 738 1841 786">新川町</th> <th data-bbox="1841 738 2110 786">具体的な調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 794 714 842">【一般会計】</td> <td data-bbox="714 794 954 842">(千円)</td> <td data-bbox="954 794 1158 842">【一般会計】</td> <td data-bbox="1158 794 1397 842">(千円)</td> <td data-bbox="1397 794 1601 842">【一般会計】</td> <td data-bbox="1601 794 1841 842">(千円)</td> <td data-bbox="1841 794 2110 1169" rowspan="10"> 共通の目的の会計は合併時に統一する。 土地取得特別会計、水道事業特別会計については、新市に引き継ぐ。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 850 640 882">一般会計</td> <td data-bbox="714 850 954 882">6,661,000</td> <td data-bbox="954 850 1084 882">一般会計</td> <td data-bbox="1158 850 1397 882">5,741,000</td> <td data-bbox="1397 850 1527 882">一般会計</td> <td data-bbox="1601 850 1841 882">6,884,400</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 898 714 946">【特別会計】</td> <td data-bbox="714 898 954 946">(千円)</td> <td data-bbox="954 898 1158 946">【特別会計】</td> <td data-bbox="1158 898 1397 946">(千円)</td> <td data-bbox="1397 898 1601 946">【特別会計】</td> <td data-bbox="1601 898 1841 946">(千円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 954 775 1026">国民健康保険特別会計</td> <td data-bbox="714 954 954 1026">1,114,244</td> <td data-bbox="954 954 1209 1026">国民健康保険特別会計</td> <td data-bbox="1158 954 1397 1026">1,346,294</td> <td data-bbox="1397 954 1662 1026">国民健康保険特別会計</td> <td data-bbox="1601 954 1841 1026">1,379,420</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1042 757 1074">老人保健特別会計</td> <td data-bbox="714 1042 954 1074">1,208,229</td> <td data-bbox="954 1042 1200 1074">老人保健特別会計</td> <td data-bbox="1158 1042 1397 1074">1,161,499</td> <td data-bbox="1397 1042 1644 1074">老人保健特別会計</td> <td data-bbox="1601 1042 1841 1074">1,317,895</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1090 757 1121">介護保険特別会計</td> <td data-bbox="714 1090 954 1121">536,430</td> <td data-bbox="954 1090 1200 1121">介護保険特別会計</td> <td data-bbox="1158 1090 1397 1121">534,846</td> <td data-bbox="1397 1090 1644 1121">介護保険特別会計</td> <td data-bbox="1601 1090 1841 1121">791,515</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="954 1137 1200 1169">土地取得特別会計</td> <td data-bbox="1158 1137 1397 1169">61,183</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="954 1185 1200 1217">水道事業特別会計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="954 1233 1158 1265">収益的収入</td> <td data-bbox="1158 1233 1397 1265">468,925</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="954 1281 1158 1313">収益的支出</td> <td data-bbox="1158 1281 1397 1313">443,482</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="954 1329 1158 1361">資本的収入</td> <td data-bbox="1158 1329 1397 1361">32,130</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="954 1377 1158 1409">資本的支出</td> <td data-bbox="1158 1377 1397 1409">188,897</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				調整の内容	新市の会計は、一般会計と特別会計とする。			西枇杷島町		清洲町		新川町		具体的な調整方針	【一般会計】	(千円)	【一般会計】	(千円)	【一般会計】	(千円)	共通の目的の会計は合併時に統一する。 土地取得特別会計、水道事業特別会計については、新市に引き継ぐ。	一般会計	6,661,000	一般会計	5,741,000	一般会計	6,884,400	【特別会計】	(千円)	【特別会計】	(千円)	【特別会計】	(千円)	国民健康保険特別会計	1,114,244	国民健康保険特別会計	1,346,294	国民健康保険特別会計	1,379,420	老人保健特別会計	1,208,229	老人保健特別会計	1,161,499	老人保健特別会計	1,317,895	介護保険特別会計	536,430	介護保険特別会計	534,846	介護保険特別会計	791,515			土地取得特別会計	61,183					水道事業特別会計						収益的収入	468,925					収益的支出	443,482					資本的収入	32,130					資本的支出	188,897		
調整の内容	新市の会計は、一般会計と特別会計とする。																																																																																							
西枇杷島町		清洲町		新川町		具体的な調整方針																																																																																		
【一般会計】	(千円)	【一般会計】	(千円)	【一般会計】	(千円)	共通の目的の会計は合併時に統一する。 土地取得特別会計、水道事業特別会計については、新市に引き継ぐ。																																																																																		
一般会計	6,661,000	一般会計	5,741,000	一般会計	6,884,400																																																																																			
【特別会計】	(千円)	【特別会計】	(千円)	【特別会計】	(千円)																																																																																			
国民健康保険特別会計	1,114,244	国民健康保険特別会計	1,346,294	国民健康保険特別会計	1,379,420																																																																																			
老人保健特別会計	1,208,229	老人保健特別会計	1,161,499	老人保健特別会計	1,317,895																																																																																			
介護保険特別会計	536,430	介護保険特別会計	534,846	介護保険特別会計	791,515																																																																																			
		土地取得特別会計	61,183																																																																																					
		水道事業特別会計																																																																																						
		収益的収入	468,925																																																																																					
		収益的支出	443,482																																																																																					
		資本的収入	32,130																																																																																					
		資本的支出	188,897																																																																																					

【参考資料】

区分	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
	<p>【8月公表時】 1月1日から6月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。</p>	<p>【11月公表時】 4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。</p>	<p>【11月公表時】 同左</p>	
公表の方法	町広報または町掲示場に掲示してこれを行う。	同左	同左	

【参考法令】

地方自治法（抜粋）

（財政状況の公表等）

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（予算の執行に関する長の調査権等）

第221条 略

2 略

3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金

【参考資料】

若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

3 指定金融機関等

調整の内容	指定金融機関は、現行の金融機関を基本に合併時まで調整する。なお、指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、住民の利便性に配慮して合併時まで調整するものとする。
-------	--

【指定金融機関等】

区 分	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
指定金融機関	株式会社 UFJ銀行	同左	同左	現行の金融機関を基本に合併時まで調整する。
指定代理金融機関	中日信用金庫 西春日井農業協同組合	中日信用金庫 西春日井農業協同組合 株式会社 岐阜銀行 株式会社 中京銀行 岐阜信用金庫	中日信用金庫 西春日井農業協同組合	住民の利便性に配慮して、合併時まで調整し、再編する。
収納代理金融機関	株式会社 岐阜銀行 株式会社 中京銀行 株式会社 愛知銀行 株式会社 名古屋銀行 瀬戸信用金庫	株式会社 愛知銀行 株式会社 名古屋銀行 株式会社 大垣共立銀行 いちい信用金庫	株式会社 岐阜銀行 株式会社 中京銀行 岐阜信用金庫 株式会社 愛知銀行 株式会社 名古屋銀行	

【参考法令】

地方自治法（抜粋）

（金融機関の指定）

第235条 略

- 2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令（抜粋）

（指定金融機関等）

第168条 略

- 2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 6 前2項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。
- 7 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、第5項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。
- 8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

4 先進事例

三次市（三次市・双三郡・甲奴町合併協議会）

（１）指定金融機関については、合併時に統一する。

なお、指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、住民の利便性に配慮して合併までに調整するものとする。

（２）新市の会計は、一般会計と特別会計で構成する。

（３）特別会計においては、原則として同種のみは統合する。

（４）特別会計に、(仮称)三次中央病院事業会計を設ける。

美馬郡東部・北部合併協議会

（１）財政事情の公表、監査及び予算の編成については、合併までに調整し統一するものとする。

（２）指定金融機関等については、合併時に指定するものとする。

飛騨地域合併協議会

（１）指定金融機関については、現行の高山市の例により、高山信用金庫、株式会社十六銀行高山支店及び飛信用組合の３行による２年毎の輪番制とし、指定代理金融機関は置かない。

（２）収納代理金融機関については、高山市の収納代理金融機関（１１行）に、ＵＦＪ銀行及び八幡信用金庫を加えた１３行とする。

穴水町・門前町合併協議会

１ 指定金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整する。

２ 収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、２町の金融機関を継続するよう合併時までに調整する。

協議第41号

管財関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静治

協議状況	
提案	平成16年 6月10日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

管財関係事業の取扱いについて

管財関係事業の取扱いの確認について

- 1 公の施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。
なお、名称については、現行名称を基本とし、分かりやすい名称に合併時までに調整するものとする。
- 2 入札及び契約制度については、規則、要綱等を調整し、新市において新たに制定するものとする。

協議項目	24-4 管財関係事業の取扱い				
調整の内容	<p>1 公の施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。なお、名称については、現行名称を基本とし、分かりやすい名称に合併時までに調整するものとする。</p> <p>2 入札及び契約制度については、規則、要綱等を調整し、新市において新たに制定するものとする。</p>				
1 公の施設	調整の内容	<p>1 公の施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。なお、名称については、現行名称を基本とし、分かりやすい名称に合併時までに調整するものとする。</p>			
【主な公の施設の一覧】					
区分		西枇杷島町	清洲町	新川町	<p>具体的な調整方針</p> <p>(1) 公の施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。</p> <p>(2) 名称については、現行名称を基本として、分かりやすい名称に合併時までに調整する。</p>
保育所		<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島保育所 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲町南部保育園 清洲町北部保育園 清洲町中部保育園 清洲町新清洲保育園 清洲町朝日保育園 	<ul style="list-style-type: none"> 新川中央保育園 新川第一保育園 新川第四保育園 新川第六保育園 	
幼稚園		<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島第一幼稚園 西枇杷島第二幼稚園 			
小学校		<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島小学校 古城小学校 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲小学校 東小学校 	<ul style="list-style-type: none"> 新川小学校 星の宮小学校 桃栄小学校 	
中学校		<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島中学校 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲中学校 	<ul style="list-style-type: none"> 新川中学校 	
給食センター		<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島町学校給食センター 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲町学校給食センター 	<ul style="list-style-type: none"> 新川給食センター 	

【参考資料】

	区 分	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
	社会教育等 施設	<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島町民会館 小田井公民館（にしび創造センター内） 西枇杷島町視聴覚ライブラリー（にしび創造センター内） 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲町民センター 清洲町公民館 朝日公民館 清洲町視聴覚ライブラリー（清洲町民センター内） 清洲町勤労福祉会館（愛称：ARCO清洲） 清洲町コミュニティセンター 	<ul style="list-style-type: none"> 新川中央公民館（新川体育会館内） 新川町視聴覚ライブラリー（新川体育会館内） 新川地域文化広場（愛称：カルチバ新川） 	
	社会体育施 設	<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島町営野球場 西枇杷島町営子ども野球場 西枇杷島町営テニス場 にしびテニスハウス にしび町営温水プール 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲町ソフトボール場 清洲町第1テニスコート 清洲町第2テニスコート 	<ul style="list-style-type: none"> 新川体育会館 町営グラウンド 庄内川新川町緑地 	
	福 祉 施 設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉センター 児童館（福祉センター内） にしび創造センター 西枇杷島町生きがいセンター（にしび創造センター内） 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲町児童館 清洲町児童センター（愛称：ウイング） 清洲町老人福祉センター（古城荘） 清洲町老人いこいの家（寿荘） 	<ul style="list-style-type: none"> 新川町立福祉センター 新川町ふれあいセンター 新川東部ふれあい防災センター 新川児童館 星の宮児童館 	

【参考資料】

区分	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
	<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島町小規模授産施設（にしび創造センター内） 西枇杷島町小田井児童館（にしび創造センター内） 西枇杷島町デイサービスセンター 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲町総合福祉センター 清洲町保健センター 	<ul style="list-style-type: none"> 桃栄児童館 新川町子育て支援センター（中央保育園内） 新川町心身障害者通所作業所 	
文化・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島町問屋記念館 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲文化広場 清洲ふるさとのやかた 清洲公園 清洲古城跡公園 		
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 11箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 10箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 28箇所 	
児童遊園	<ul style="list-style-type: none"> 15箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 13箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 10箇所 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 西枇杷島町営住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 清洲町公園駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> 新川町営墓地 	

【参考法令】

地方自治法（抜粋）

第10章 公の施設

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、

住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者

に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。

この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第318条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に

【参考資料】

不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

2 入札及び契約制度

調整の内容	2 入札及び契約制度については、規則、要綱等を調整し、新市において新たに制定するものとする。
-------	--

【入札及び契約制度の現況】

区分	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
入札参加資格	西枇杷島町競争入札等参加資格審査規程	清洲町契約規則	新川町入札参加業者選定要領	(1) 入札及び契約に関する規則、要綱等については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に義務付けられた内容を目標に、新市において新たに制定する。 (2) 入札参加資格者登録については、平成18年度までは、3町の入札参加資格名簿の登録業者を新市の登録業者とみなす。
	西枇杷島町の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程		新川町入札参加資格者の登録及び格付要領	
選定方法	西枇杷島町の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程	新川町指名停止取扱内規	新川町契約規則	
	西枇杷島町契約規則	清洲町契約規則	新川町工事請負業者指名審査委員会規程	
入札執行関係	西枇杷島町指名業者選定委員会規程	清洲町指名業者選定審査委員会規程	新川町建設工事関係入札心得書	
	西枇杷島町建設工事関係入札心得書	清洲町入札心得書	新川町公正入札調査委員会設置要領	
	西枇杷島町低入札価格調査実施要領			

【参考資料】

区分	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
		清洲町指名競争入札の執行に関する細則		(3) 現在3町が締結している各契約については、現行のまま新市に引き継ぎ、その契約の更新時に、新市での統一した制度に基づき契約を行う。
	西枇杷島町公共工事の予定価格事前公表に関する取扱い要領		新川町競争入札結果及び予定価格の公表に関する取扱い要領	
	西枇杷島町公共工事の入札結果等の公表に関する取扱要領	清洲町指名競争入札結果の公表に関する取扱規程		
契約関係	西枇杷島町契約規則	清洲町契約規則	新川町契約規則	
	西枇杷島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	清洲町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	新川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	
	西枇杷島町予算決算会計規則	清洲町予算決算会計規則	新川町予算決算会計規則	
	西枇杷島町公共工事前払金取扱要綱	清洲町公共工事に係る前払金取扱要綱	新川町公共工事に係る前払金取扱要綱	

【参考法令】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併

【参考資料】

せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

第2条 略

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- (2) 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- (3) 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- (4) 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第4条～第6条 略

(地方公共団体による情報の公表)

第7条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第8条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- (2) 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第9条 前2条の規定は、地方公共団体が、前2条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第10条以下 略

3 先進事例

■西予市（東宇和・三瓶町合併協議会）

- 1 その他の公立施設及びその管理運営等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。
- 2 その他の公立施設の名称については、調整の必要なものは、現行の名称を基本として合併時に調整する。

■伊豆市（修繕寺町外3町合併協議会）

公立施設及びその管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、名称については、現行の名称を基本とし分かりやすい名称に合併時まで調整する。

■江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

- (1) 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 各施設の名称については、調整の必要なものは、合併時に調整する。

■広見町・日吉村合併協議会

- 1 契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。
- 2 各契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。

■砺波地域市町村合併協議会

- ①から⑤ 略
- ⑦競争入札の指名参加願い及び資格審査の取扱いについては、新市において新たに制度化する。ただし、合併する年度は、8町村の入札参加資格名簿の登録業者を新市の登録業者とみなす。

■熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会

(契約事務に関すること)

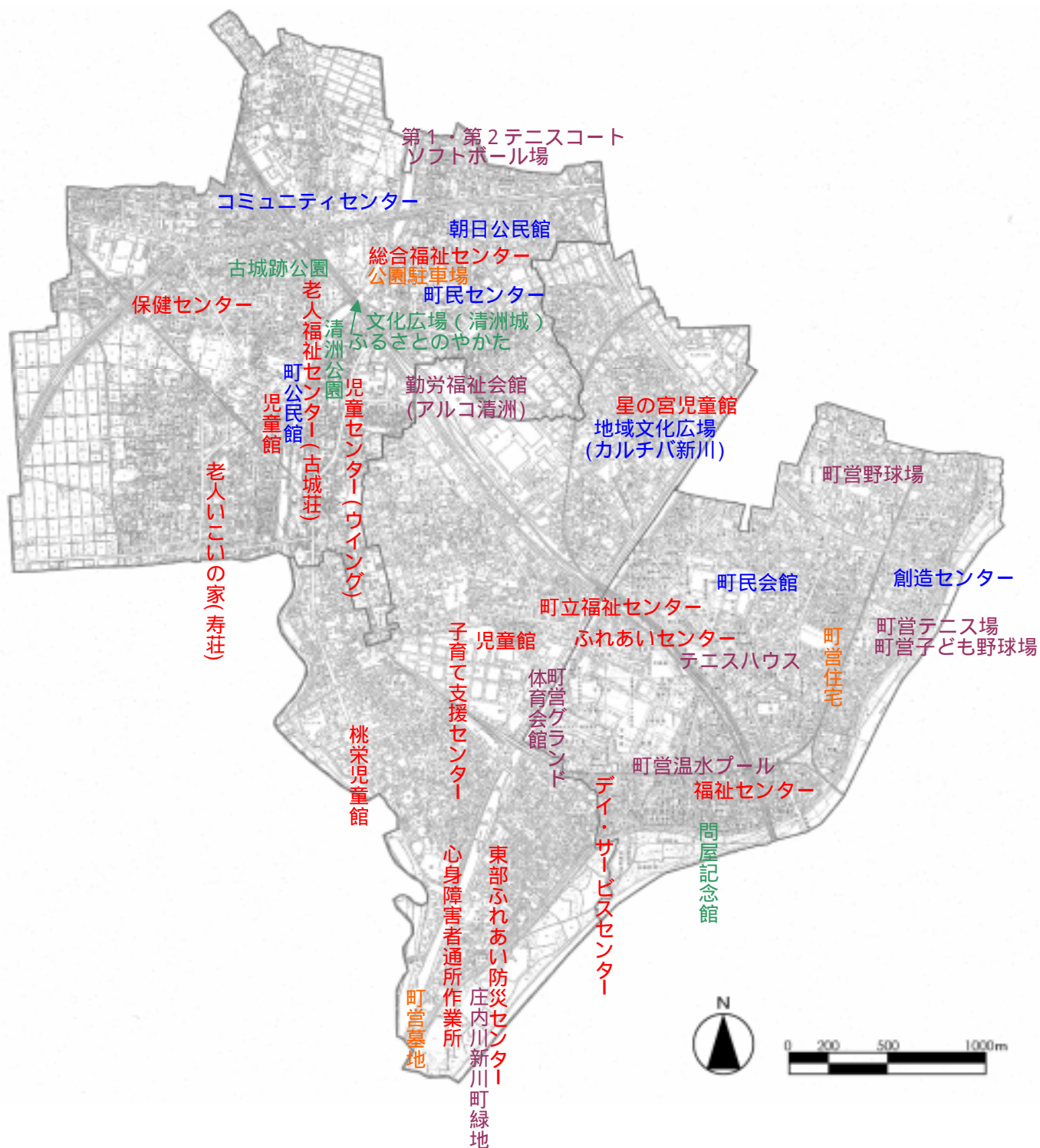
競争入札の指名参加願い及び資格審査について

- (1) 入札資格審査については、合併時までに調整する。
- (2) 小規模修繕契約希望者制度については、合併時までに調整する。
- (3) 物品等入札資格審査については、合併時までに統合する。

(入札及び入札の公表について)

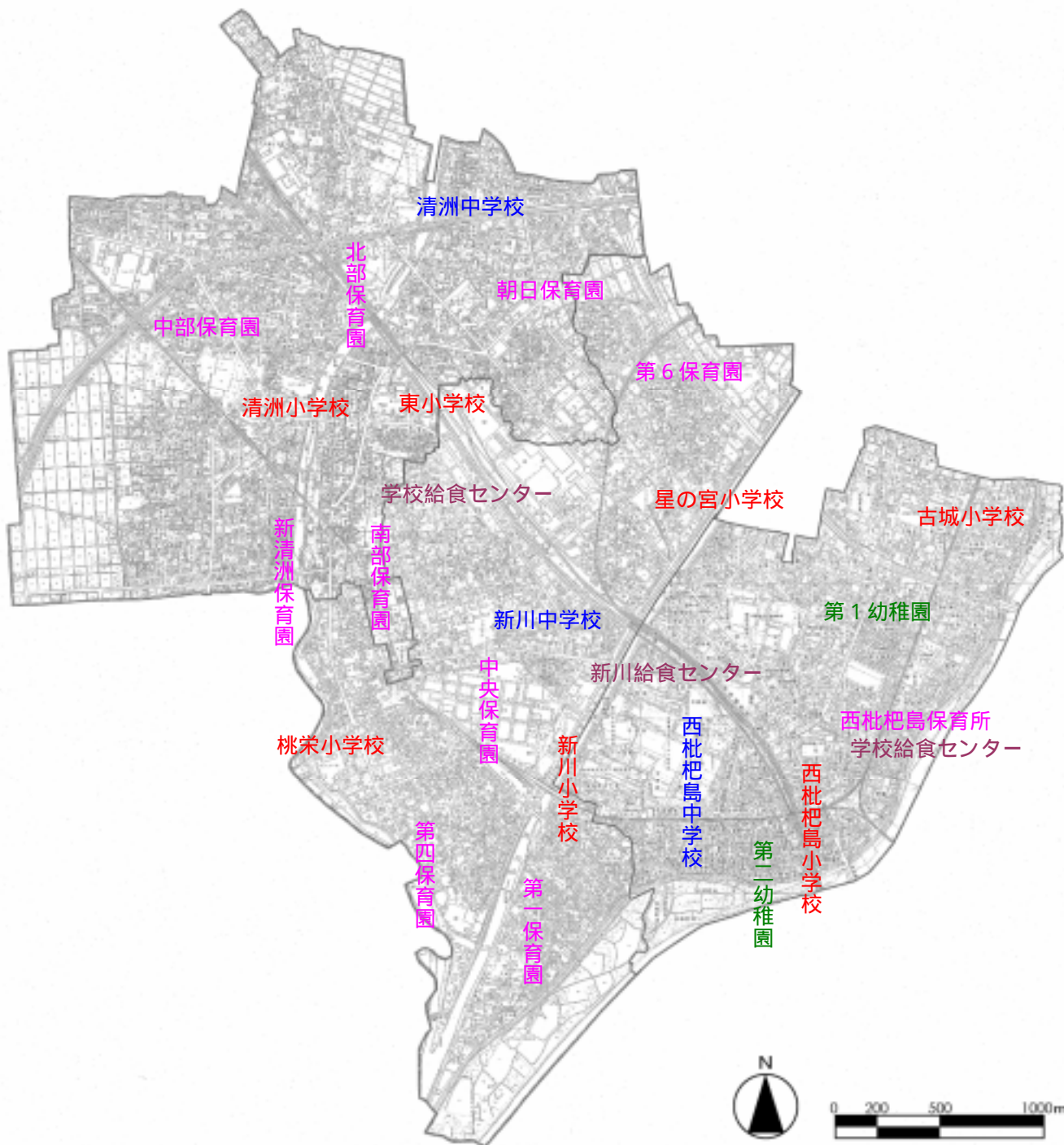
- (1) 入札参加者選定基準、指名業者選定委員会、入札参加者の指名業者指名は 合併時までに調整する。
- (2) 入札の公表、談合、指名停止等については、合併時までに統合する。

西枇杷島町・清洲町・新川町 主な公の施設の位置図



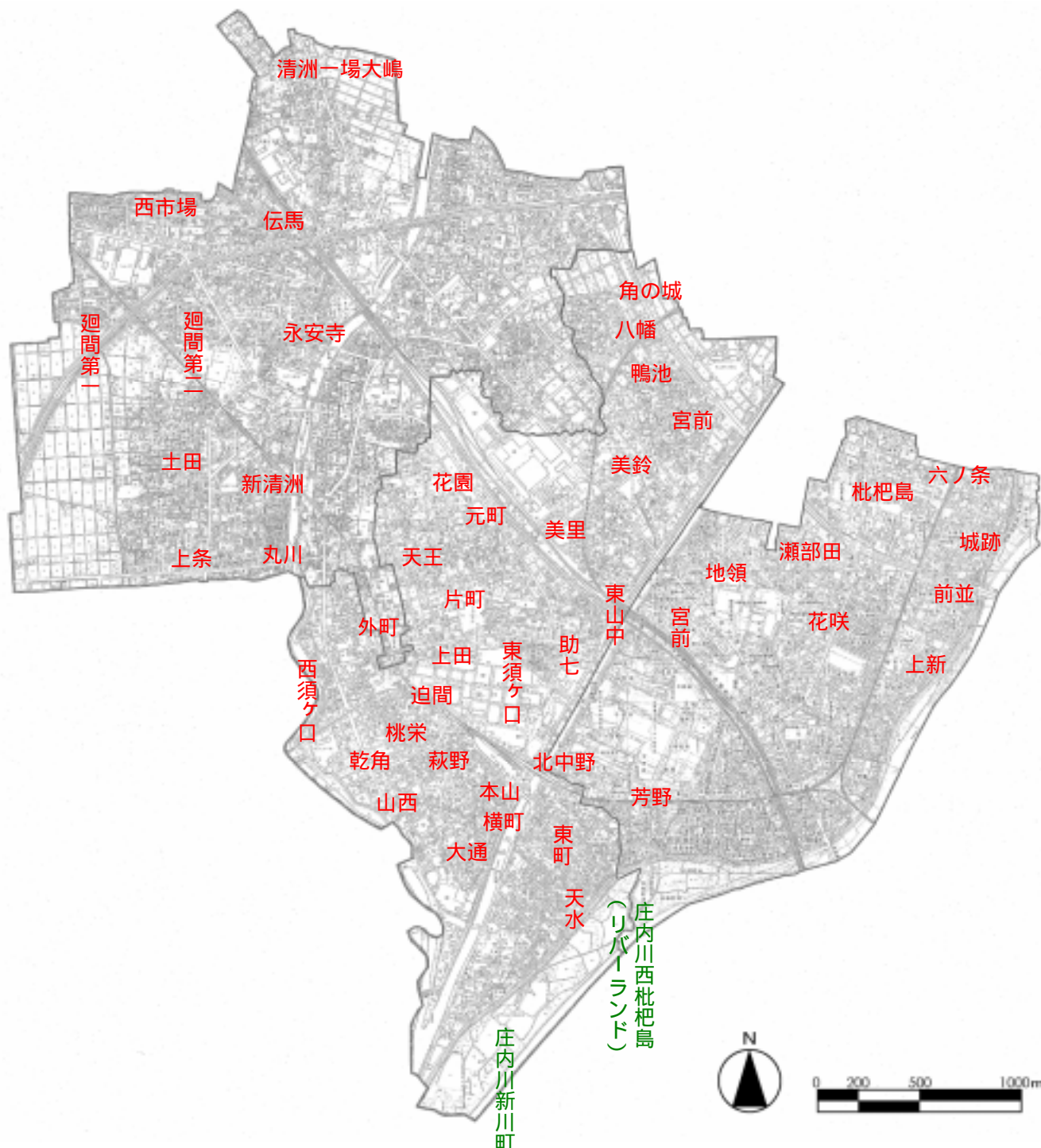
凡 例	
社会教育等施設	文化・観光施設
社会体育施設	その他施設
福祉施設	

西枇杷島町・清洲町・新川町
学校教育施設・保育園の位置図



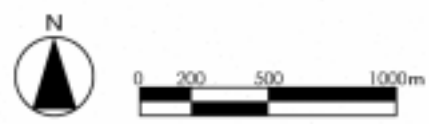
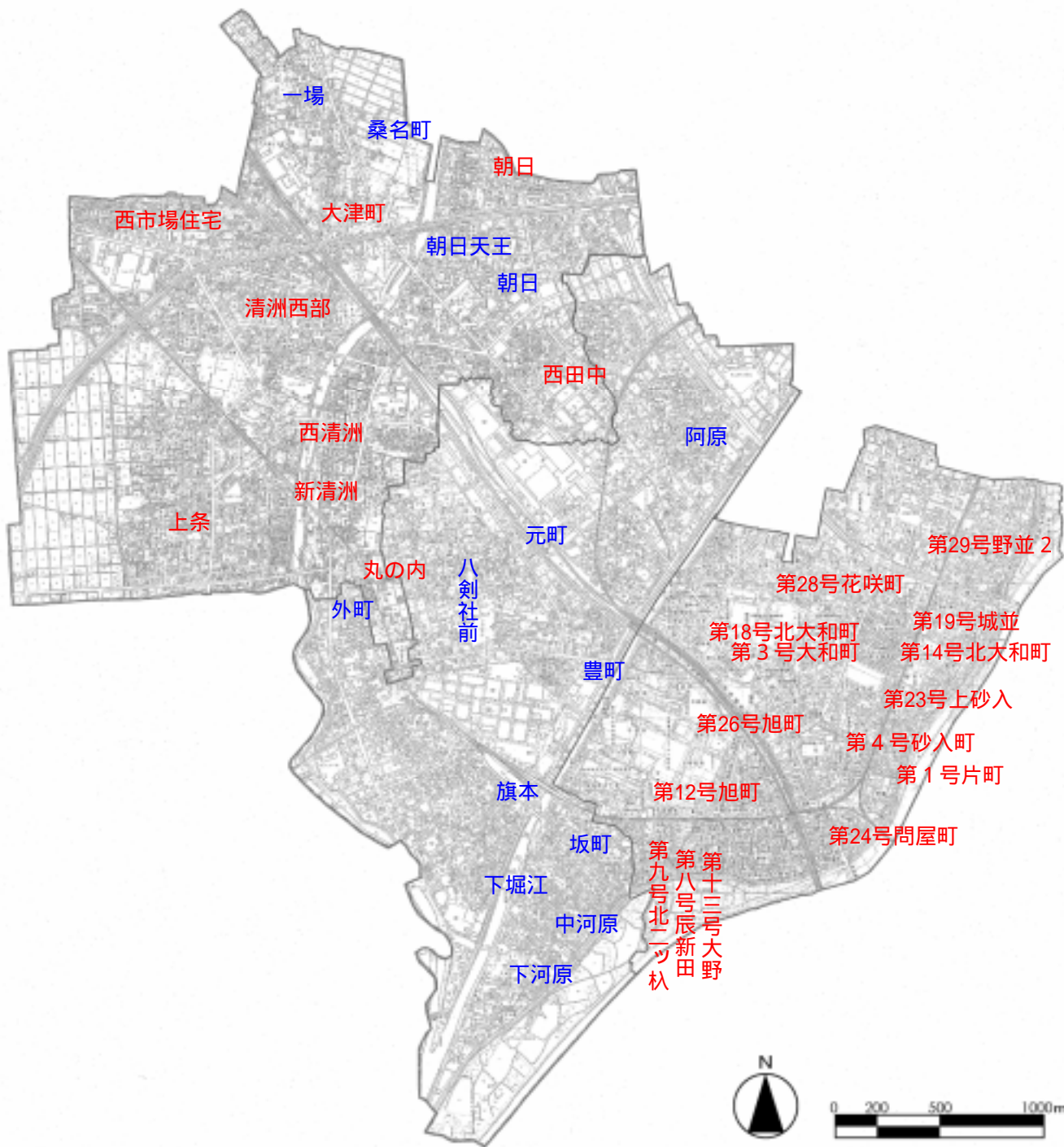
凡 例	
小学校	給食センター
中学校	保育園（所）
幼稚園	

西枇杷島町・清洲町・新川町 都市公園の位置図



凡例	
公園	緑地

西枇杷島町・清洲町・新川町
 児童遊園の位置図



凡 例
児童遊園
ちびっこ広場

協議第42号

企画広報関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静治

協議状況	
提案	平成16年 6月10日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

企画広報関係事業の取扱いについて

企画広報関係事業の取扱いの確認について

- 1 総合計画については、合併後新たに策定するものとする。
- 2 国際交流事業については、清洲町におけるスペイン・ヘレス市との姉妹都市提携に基づく交流は継続するものとし、国際交流協会については、清洲町国際交流協会を母体として交流事業と併せ、合併後調整するものとする。
- 3 地域間交流事業については、交流に至った経緯等を尊重しつつ、新市において関係都市と協議調整するものとする。
- 4 広報紙については、発行日は毎月1日、発行回数は年12回とし、配布方法等については、合併時に再編するものとする。
- 5 ホームページについては、合併時に新たに作成するものとする。
- 6 広聴事業については、合併後速やかに再編し、充実を図るものとする。
- 7 平和推進事業については、合併時に再編するものとする。

協議項目	24 - 5 企画広報関係事業の取扱い				
調整の内容	<p>1 総合計画については、合併後新たに策定するものとする。</p> <p>2 国際交流事業については、清洲町におけるスペイン・ヘレス市との姉妹都市提携に基づく交流は継続するものとし、国際交流協会については、清洲町国際交流協会を母体として交流事業と併せ、合併後調整するものとする。</p> <p>3 地域間交流事業については、交流に至った経緯等を尊重しつつ、新市において関係都市と協議調整するものとする。</p> <p>4 広報紙については、発行日は毎月1日、発行回数は年12回とし、配布方法等については、合併時に再編するものとする。</p> <p>5 ホームページについては、合併時に新たに作成するものとする。</p> <p>6 広聴事業については、合併後速やかに再編し、充実を図るものとする。</p> <p>7 平和推進事業については、合併時に再編するものとする。</p>				
1 総合計画	調整の内容	1 総合計画については、合併後新たに策定するものとする。			
【3町の現況】					
項 目		西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
名 称		第3次西枇杷島町総合計画	第3次清洲町総合計画	第3次新川町総合計画	合併後新たに策定する。
策定年月		平成13年1月	平成12年12月	平成7年12月	
将 来 像		～新しい共生のあり方を求めて～ 「自然と人とまち」が共感・共生する楽しく豊かなオアシスタウン	緑と歴史とやさしさに彩られた 暮らし輝く快適空間・清洲	生命が輝き 活気あふれる 水とみどりの生活拠点都市しんかわ	
策定期間		平成13年度～平成22年度	平成13年度～平成22年度	平成8年度～平成17年度	

【参考法令】

地方自治法(抜粋)

【地方公共団体の法人格及び事務】

第2条 略

2～3 略

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

2 国際交流事業

調整の内容

2 国際交流事業については、清洲町におけるスペイン・ヘレス市との姉妹都市提携に基づく交流は継続するものとし、国際交流協会については、清洲町国際交流協会を母体として交流事業と併せ、合併後調整するものとする。

【国際交流事業の現況】

項目	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
海外姉妹都市	該当なし	スペイン・ヘレス市 平成6年1月19日提携	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
国際交流団体	該当なし	清洲町国際交流協会	該当なし	清洲町国際交流協会を母体として交流事業と併せ、新市において調整する。

【参考資料】

3 地域間交流事業	調整の内容	3 地域間交流事業については、交流に至った経緯等を尊重しつつ、新市において関係都市と協議調整するものとする。			
	【地域間交流事業の現況】				
	項 目	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
国内姉妹都市	該当なし	該当なし	愛知県旭町 平成8年4月13日提携	交流に至った経緯等を尊重しつつ、新市において関係都市と協議調整する。	
サ ミ ッ ト	該当なし	名称 織田信長サミット 構成団体 山形県天童市 山形県高畠町 群馬県甘楽町 愛知県小牧市 愛知県江南市 愛知県清洲町 岐阜県岐阜市 岐阜県墨俣町 岐阜県安八町 福井県織田町 奈良県天理市 奈良県桜井市 奈良県大宇陀町 滋賀県安土町 滋賀県朽木村 滋賀県高島町 滋賀県永源寺町 京都府京都市 兵庫県柏原町	該当なし		

【参考資料】

4 広報紙	調整の内容	4 広報紙については、発行日は毎月1日、発行回数は年12回とし、配布方法等については、合併時に再編するものとする。			
	【3町の現況】				
	項 目	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
	広 報 紙 名	広報にしび	広報きよす	広報しんかわ	発行日は毎月1日、発行回数は年12回とし、配布方法等については、合併時に再編するものとする。
	発 行 回 数	毎月1回1日発行	毎月1回1日発行	毎月1回1日発行	
	発 行 部 数	7,400部	7,800部	7,200部	
	規 格	A4版・再生紙	同左	同左	
	編 集	文字テキスト・レイアウト用紙	同左	同左	
配 布 方 法	行政区を通じた各個配布	同左	同左		
5 ホームページ	調整の内容	5 ホームページについては、合併時に新たに作成するものとする。			
	【3町の現況】				
	項 目	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
ア ド レ ス	http://www.town.nishibiwajima.aichi.jp/	http://www.town.kiyosu.aichi.jp/	http://www.town.shinkawa.aichi.jp/	合併時に新たに作成する。	

【参考資料】

6 広聴事業	項目	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
	内容	町の概要や歴史、イベント、町民生活に関する情報、町の施策、業務案内などの情報を発信。	町の紹介、行政手続き、生活、防災、福祉、教育、観光、各課業務の情報を発信。 条例検索。	町の概要や、町長の施政方針、役場の業務案内などの情報を発信。	
	作成・更新方法	職員で作成・更新。	同左	同左(当初及び大幅な修正は業者委託)	
	設備管理等	レンタルサーバ管理はプロバイダ委託	町設置サーバ管理は業者委託	レンタルサーバ管理は業者委託	
調整の内容	6 広聴事業については、合併後速やかに再編し、充実を図るものとする。				
【3町の現況】					
	項目	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
	広聴相談声のポスト等	町民等からの意見、要望などを広聴相談、ファックス、電子メールで受け付ける。	町民等からの意見、要望などを声のポスト、ファックス、電子メールで受け付ける。	同左	合併後速やかに再編し、充実を図る。
	他の広聴制度	・ 企業懇談会 ・ パブリックコメント制度	該当なし	・ 町政モニター制度	

【参考資料】

7 平和推進事業	調整の内容	7 平和推進事業については、合併時に再編するものとする。			
	【3町の現況】				
	項 目	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
	平和推進事業	該当なし	小学生児童広島平和記念式典派遣事業、児童生徒平和祈念習字展、平和パネル展示、平和推進映画上映、平和祈念式。	平和月間事業（納涼フェスティバル、すいとん試食会、原爆等パネル展示会、平和学習教室、広島平和記念式典派遣）	合併後に再編する。
8 先進事例	かほく市（石川県）				
	新市の総合計画については、かほく市合併まちづくり計画を基本に、新たに策定する。				
	さぬき市（香川県）				
広聴広報の取扱い (1)新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。 (2)新市において、ホームページを開設する。 (3)～(5) 略					
東かがわ市（香川県）					
姉妹都市等の取扱いについて 姉妹都市等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					

いなべ市（三重県）

- ・国際交流事業については、新市に引き継ぐものとする。
- ・広報紙等の広報事業については、合併時に統合し情報の提供に努めるものとする。
- ・広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

壱岐市（長崎県）

広報、広聴関係事業の取扱い

広報紙については、市報の発行回数は原則として年12回、議会だよりの発行回数は原則として年4回とし、配布方法は新市において調整する。

防災行政無線の情報発信については、現行のとおりとする。

広聴に関することについては、新市において調整する。

国際交流（姉妹都市含む）関係の取扱い

姉妹都市については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要に応じ新市移行後、相手の姉妹縁組の意思を確認した後改めて調印する。

各種交流事業については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、交流の拡大に向け調整する。

柏市・沼南町合併協議会

各種事務事業の取扱いについて（その1 交流関係事業）

- 1 両市町が実施している姉妹都市、友好都市及びふるさと交流都市との提携，並びにこれらの都市との交流事業については，現行のとおりとし，新市に引き継ぐものとする。
- 2 国際化事業，平和事業については，両市町の内容に違いがあるため，柏市の制度を適用するものとする。

協議第43号

税務関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会 長 加 藤 静 治

協 議 状 況	
提 案	平成16年 6月10日
協 議	平成 年 月 日
確 認	平成 年 月 日

税務関係事業の取扱いについて

税務関係事業の取扱いの確認について

- 1 口座振替については、合併後もそのまま継続して口座振替ができるよう、現行の取扱金融機関を基本に調整するものとする。
- 2 確定申告受付については、住民の便宜を図るよう、新市において調整するものとする。
- 3 町で交付すべき軽自動車標識については、合併後、新市による標識を交付するものとし、合併期日前日までに各町で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。

協議項目	24 - 6 税務関係事業の取扱い																						
調整の内容	<p>1 口座振替については、合併後もそのまま継続して口座振替ができるよう、現行の取扱金融機関を基本に調整するものとする。</p> <p>2 確定申告受付については、住民の便宜を図るよう、新市において調整するものとする。</p> <p>3 町で交付すべき軽自動車標識については、合併後、新市による標識を交付するものとし、合併期日前日までに各町で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。</p>																						
1 口座振替	<table border="1" data-bbox="508 662 2123 761"> <tr> <td data-bbox="508 662 714 761">調整の内容</td> <td colspan="3" data-bbox="714 662 2123 761">1 口座振替については、合併後もそのまま継続して口座振替ができるよう、現行の取扱金融機関を基本に調整するものとする。</td> </tr> </table> <p data-bbox="508 767 763 802">【口座振替の状況】</p> <table border="1" data-bbox="508 809 2123 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="508 809 714 860">区 分</th> <th data-bbox="714 809 1084 860">西枇杷島町</th> <th data-bbox="1084 809 1456 860">清 洲 町</th> <th data-bbox="1456 809 1827 860">新 川 町</th> <th data-bbox="1827 809 2123 860">具体的な調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="508 860 714 1102">対象税目等</td> <td data-bbox="714 860 1084 1102">町県民税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料（普通徴収）</td> <td data-bbox="1084 860 1456 1102">同左</td> <td data-bbox="1456 860 1827 1102">同左</td> <td data-bbox="1827 860 2123 1102">現行のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="508 1102 714 1390">取扱金融機関</td> <td data-bbox="714 1102 1084 1390">U F J 銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行</td> <td data-bbox="1084 1102 1456 1390">U F J 銀行 大垣共立銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行</td> <td data-bbox="1456 1102 1827 1390">U F J 銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行</td> <td data-bbox="1827 1102 2123 1390">現行の取扱金融機関を基本に調整する。</td> </tr> </tbody> </table>				調整の内容	1 口座振替については、合併後もそのまま継続して口座振替ができるよう、現行の取扱金融機関を基本に調整するものとする。			区 分	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針	対象税目等	町県民税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料（普通徴収）	同左	同左	現行のとおりとする。	取扱金融機関	U F J 銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行	U F J 銀行 大垣共立銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行	U F J 銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行	現行の取扱金融機関を基本に調整する。
調整の内容	1 口座振替については、合併後もそのまま継続して口座振替ができるよう、現行の取扱金融機関を基本に調整するものとする。																						
区 分	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針																			
対象税目等	町県民税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料（普通徴収）	同左	同左	現行のとおりとする。																			
取扱金融機関	U F J 銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行	U F J 銀行 大垣共立銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行	U F J 銀行 岐阜銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行	現行の取扱金融機関を基本に調整する。																			

【参考資料】

2 確定申告受付	区分	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針	
		瀬戸信用金庫 中日信用金庫 西春日井農業協同組合 郵便局	中日信用金庫 岐阜信用金庫 いちい信用金庫 西春日井農業協同組合 郵便局	中日信用金庫 岐阜信用金庫 西春日井農業協同組合 郵便局		
	口座振替日	各税納期限	同左	同左	現行のとおりとする。	
	振替手数料	1件10円(消費税別) 郵便自動払込料金 1件10円(消費税込)	同左	同左	合併時まで各金融機関と調整する。	
	調整の内容	2 確定申告受付については、住民の便宜を図るよう、新市において調整するものとする。				
	【確定申告受付事務】					
	区分	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針	
	受付会場	西枇杷島町町民会館 2階 ホール	(2月)清洲町役場 2階 202会議室 (3月)清洲町商工会館 3階 研修室	新川町役場 3階 大会議室	住民の便宜を図るよう、新市において調整する。	
	実施時期	2月16日～3月15日	同左	同左		

3 軽自動車標識	調整の内容	3 町で交付すべき軽自動車標識については、合併後、新市による標識を交付するものとし、合併期日前日までに各町で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。			
	【軽自動車標識】				
4 先進事例	区 分	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
	申 請 窓 口	役場 税務担当	役場 税務課	役場 税務課	合併後、新市による標識を交付することとし、合併期日前日までに各町で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。
	標 識 交 付 枚 数 (平成15年度実績)	162枚	183枚	188枚	
	登 録 台 数 (平成15年度決算見込み)	817台	1,031台	946台	
大島郡合併協議会（山口県）					
1 申告相談受付事務については、新町において調整する。					
2～3 略					
丹生郡町村合併協議会（福井県）					
1～2 略					
3 口座振替制度については、合併時に次のとおり調整する。ただし、合併する年度については、旧町村の例による。					
（1）対象税目、取扱金融機関及び口座振替手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。					
（2）振替日については、各税通常納期限とする。					
4～5 略					

石巻地域合併協議会（宮城県）

- 1～2 略
- 3 口座振替については、合併時に統一することとし、全ての税目を指定金融機関及び収納代理金融機関で取扱う。
口座振替手数料については、合併時に統一する方向で調整する。
- 4 軽自動車の標識弁償金については、石巻市の例により合併時に統一する。
なお、標識については、石巻市の例により合併後速やかに統一する。
- 5 略

海部西部4町村合併協議会（愛知県）

- 1 略
- 2 口座振替については、納税を促進するため、現行の取扱金融機関を基本に調整する。
- 3 略
- 4 軽自動車標識については、合併後、新市による標識を交付することとし、合併期日前日までに各町村で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。なお、新規・再交付の取扱いは、現行のとおりとする。
- 5 確定申告受付については、住民の便宜を図るよう、新市において調整する。
- 6 略

指宿地区4市町合併協議会（鹿児島県）

- 1 収納の方法、納税通知、口座振替制度については、指宿市の制度を適用する。
- 2 略
- 3 軽自動車標識弁償金については、4市町とも相違がないことから、現行のとおりとする。
- 4 標識については、新規登録車両のみ交付し、合併前の交付済標識は現行のままとする。

協議第 4 4 号

議会関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 6 月 1 0 日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会 長 加 藤 静 治

協 議 状 況	
提 案	平成 1 6 年 6 月 1 0 日
協 議	平成 年 月 日
確 認	平成 年 月 日

議会関係事業の取扱いについて

議会関係事業の取扱いの確認について
<ol style="list-style-type: none">1 定例会の回数及び招集時期については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。2 委員会種別と委員数については、新市の議会において定めるものとする。3 議会広報等については、新市において調整するものとする。

協議項目	24-7 議会関係事業の取扱い																	
調整の内容	1 定例会の回数及び招集時期については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 委員会種別と委員数については、新市の議会において定めるものとする。 3 議会広報等については、新市において調整するものとする。																	
留意事項	<p>議会関係事業においては、議会運営、議員活動などに関連する事務事業の調整を行う必要がありますが、議員のみ提出権があるような議会会議規則や委員会条例など、他の項目と異なり、新市の議会が招集され提案されるまで制定できないものもあります。</p> <p>このことから、議会関係事業の取扱いについては、現在の3町の事務事業の現況の把握と課題の整理が主な内容となりますが、合併後の方向性を示すことも必要です。</p> <table border="1" data-bbox="488 778 2110 829"> <tr> <td data-bbox="488 778 698 829">調整の内容</td> <td colspan="3" data-bbox="698 778 2110 829">1 定例会の回数及び招集時期については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</td> </tr> </table> <p>定例会とは、地方公共団体の議会で定期的に招集される会議です。</p> <p>地方自治法の規定においては、従来は年4回以内の条例で定める回数招集することとされていましたが、地方自治法の一部改正（平成16年5月26日公布、同日から6月以内で政令で定める日施行）により、回数に制限なく、条例で定める回数招集することとされました。</p> <p>【3町の現況】</p> <table border="1" data-bbox="488 1120 2110 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 1120 943 1171">西枇杷島町</th> <th data-bbox="943 1120 1397 1171">清洲町</th> <th data-bbox="1397 1120 1852 1171">新川町</th> <th data-bbox="1852 1120 2110 1171">具体的な調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 1171 943 1270">(1) 定例会の回数 年4回</td> <td data-bbox="943 1171 1397 1270">(1) 定例会の回数 同左</td> <td data-bbox="1397 1171 1852 1270">(1) 定例会の回数 同左</td> <td data-bbox="1852 1171 2110 1366" rowspan="2">3町に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1270 943 1366">(2) 定例会の招集時期 3月、6月、9月、12月</td> <td data-bbox="943 1270 1397 1366">(2) 定例会の招集時期 同左</td> <td data-bbox="1397 1270 1852 1366">(2) 定例会の招集時期 同左</td> </tr> </tbody> </table>			調整の内容	1 定例会の回数及び招集時期については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針	(1) 定例会の回数 年4回	(1) 定例会の回数 同左	(1) 定例会の回数 同左	3町に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。	(2) 定例会の招集時期 3月、6月、9月、12月	(2) 定例会の招集時期 同左	(2) 定例会の招集時期 同左
調整の内容	1 定例会の回数及び招集時期については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。																	
西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針															
(1) 定例会の回数 年4回	(1) 定例会の回数 同左	(1) 定例会の回数 同左	3町に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。															
(2) 定例会の招集時期 3月、6月、9月、12月	(2) 定例会の招集時期 同左	(2) 定例会の招集時期 同左																
1 定例会の開催及び招集																		

2 委員会種別、委員数

調整の内容 2 委員会種別と委員数については、新市の議会において定めるものとする。

地方自治法においては、地方公共団体の議会は次の委員会を置くことができるとされています。

- 常任委員会
その部門の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査をするため、条例で定め常設する委員会のことをいいます。すべての議員はそれぞれいずれかひとつの常任委員会の委員になることが定められています。
- 議会運営委員会
円滑な議会の運営を期するために、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る場として設置されています。
- 特別委員会
常任委員会とは別に、特定の問題についての審査・調査を目的に臨時的に設置される委員会です。その設置目的が終了すれば解散します。

【3町の現況】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
(1) 常任委員会 ①総務文教常任委員会 (現員8名) ②福祉建設常任委員会 (現員7名) (2) 議会運営委員会 (現員6名) (3) 特別委員会 現在設置なし	(1) 常任委員会 ①総務文教常任委員会 (現員5名) ②建設常任委員会 (現員5名) ③福祉常任委員会 (現員5名) (2) 議会運営委員会 (現員7名) (3) 特別委員会 同左	(1) 常任委員会 ①総務建設常任委員会 (現員8名) ②文教福祉常任委員会 (現員7名) (2) 議会運営委員会 (現員5名) (3) 特別委員会 同左	新市の議会において定める。

3 議会広報等	調整の内容			3 議会広報等については、新市において調整するものとする。
	【3町の現況】			
	西枇杷島町	清 洲 町	新 川 町	具体的な調整方針
(1) 議会広報 ①発行方法 町広報に議会だよりコーナーを設けている。 ②発行回数 原則年4回 ③編集委員会 なし	(1) 議会広報 ①発行方法 議会だよりを単独発行 ②発行回数 同左 ③編集委員会 同左	(1) 議会広報 ①発行方法 議会だよりを単独発行 ②発行回数 原則年5回 ③編集委員会 広報編集委員会 (現員6名)	議会広報は単独発行する。 発行回数等については、新市の議会において調整する。	
(2) ホームページ なし	(2) ホームページ 町ホームページ内に開設済み	(2) ホームページ なし	新市の議会において調整する。	
【参考法令等】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方自治法（抄）</div> （招集） 第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。議員定数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、当該普通地方公共団体の長は、これを招集しなければならない。 2 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない			

ない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

(定例会・臨時会及び会期)

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

※地方自治法の一部改正（平成16年5月26日公布、同日から6月以内で政令で定める日施行）により、回数に制限なく、条例で定める回数招集することとされました。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

4以下 略

(常任委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

2 議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除く外、議員の任期中在任する。

3 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

4以下 略

(議会運営委員会)

第109条の2 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

2 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

4 略

(特別委員会)

第110条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

2 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

3 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

4 先進事例

新市町名 合併期日	調整方針
愛南町（愛媛県） 平成16年10月1日 合併予定	議会業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。
大洲市（愛媛県） 平成17年1月11日 合併予定	1 本会議の運営については、新市において大洲市の例により調整する。 2 各種委員会については、新市において新たに制度等を創設する。 3 議会の広報については、新市において大洲市の例により調整する。
海陽町（徳島県） 平成17年3月1日 合併予定	1 議会運営については、新町の議会において定める。 2 委員会の設置及び運営については、新町の議会において定める。 3 議員補償等については、新町の議会議員においても加入する。ただし、議員互助については新町の議会において調整する。 4 議会事務局の設置については、新町の議会において定める。

協議第45号

住民関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会 長 加 藤 静 治

協 議 状 況	
提 案	平成16年 6月10日
協 議	平成 年 月 日
確 認	平成 年 月 日

住民関係事業の取扱いについて

住民関係事業の取扱いの確認について

窓口業務については住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

- (1) 閉庁時の窓口業務については、土曜日、日曜日の午前中に住民票の写し等の発行業務を行い、電話予約サービスについては、新川町の例により実施するものとする。
- (2) 各種証明書発行については、現行のとおり行うものとする。
- (3) 臨時運行許可については、取り扱うものとする。

協議項目	24-8 住民関係事業の取扱い								
調整の内容	<p>窓口業務については住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。</p> <p>(1) 閉庁時の窓口業務については、土曜日、日曜日の午前中に住民票の写し等の発行業務を行い、電話予約サービスについては、新川町の例により実施するものとする。</p> <p>(2) 各種証明書発行については、現行のとおり行うものとする。</p> <p>(3) 臨時運行許可については、取り扱うものとする。</p>								
1 窓口業務	調整の内容		閉庁時の窓口業務については、土曜日、日曜日の午前中に住民票の写し等の発行業務を行い、電話予約サービスについては、新川町の例により実施するものとする。						
	【3町の現況】								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 727 909 772">西枇杷島町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 772 909 1007"> 窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15 延長窓口時間 金：17:15～19:00 【連絡所】 申請を受付、職員が本庁で証明書の発行をしてもらい、後日、申請を受けた施設で交付する。 福祉センター 月～土：8:30～17:15 創造センター 月～土：8:30～17:15 </td> </tr> </tbody> </table>	西枇杷島町	窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15 延長窓口時間 金：17:15～19:00 【連絡所】 申請を受付、職員が本庁で証明書の発行をしてもらい、後日、申請を受けた施設で交付する。 福祉センター 月～土：8:30～17:15 創造センター 月～土：8:30～17:15	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="909 727 1323 772">清洲町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="909 772 1323 1007"> 窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15 延長窓口時間 土・日：9:00～12:00 </td> </tr> </tbody> </table>	清洲町	窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15 延長窓口時間 土・日：9:00～12:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1323 727 1738 772">新川町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1323 772 1738 1007"> 窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15 </td> </tr> </tbody> </table>	新川町	窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15
西枇杷島町									
窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15 延長窓口時間 金：17:15～19:00 【連絡所】 申請を受付、職員が本庁で証明書の発行をしてもらい、後日、申請を受けた施設で交付する。 福祉センター 月～土：8:30～17:15 創造センター 月～土：8:30～17:15									
清洲町									
窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15 延長窓口時間 土・日：9:00～12:00									
新川町									
窓口業務時間 【本庁】 月～金：8:30～17:15									

【参考資料】

西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
<p>電話予約サービス 【概要】 執務時間中の電話予約により閉庁日時の交付を行う。 【取り扱えるもの】 住民票の写し</p> <p>【予約受付時間】 月～木：8:30～17:15 金　　：8:30～19:00</p> <p>【交付時間】 予約のときに日時を指定してもらう。</p> <p>【交付対象範囲】 本人・同一世帯の親族</p>	<p>電話予約サービス 【概要】 同左</p> <p>【取り扱えるもの】 住民票の写し</p> <p>【予約受付時間】 月～金：8:30～16:00</p> <p>【交付時間】 予約当日の17:15～20:00</p> <p>【交付対象範囲】 同左</p>	<p>電話予約サービス 【概要】 同左</p> <p>【取り扱えるもの】 住民票の写し 印鑑登録証明書</p> <p>【予約受付時間】 月～金：8:30～17:00</p> <p>【交付時間】 予約当日の17:15～21:00 又は土・日・祝日の8:30～21:00</p> <p>【交付対象範囲】 同左</p>	<p>新川町の例により拠点にて行う。</p>

2 各種証明書 発行	調整の内容					
	各種証明書発行については、現行のとおり行うものとする。					
	【3町の現況】					
	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針		
	各種証明書発行 ① 戸籍の謄抄本又は記録事項証明書 ② 戸籍記載事項証明書 ③ 除籍の謄抄本又は記録事項証明書 ④ 除籍記載事項証明 ⑤ 戸籍の届出、申請の受理又は届書その他の記載事項の証明書 ⑥ 住民票の写し ⑦ 戸籍の附票の写し ⑧ 住民票記載事項証明書 ⑨ 外国人登録原票記載事項証明書 ⑩ 印鑑登録証明書 ⑪ 身分（元）証明書 ⑫ 年金現況証明書 ⑬ 不在住不在籍証明書 ⑭ 土地名称変更に係る住所変更証明書 ⑮ 火葬許可証にかわる証明書等			同左	同左	現行のとおり行う。

3 臨時運行許可	調整の内容			
	臨時運行許可については、取り扱うものとする。			
【参考法令】	臨時運行許可とは自動車等（車検証の日付が切れているなどの車両）の検査登録などを受ける目的で公道を走行する場合は、許可を受け臨時に走行が認められる制度			
	【3町の現況】			
	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
臨時運行許可	実施している。	実施している。	実施していない。	拠点で取り扱う。
	戸籍法（抜粋）			
	(届出地の原則)			
	第25条 届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でこれをしなければならない。			
	2 外国人に関する届出は、届出人の所在地でこれをしなければならない。			
	(本籍分明届)			
	第26条 本籍が明かでない者又は本籍がない者について、届出があつた後に、その者の本籍が明かになつたとき、又はその者が本籍を有するに至つたときは、届出人又は届出事件の本人は、その事実を知つた日から10日以内に、届出事件を表示して、届出を受理した市町村長にその旨を届け出なければならない。			
	(届出の方法)			
	第27条 届出は、書面又は口頭でこれを行うことができる。			
	住民基本台帳法（抜粋）			
	(目的)			
	第1条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。			

(国及び都道府県の責務)

第2条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第21条において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）がすべて一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

(市町村長等の責務)

第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行なうように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

4 何人も、第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。

(住民の住所に関する法令の規定の解釈)

第4条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

道路運送車両法（抜粋）

(臨時運行の許可)

第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長（「行政庁」という。次条において同じ。）が行う。

先進事例

■ さいたま市

市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。

■ 東かがわ市

- 1 電話による証明書等の時間外交付については、引き続き実施し、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 夜間役場の取扱いについては新市において調整する。

■ 須賀川市・長沼町合併協議会

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

■ 西濃圏域合併協議会

窓口業務については、総合窓口化を視野に入れて、市民サービスの向上につながるよう調整するものとする。

■ 根上町・寺井町・辰口町合併協議会

分庁方式を採用する中で、各庁舎に総合窓口的機能を設け、また閉庁時における窓口業務についても、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。

■ 東濃西部合併協議会

窓口業務については市民サービスの低下とならないよう次のとおり調整する。

- 1 3市1町の本庁舎の窓口業務については3市の例により合併時までに統一する。また、既支所・出張所等の窓口業務については、統一に向け合併時までに調整を図る。
- 2 ICカードの運用を引き続き推進し、市民サービスの充実を図る。
- 3 閉庁時の窓口業務の取扱いについては、合併時までに調整を図る。

協議第46号

国民健康保険関係事業の取扱いについて（事前提案）

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

会長 加藤 静 治

協 議 状 況	
提 案	平成16年 6月10日
協 議	平成 年 月 日
確 認	平成 年 月 日

国民健康保険関係事業の取扱いについて

国民健康保険関係事業の取扱いの確認について
<ol style="list-style-type: none">1 高額療養費貸付制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。2 出産費資金貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。3 国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって9名とする。

協議項目	24-9 国民健康保険関係事業の取扱い																											
調整の内容	1 高額療養費貸付制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 出産費資金貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3 国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって9名とする。																											
1 高額療養費貸付制度	調整の内容 高額療養費貸付制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。																											
	【3町の現況】 <table border="1" data-bbox="488 579 2112 922"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>西枇杷島町</th> <th>清洲町</th> <th>新川町</th> <th>具体的な調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貸付あ っせん の額</td> <td>基準額</td> <td>高額療養費支給 見込額</td> <td rowspan="3">同左</td> <td rowspan="3">同左</td> <td rowspan="5">現行のとおり新市に引き 継ぐものとする。</td> </tr> <tr> <td>額(率)</td> <td>10分の9以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td colspan="2">15年度利用件数</td> <td>38件</td> <td>30件</td> <td>18件</td> </tr> </tbody> </table>					区分		西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針	貸付あ っせん の額	基準額	高額療養費支給 見込額	同左	同左	現行のとおり新市に引き 継ぐものとする。	額(率)	10分の9以内	限度額	なし	利率		無利子	15年度利用件数		38件	30件
区分		西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針																							
貸付あ っせん の額	基準額	高額療養費支給 見込額	同左	同左	現行のとおり新市に引き 継ぐものとする。																							
	額(率)	10分の9以内																										
	限度額	なし																										
利率		無利子																										
15年度利用件数		38件	30件	18件																								
2 出産費資金貸付事業	調整の内容 出産費資金貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。																											
	【3町の現況】 <table border="1" data-bbox="488 1085 2112 1385"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>西枇杷島町</th> <th>清洲町</th> <th>新川町</th> <th>具体的な調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貸付金額</td> <td>基準額</td> <td>出産育児一時金支給 見込額</td> <td rowspan="3">同左</td> <td rowspan="3">同左</td> <td rowspan="5">現行のとおり新市 に引き継ぐものと する。</td> </tr> <tr> <td>額(率)</td> <td>10分の8以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td colspan="2">15年度利用件数</td> <td>2件</td> <td>6件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table>					区分		西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針	貸付金額	基準額	出産育児一時金支給 見込額	同左	同左	現行のとおり新市 に引き継ぐものと する。	額(率)	10分の8以内	限度額	240,000円	利率		無利子	15年度利用件数		2件	6件
区分		西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針																							
貸付金額	基準額	出産育児一時金支給 見込額	同左	同左	現行のとおり新市 に引き継ぐものと する。																							
	額(率)	10分の8以内																										
	限度額	240,000円																										
利率		無利子																										
15年度利用件数		2件	6件	3件																								

【参考資料】

3 国民健康保険運営協議会

調整の内容	国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって9名とする。
-------	--

【3町の現況】

区分	西枇杷島町	清洲町	新川町	具体的な調整方針
1 被保険者を代表する委員	3名	3名	3名	3名
2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員	3名	3名	3名	3名
3 公益を代表する委員	3名	3名	3名	3名
計	9名	9名	9名	9名

<p>参考法令</p>	<p>国民健康保険法（抜粋）</p> <p>（国民健康保険運営協議会）</p> <p>第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</p>
<p>先進地事例</p>	<p>3 組合は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。</p> <p>稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会</p> <p>国民健康保険運営協議会の委員定数及び構成については、稲沢市の例による。ただし、合併後当分の間、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮し、決定する。</p>

新市建設計画について

別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会
会 長 加 藤 静 治

別紙

- 1 新市建設計画（素案） 1 序論～4 まちづくりの基本方針 について
別添のとおり
- 2 「西枇杷島町・清洲町・新川町新市建設計画」に関する住民意見提出制度（住民パブリックコメント制度）意見募集の実施について
裏面実施概要により実施するものとする。

西枇杷島町・清洲町・新川町新市建設計画」に関する
住民意見提出制度（住民パブリックコメント制度）意見募集の実施について

1 意見募集の名称

西枇杷島町・清洲町・新川町新市建設計画」の策定について

2 意見募集の目的

新市の将来に関するビジョンを明らかにする役割を果たす「西枇杷島町・清洲町・新川町新市建設計画」の策定に関する住民の提案を募集し、住民合意による計画策定に資する。

3 参考資料の入手方法

合併協議会事務局、または、ホームページ
・3町に設置されている合併情報コーナー

4 意見の提出先

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会事務局

5 意見の募集期間及び提出方法

(1)募集期間

平成16年6月26日(土)から7月15日(木)まで

(2)意見の提出方法

郵送・ファックス・電子メール

西枇杷島町・清洲町・新川町新市建設計画」に関する
住民意見提出制度（住民パブリックコメント制度）意見募集の実施について

地方分権の進展に伴い、これまで以上に地方自治体や住民の「自立と自己責任」が求められる中、住民の信頼を基本とする住民本位の開かれた行政運営を推進することが求められており、これは西枇杷島町・清洲町・新川町（以下、「3町」といいます。）の合併協議においても同様だと考えています。

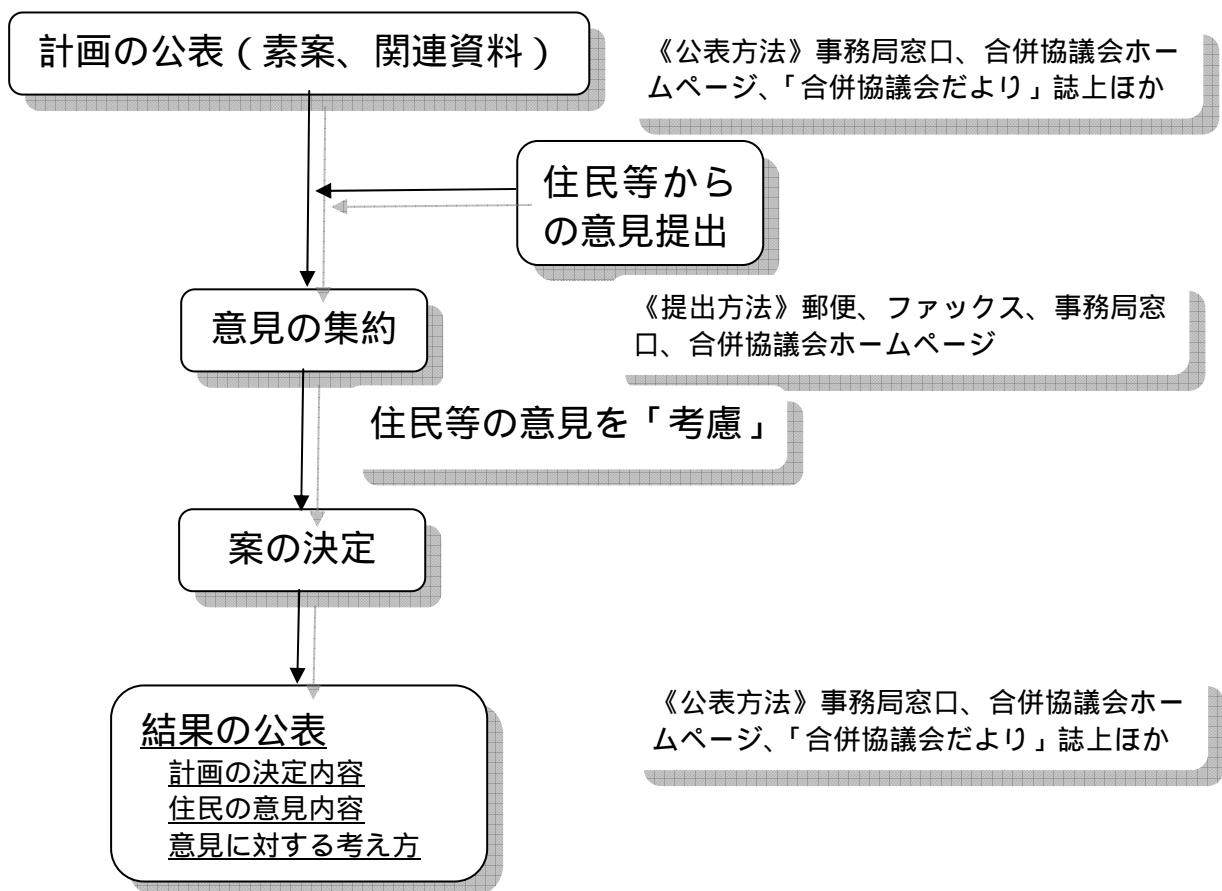
このため、3町合併協議会では、新市建設計画の策定に関して、政策形成過程において幅広い住民の声を求める「住民意見提出制度（住民パブリックコメント制度）」に基づく意見の募集をします。

住民意見提出制度（住民パブリックコメント制度）の概要

【一般的なパブリックコメント制度とは】

住民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、住民の皆さんからご意見等をいただき、考慮して決定するとともに、寄せられたご意見とそれに対する行政の考え方を公表する制度です。

今回のパブリックコメント実施の流れ】



【合併協議会が制度を実施するのは】

3町及び合併協議会では、住民主体の合併協議を進めるため、従来から協議会の情報を積極的に提供するとともに、アンケートなどさまざまな方法で住民の皆さんのご意見を聴いてきました。

しかしながら、地域の特性を生かした合併協議をさらに進めていくためには、施策等の決定の前に、案を公表してお知らせし、情報の共有を図るとともに、住民の皆さんのご意見等をいただき、寄せられたご意見等を考慮して、施策等を決定していきたいと考えています。

そのため、合併協議会で策定する「西枇杷島町・清洲町・新川町新市建設計画」の策定について、パブリックコメントを実施し、住民の皆さんのご意見を募集することとしました。

これにより、合併協議における公正の確保と透明性の向上を図り、住民参加をより実質的なものとしていくほか、住民にとって合併協議がより身近で分かりやすいものとし、合併協議会と住民との協働による開かれた協議会運営を推進していきます。

【ご意見を募集する施策等】

西枇杷島町・清洲町・新川町新市建設計画」の策定

【実施機関】

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

【意見等を提出できる方】

西枇杷島町・清洲町・新川町内に在住・在勤・在学の方、町内事業者及び団体、計画案に利害関係のある方

【実施の手続き】

(1)新市建設計画の素案を公表

案を、事務局窓口、3町合併情報コーナー、合併協議会ホームページで公表するほか、「合併協議会だより」に概要を掲載します。

(2)住民の皆さんからご意見等を募集

募集期間

平成16年6月26日(土)から7月15日(木)まで

意見の提出方法

事務局窓口へお持ちいただくほか、郵送・ファックス・電子メール等でも受け付けます。(様式は任意。住所、氏名等を記入していただきますが、公表はしません。)

(3)計画案の決定

住民の皆さんから寄せられたご意見等を考慮して、計画案を決定します。

(4)結果の公表・提出された意見の取扱い

お寄せいただいたご意見に対しては直接回答しかねますが、決定した計画の内容、寄せられたご意見の概要、ご意見に対する合併協議会の考え方を、一定の期間公表します。

結果については、事務局窓口、3町合併情報コーナー、合併協議会ホームページで公表し、「合併協議会だより」でも概要をお知らせします。

確認事項

第6回西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会の開催日程について

- 1 日 時 平成16年6月25日(金)
午後1時30分から

- 2 場 所 新川町 新川町役場 3階大会議室

第 5 回西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会席次表

事務局	合併協議会 事務局長	事務局
-----	---------------	-----

西枇杷島町長 毛利 副会長	新川町長 加藤 会長	清洲町長 花木 副会長
------------------	---------------	----------------

報道関係者席	清洲町助役 瀬尾 委員	愛知県尾張事務所長 加藤委員	3 町職員席
	清洲町議長 高山 委員	西枇杷島町助役 長谷川 委員	
	清洲町議員 水野 委員	西枇杷島町議長 近藤 委員	
	清洲町議員 天野 委員	西枇杷島町議員 石田 委員	
	清洲町 大竹 委員	西枇杷島町議員 戸水 委員	
	清洲町 後藤 委員	西枇杷島町 石垣 委員	
	清洲町 福田 委員	西枇杷島町 和田 委員	
	新川町助役 近藤（靖）委員	西枇杷島町 奥田 委員	

新川町議長 浅井 委員	新川町議員 近藤（敏）委員	新川町議員 井上 委員	新川町 鹿取 委員	新川町 芳村 委員	新川町 佐野 委員
----------------	------------------	----------------	--------------	--------------	--------------

< 傍聴席 >

新市建設計画（素案）

1 序論～4 まちづくりの基本方針



西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

目次

1	序論	1
1 - 1	合併の必要性	1
1 - 2	計画策定の方針	3
2	新市の概況	5
2 - 1	位置・地勢・面積	5
2 - 2	人口・世帯数	7
2 - 3	歴史・沿革	8
2 - 4	産業	9
3	主要指標の見通し	12
3 - 1	人口（総人口、年齢別人口）	12
3 - 2	世帯数	14
4	まちづくりの基本方針	15
4 - 1	まちづくりの理念	15
4 - 2	新市の将来像	16
4 - 3	まちづくりの基本方針	17
4 - 4	土地利用方針	19
5	新市の主要施策	21
	【調整中】	
6	新市における愛知県事業の推進	22
	【調整中】	
7	公共的施設の統合整備	23
	【調整中】	
8	財政計画	24
	【調整中】	

1 - 1 合併の必要性

3町の沿革とさまざまな結びつき

西枇杷島町・清洲町・新川町（以下「3町」という。）の行政区域が形づくられたのは、今からほぼ100年前の明治39年（1906年）のことです。その後、昭和に入り清洲町が隣接町村の一部と合併してからでも半世紀以上が経過しています。

3町はすでに、し尿処理、ごみ処理、消防、救急など、住民生活の根幹を支える仕事を共同で処理しています。また、さまざまな民間分野での活動や警察、郵便など国・県の行政も3町の境界を越えて展開されています。

3町の合併は、これまで進めてきた広域的な事務の共同処理を一層効率化しながら、1町単独の財政力・組織力では解決することの難しかった共通の課題に一体的・総合的に対応し、それを克服していくための取組みです。

地方分権の進展への対応

我が国の社会経済は、ITの飛躍的發展を背景に、従来の規格大量生産型社会から大きく変貌を遂げるとともに、また、地球環境問題や、グローバルな社会経済活動の広がりなど、世界的な潮流の変化も顕在化しています。

こうした中で、これらの変化に対応した地域経済運営や、環境共生型社会づくり、医療、保健、福祉への対応、あるいは子どもを取り巻く環境の変化に対応した人づくりなど、市町村が対応すべき新たな行政課題が増大しています。

3町の合併は、行政課題が高度化、多様化する一方、地方分権改革が自立した財政基盤をともなう自治体の確立へと向かう今日、市町村が地域における負担と受益の関係を明確にしつつ、自ら施策を決定し、説明責任を果たしうる体制を整備していくための取組みです。

少子高齢化の進行への対応

出生率低迷の影響を受け、今後我が国の人口は減少し、全体としての高齢化が進行していきます。このため、将来、少数の生産年齢人口が多くの高齢者を支える社会が到来するものと予測されています。

3町においても、生産年齢人口(15歳～64歳人口)比率は平成2年から7年までに

ピークを迎え、その後減少に転じている一方、高齢人口(65歳以上人口)比率については、一貫した上昇傾向を示しており、少子高齢化が確実に進行しています。

このような来るべき本格的な少子高齢社会においても、安心して住民の生活を支え、向上させるため、これまで以上に効率的で力強い行政の体制を形成するために3町の合併は必要です。

生活圏の広域化への対応

現在、3町のいずれにおいても、住民の6割以上が他の市町へ通勤・通学しており、また、購買行動においても、3町相互の流入が進み、生活圏としての結びつきを深めています。

3町の合併は、すでに3町それぞれの行政の圏域を意識することなく日常的に行われている住民生活の圏域に合わせていくため、行政の枠組みを再編成するものです。

厳しい財政状況への対応

依然として厳しい経済情勢が続く中、平成15年度末には、国と地方を合わせた借金が国民1人当たり548万円に相当する695兆円に上るなど、我が国の財政状況は、先進国最悪の危機的な状況にあります。

3町の合併は、行財政運営の効率化をこれまで以上に推し進め、行財政システムを持続可能なものへと改革していくための取組みです。

1 - 2 計画策定の方針

(1) 計画策定の根拠及び内容

西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の規定に基づく市町村建設計画（新市建設計画）を策定するものとします。

新市建設計画においては、新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載します。

新市建設計画においては、公共的施設等の統合整備に関する基本的な方針を明らかにするものとします。

新市建設計画については、計画期間を対象とする財政計画を盛り込むこととします。

(2) 計画の期間

新市建設計画の計画期間は、合併年度及びこれに続く 10 年度間とします。

(3) 計画の対象地域

新市建設計画の対象地域は、3 町の全域とします。

(4) 計画策定に当たっての留意事項

合併検討協議会が策定した新市将来構想を基礎として、住民意識調査による住民の意向を踏まえた、住民合意による計画づくりを目指します。

3 町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重するとともに、各地域の持つ自然、歴史、文化などの特徴を活かし、3 町全体の住民福祉と活力の向上を目指します。

新市の持続可能で均衡ある発展を目指すものであることとします。

新市民の交流・連帯が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指します。

新市建設計画には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置づけることとするなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画づくりを目指します。

(5) 新市総合計画との関係

新市建設計画は、その性格上、新市の全分野に渡る個別の施策を網羅するものではありません。

新市において取り組まれる新市全体を対象とする総合計画の策定に当たっては、新市の行政全般にわたる施策について、新市建設計画の趣旨・内容に沿いながら、審議・検討されることが必要です。

2

新市の概況

2 - 1 位置・地勢・面積

3町の区域は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、南部は名古屋市に隣接しています。また、北部は稲沢市及び春日町に接し、東部は名古屋市に、西部は甚目寺町に接しています。

地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔 10m未滿となっています。また、庄内川のほかには新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができます。

交通は広域の利便性に恵まれ、J R 東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、東名阪自動車道、国道 22 号、国道 302 号などの道路網により周辺都市との連携が図られています。

図 2-1 位置図

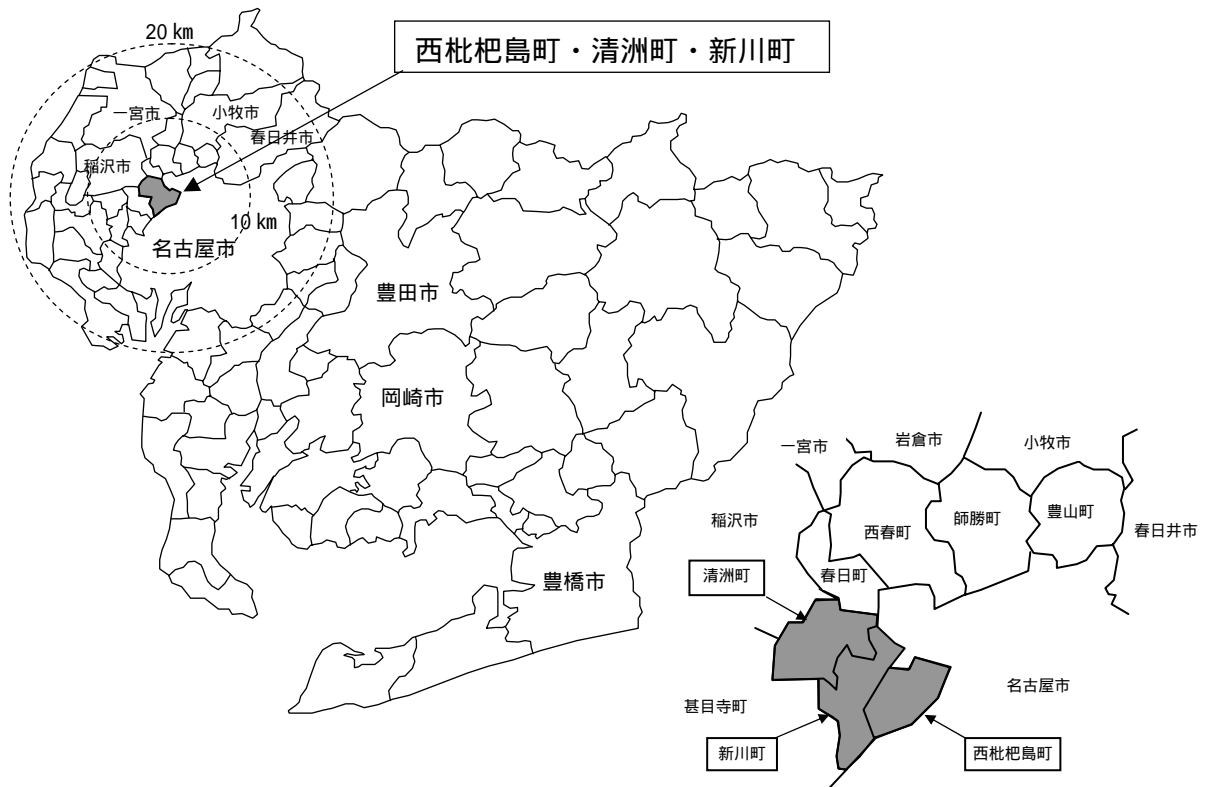
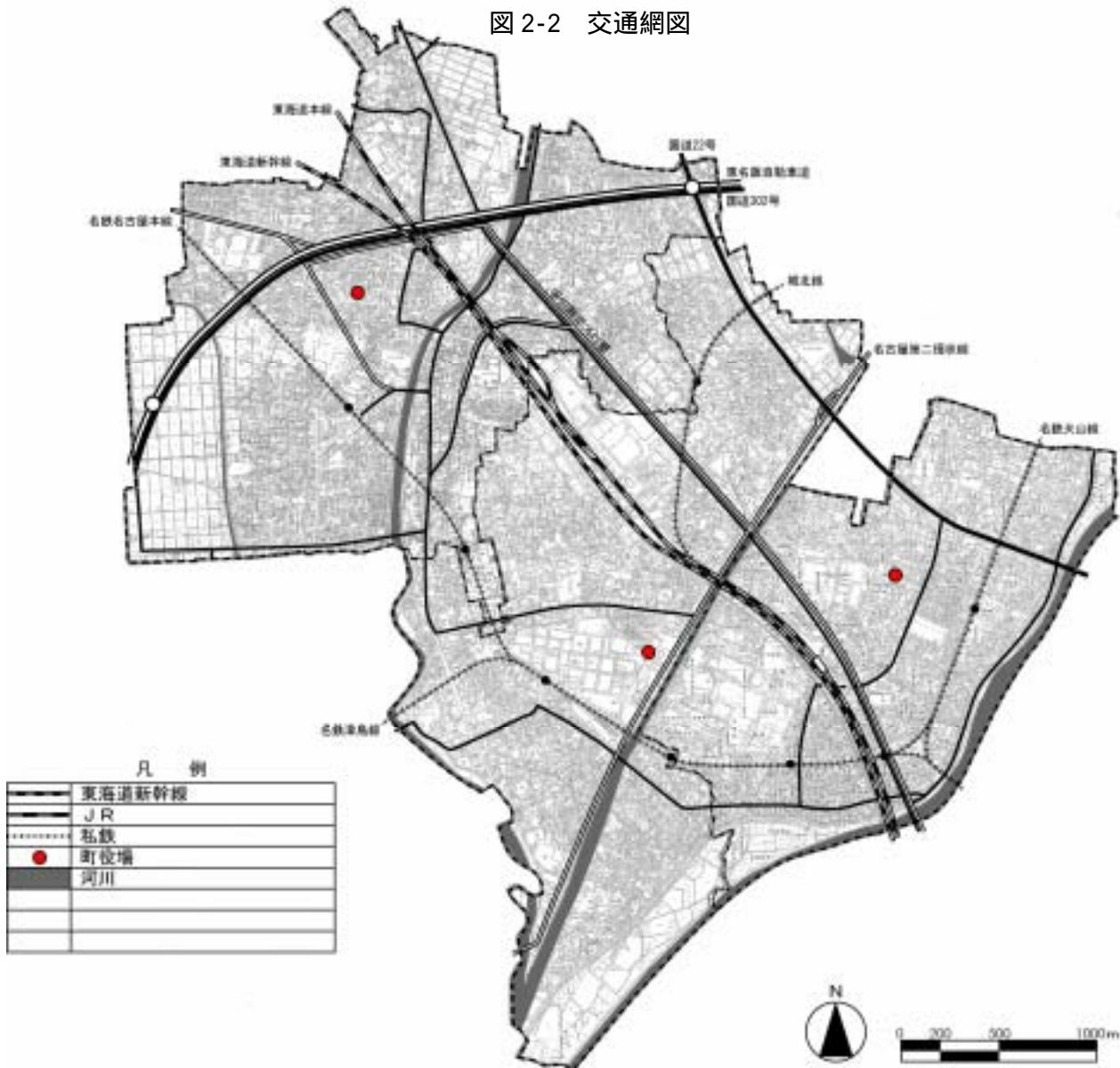


図 2-2 交通網図



3町の総面積は、県内市町村の中で67位に相当する1,331haで、東西約5km、南北約5.5kmの広がりを持ち、愛知県の面積の0.26%にあたります。地目別では、宅地(44.7%)が最も多く、次に道路(18.2%)、農用地(18.0%)、水面・河川・水路(5.3%)、その他(13.8%)となっています。

表 2-1 地目別面積

単位：ha

	総面積	宅 地		農 用 地			森 林 野 原 野	道 路	水面・河川・ 水 路	その他 2)
		住宅地	その他 1)	田	畑	採 草 放 牧 地				
新 市	1,331	329	266	113	127	-	-	242	70	184
構 成 比	100.0	24.7	20.0	8.5	9.5	-	-	18.2	5.3	13.8

*注：その他1)は「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地などである。その他2)は総面積から「宅地」、「農用地」、「森林・原野」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

資料：県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」平成13年

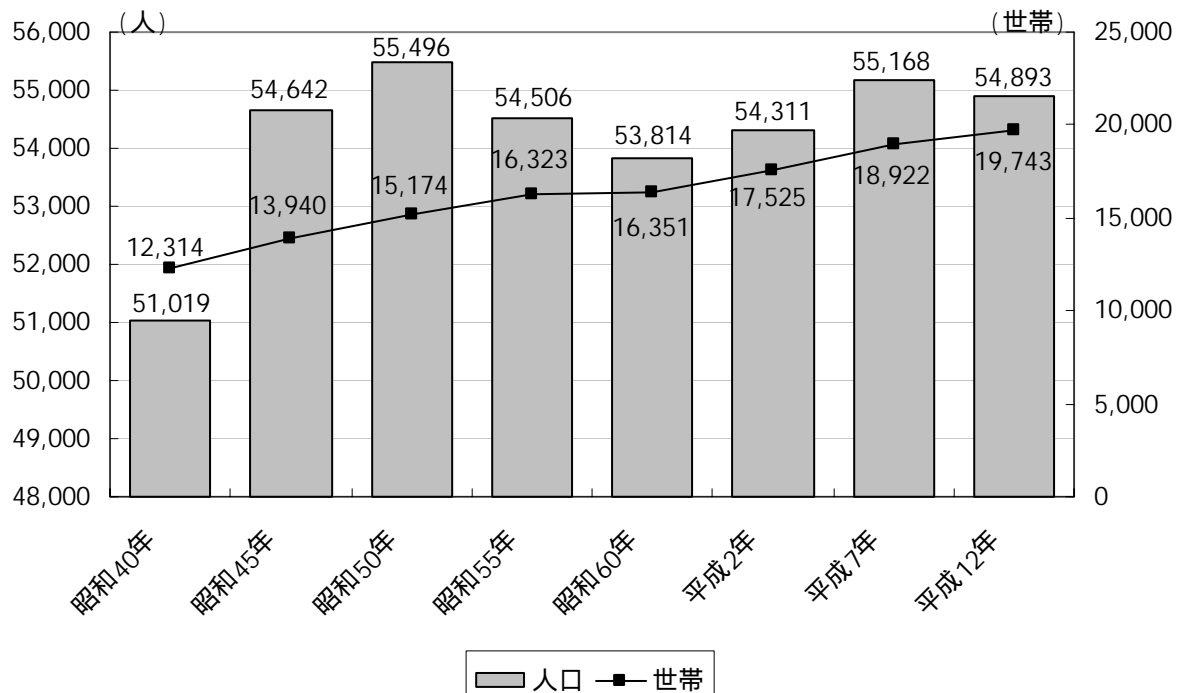
2 - 2 人口・世帯数

現在の人口は、昭和40年から平成12年までの35年間に約8%増で推移し、平成12年には54,893人になっています。

昭和30年代から40年代前半において、3町の人口増加率は全国・県内平均を上回る増加を示していましたが、昭和45年以降は微増減を繰り返しています。しかし、人口密度は、41人/haであり、県内でも密度の高い地域となっています。

また、3町の世帯数は、一貫して増加しており、平成12年には19,743世帯になっています。1世帯当たり人員は、昭和40年代から一貫して減少し、平成12年には2.8人となっています。

図2-3 人口・世帯数の動向



* 資料：各年国勢調査

近代以前

3町の区域の歴史ははるか遠く、尾張平野最大の遺跡である朝日貝塚やそれに接する竹村貝塚にみられる弥生時代までさかのぼります。

また、室町時代のはじめ守護所下津城の別郭として築かれた清洲城など数多くの歴史資源が各地に残っています。弘治元年(1555年)戦国武将織田信長公が那古野城から清洲城へ入城し、慶長年間には城下町一帯が「東海の巨鎮」と称され文化の中心地として、また尾張の要所として栄えた歴史をもっています。

さらに、関ヶ原の合戦で勝利を収めた徳川家康公が通ったとされ、名古屋と中山道を結ぶ最も重要な道路と位置づけられていた美濃街道を、吉例街道として、江戸時代には数多くの大名たちが縁起を担いで通り、家康公の命により開設された青物市場とあわせ、宿場町として大いに栄えた歴史も有しています。

江戸時代中期には、庄内川の氾濫により幾度となく水害にあっていた当地において、多くの農民や地元の役人たちの尊い汗と犠牲により天明7年(1787年)に新川が竣工されました。その他、江戸時代に製作され、200年以上の歴史を誇る5輻の山車が練り歩く尾張西枇杷島まつりは、郷土の伝統文化として現代に継承されています。

近代以後

近代に入ると、明治13年(1880年)春日井郡が東西の二郡に分かれて西春日井郡が誕生した後、西春日井郡内の町村で合併が繰り返されてきました。西枇杷島町は、明治22年(1889年)下小田井村、小場塚新田村の合併により誕生し、現在に至っています。清洲町は、明治39年(1906年)朝田村、一場村、清洲町が合併し、清洲町となった後、昭和18年(1943年)までに大里村や甚目寺町の一部と合併し、現在に至っています。新川町は、明治22年(1889年)土器野新田村、上河原村、中河原村、下河原村が合併し新川村が誕生した後、明治23年(1890年)に町制を施行し、さらに明治39年(1906年)桃栄町、寺野村、阿原村と合併し、現在に至っています。

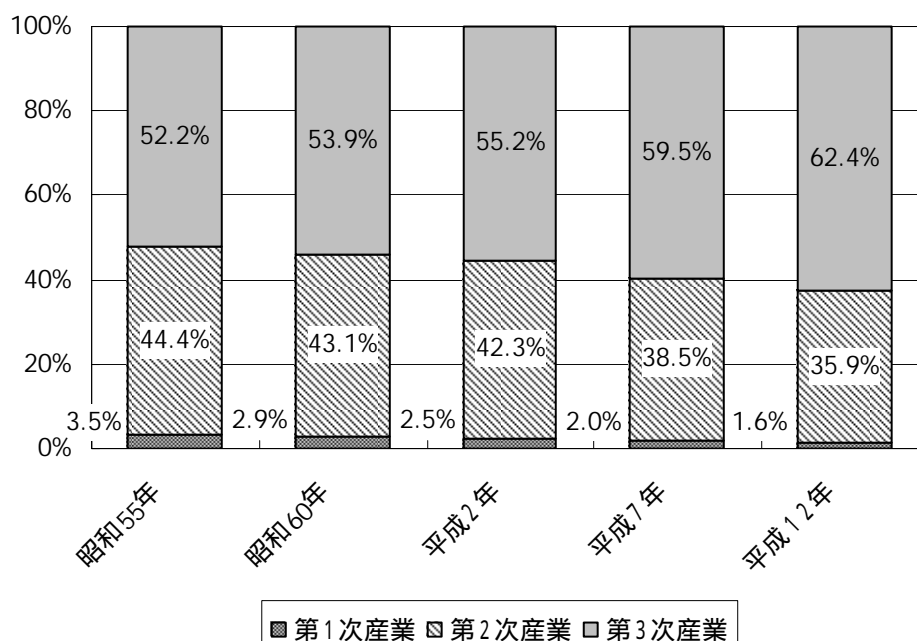
2 - 4 産業

就業構造

3町の産業別就業者数は、28,201人であり、第1次産業が1.6%、第2次産業が35.9%、第3次産業が62.4%です（平成12年）

3町の産業別就業者人口割合については、昭和55年から平成12年にかけて、第2次産業就業人口の割合が約8ポイント以上低くなり、第3次就業人口の割合は約10ポイント高くなっています。

図2-4 産業別就業人口割合の推移



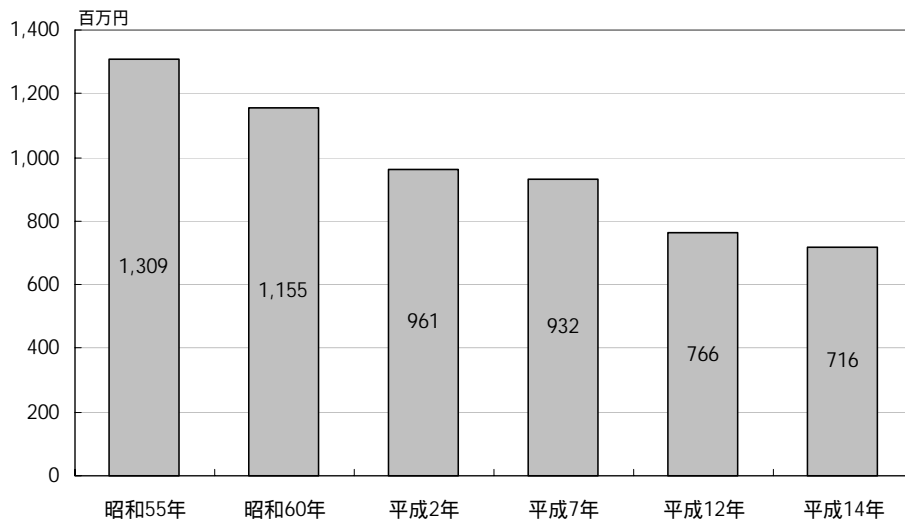
* 資料：国勢調査

農業

3町の農業産出額は、平成14年が約7.2億円ですが、昭和55年の13.1億円から大幅に減少してきました。

農業産出額の品目別の内訳は、野菜が約72%、米が約14%、花きが約12%と野菜作が中心で行われています。

図 2-5 農業産出額の推移



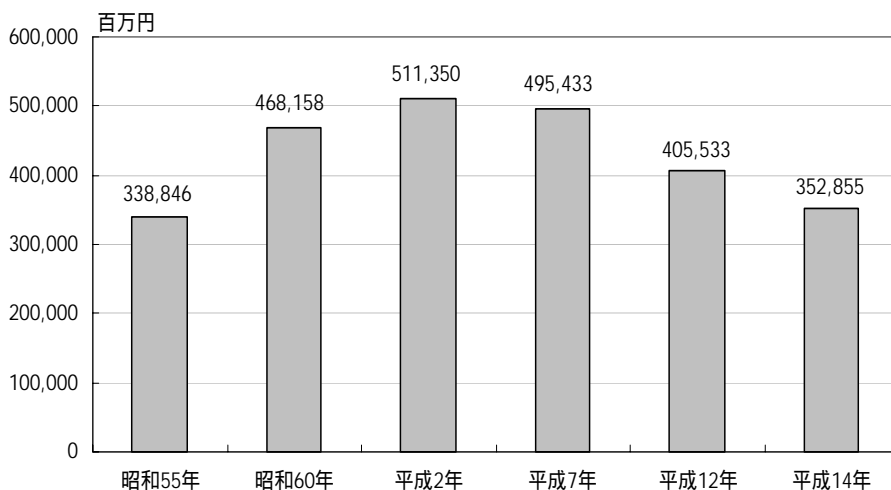
* 資料：東海農政局「愛知農林水産統計年報」

工業

平成 14 年の 3 町の工業の事業所数は 210、従業者数は 8,621 人、製造品出荷額等は 3,529 億円です。

製造品出荷額等の推移をみると、昭和 55 年から平成 2 年まで伸びましたが、その後は平成 14 年まで減少しています。

図 2-6 3 町の製造品出荷額等の推移



* 資料：各年工業統計調査（「あいちの工業」より）

製造品出荷額等について業種別にみると、一般機械が約 36%、電気機器が約 16% とこの 2 業種で過半数を超え、プラスチック、食料品、輸送機器がやや目立ちます。

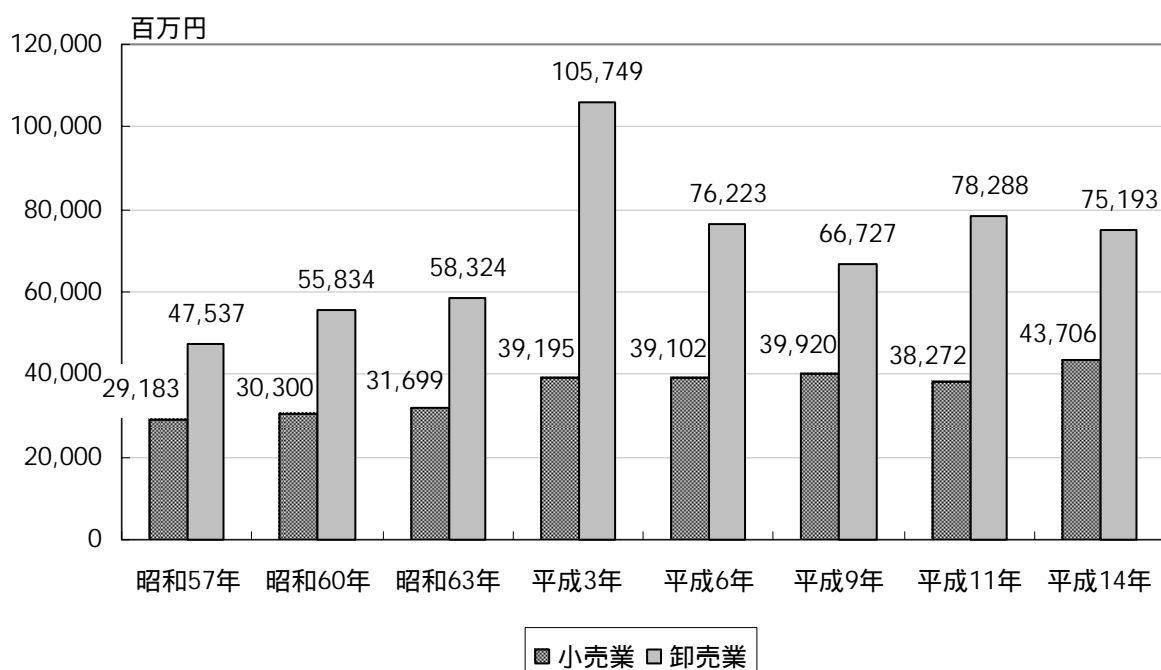
商業

3町の卸売業は、平成14年で事業所数が174、従業者数が1,559人、商品販売額が752億円です。小売業は、事業所数が505、従業者数が3,048人、商品販売額が437億円です

商品販売額の推移をみると、卸売業は平成3年に昭和57年の倍増以上を示し、その後は減少して平成9年からやや盛り返しました。小売業は昭和57年から緩やかに伸び、おおむね横ばいの時期も経て、平成11年から14年にかけて伸びています。

小売業の県内市町村における商品販売額の順位をみると、知多市や蟹江町に次いで県内では30番目、尾張部では19番目になります。

図2-7 新市の年間販売額（小売業・卸売業）の推移



* 資料：各年商業統計調査（「あいちの商業」より）

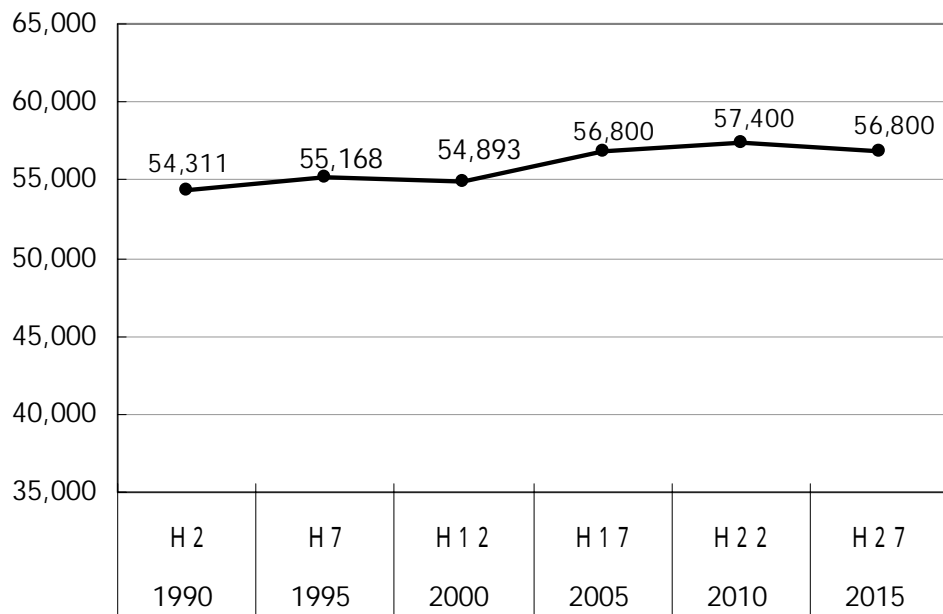
3

主要指標の見通し

3 - 1 人口（総人口、年齢別人口）

新市は、名古屋市に隣接しており通勤に便利なことからベッドタウン化が進み、現在の人口は約 55,000 人です。現在計画されている土地区画整理事業をはじめとする基盤整備事業が進捗すると、新市外からの転入者が増えるため、新市の人口は平成 22 年度には約 57,400 人にまで増加し、平成 27 年には 56,800 人程度になる見通しです。

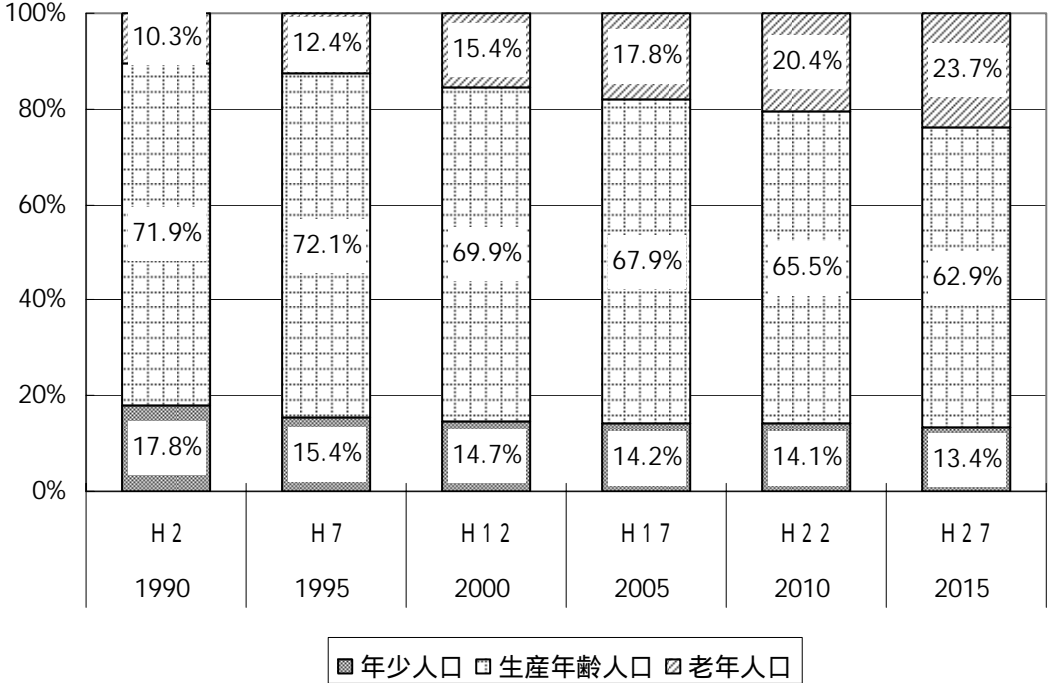
図 3-1 人口の推移と将来見通し



* 資料：国勢調査

年齢別人口構成をみると、出生率の低下や平均寿命の伸長などから、今後も高齢化が進むと考えられ、平成 27 年には老年人口が約 13,440 人となり、全人口に占める割合が 23.7%になると予想されます。

図 3-2 年齢別人口構成の推移

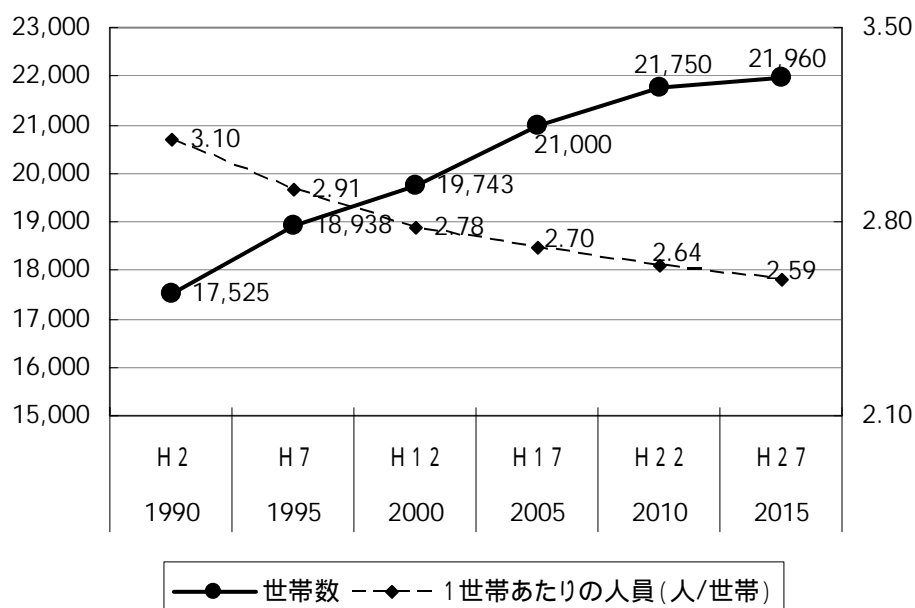


* 資料：国勢調査

3 - 2 世帯数

一方、核家族や単身世帯が増加することにより、1世帯あたりの人員は約2.59人に減少すると予想されます。そのため、世帯数は平成27年には約21,960世帯まで増えると推計されます。

図3-3 世帯数と1世帯あたり人員の推移



* 資料：国勢調査

4

まちづくりの基本方針

4 - 1 まちづくりの理念

新市のまちづくりの理念は、次の3点です。

安心

災害、交通事故、犯罪等から生命・財産が守られ「安心」して生活できる安全なまちづくりを目指します。

また、福祉サービスや保健医療体制が充実し、健康で「安心」して暮らせるまちづくりを目指します。

快適

三つの河川に代表される水のある空間を大切にし、自然と共生し、住みやすく文化的環境が整った「快適」なまちづくりを目指します。

また、広域的な交通利便性を活かし、他の地域との連携を図りながら、便利で「快適」な拠点都市にふさわしいまちづくりを目指します。

創造

新しい経済社会への転換が急速に進む中で、市民や地域企業が多様な価値観のもとで「創造」性豊かな活動ができるまちづくりを目指します。

また、地域の歴史や文化を大切にし、次世代を担う子どもたちの「創造」性を育むまちづくりを目指します。

まちづくりの理念である「安心」、「快適」、「創造」を踏まえ、新市の将来像を次のように設定します。

水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市

「水」とは、当地域の個性である水辺環境の豊かさを示していますが、同時に過去において水害との闘いに代表されるこの地域の取組みの歴史を今後も大切にしていきたいという意志を込めています。

「歴史」とは、当地域の個性である美濃街道、清洲城などの歴史環境の豊かさを示し、地域の歴史や伝統文化を地域住民みんなの大切な財産として継承し、地域の活性化につなげていきたいという願いを込めています。

「安心・快適な環境都市」とは、当地域の共通課題である防災安全性やさらなる生活利便性の向上が実現された、大都市圏にあって自立した魅力ある拠点都市への飛躍・発展を表しています。

4 - 3 まちづくりの基本方針

新市の将来像、「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」を具現化するために、次の6つの新市のまちづくりの基本方針を設定します。

安全・安心で自然が息づくまちづくり

災害発生の未然防止や発生時における被害を最小限にとどめる対策を総合的に進め、災害に強く、住民誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に進めるとともに、庄内川、新川、五条川などの河川について豊かな水辺環境の保全整備を推進します。

便利で快適に暮らせるまちづくり

自然との共生、循環型社会の構築、生活排水や産業排水の適正処理などを推進し、美しく、清らかな地域づくりをめざすとともに、新市内の各地域を連絡する地域内幹線道路の整備、住宅地域の一体的な面整備を実施するなど便利で快適に生活できる居住環境の形成に努めます。

健康でおもいやりのあふれるまちづくり

子育て環境の向上による少子化対策、老人がいきいきと生活できる高齢者対策、物理的・精神的なバリアフリーの推進による障害者対策、各種保険制度の健全運営など保健・医療、福祉施策の充実・連携を図り、健康で安心して平等に生活できる地域社会の形成に努めます。

歴史・伝統・文化・教育を大切にすまちづくり

学校教育や生涯学習などを通じ、社会経済情勢の変化に対応できる人づくりと、清洲城、美濃街道の歴史文化など、個性的な地域資源を活用し、人と歴史、人と人がふれあう空間や機会の充実に努めるとともに、伝統的なまつりの継承・発展と地域の活性化を推進します。また、様々なスポーツを通じた住民の健康づくりを支援します。

創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり

大都市名古屋に隣接する地理的・交通的特性を最大限に生かすため、既存産業の振興、都市型農業の展開、地域住民を対象とした駅周辺部への商業集積、都市型企業の誘導など様々な角度から地域産業の振興を図り、人々がいきいきと働くことのできるまちづくりを推進します。

参加と交流のまちづくり（計画推進のために）

新市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展をめざして、新市はこれまで以上に効率

的・合理的な行政組織の構築や新たな行政運営手法の導入に努め、新市建設計画を着実に推進します。また、高度情報化時代に対応した情報関連施策の充実により、ひと・もの・情報の交流を促進し、住民参加のまちづくりを充実させ、時代をリードする都市の形成をめざします。

新市においては、工業地区と住宅地区が混在していますが、用途純化を基本としつつ、広域的な交通利便性と職住近接のメリットを活かして、産業と住宅が共存する地域として整備する必要があります。

J R 枇杷島駅、名鉄新清洲駅、名鉄須ヶ口駅を中心とする地域を商業地誘導の拠点として、都市機能の集積による交流拠点とします。

新市を南北に流れる庄内川、新川、五条川の流域を市民がいこう水辺空間として整備し、清洲城や美濃街道などの新市を特徴づける歴史的資源を活用して、歩行者がやすらぎを感じて歩くことができる歩行系の軸を確保し、地域の文化の向上を図る必要があります。

これらを拠点商業地誘導ゾーン、いこいの水辺保全・活用ゾーン、歴史的資源活用軸として、国道 302 号、名古屋第二環状線、国道 22 号線、名古屋祖父江線を基幹とする広域幹線交通軸、新市の公共施設等を連絡する地区幹線交通軸及び旧 3 町の中心部と新市の中心部を連絡する地域内連絡幹線道路によって連結することにより、新市全体の均衡ある発展と広域的な交流・連携を図ることが必要です。

図 4-1 土地利用方針



5

新市の主要施策

【調整中】

6

新市における愛知県事業の推進

【調整中】

7

公共的施設の統合整備

【調整中】

8

財政計画

【調整中】

第5回西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会 修正確認事項

日 時 平成16年6月10日(木)

午後1時30分～

場 所 清洲町 町民センター2階

1 協議第33号

補助金・交付金等の取扱い

箇所	修正前	修正後	修正理由
19頁 20頁	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、 _____ 次 のとおり調整するものとする。	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、 その額の見直しも含め、次 のとおり調整するものとする。	委員の提案により
49頁 可燃ごみの欄	新川町の例によるものとする。	手数料は、実費を勘案し、合併時までに調整する。	事務局の再提案により
49頁 不燃ごみの欄	新川町の例によるものとする。 _____ ただし、空き缶・金物類の袋を合併時に別途設ける。	手数料は、実費を勘案し、合併時までに調整する。ただし、空き缶・金物類の袋を合併時に別途設ける。	